

令和 4 (2022) 年度

自 己 点 検 ・ 評 価

令和 4 (2022) 年 10 月

北海商科大学

北海商科大学における自己点検・評価

刊行にあたって

本書は、北海商科大学の教育研究活動等の状況とその評価を取り纏めたものである。

北海商科大学（以下、「本学」という）は、商学部のもとに商学科と観光産業学科を擁する単一学部の大学であり、平成18（2006）年に北見市から札幌市に移転し、同時に校名を、北海学園北見大学から北海商科大学へと変更した。その際に、「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育目標を掲げ、「アジアの中の日本」を自覚しながら、アジアで共生していくための新しい構想力と実践力を培うという特色のある独自のカリキュラムを編成しながら教育活動を実践してきた。その結果として、語学を身につけ、異文化コミュニケーションを実践しうる人材を多く排出するなど、一定の教育成果を挙げることで社会的評価を受けてきている。

こうした学部教育を基礎に、更なる高度な専門教育研究を図るため、平成23（2011）年度には大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程、平成25（2013）年度には同博士後期課程を開設し、継続的に学位（修士、博士）を授与している。

以上のように、本学は、社会的要請にも応えつつ、教育目標の達成に向け着実に前進してきている。こうした大学の歩みを受けて、本書は本学が教育研究水準の向上や活性化のための組織的対応の強化を努めること、またその社会的責任を果たしていくことを目的として学内公開すると同時に、広く社会からのさらなる理解と助言を頂戴するために公開するものである。

本年度も昨年度に引き続きCOVID-19の世界的な蔓延の状況に大きな変化がなく、教育・研究・校務の全般にわたりコロナ禍での業務様式での対応を余儀なくされた。収束の見定めができない中、引き続きCOVID-19への適切な対応を図っていく必要がある。ついては、COVID-19のワクチン接種や治療薬開発が進行されるコロナ後のグローバル化や少子高齢化など大きな社会的転換期への対応を模索しながらも迅速かつ的確に取り組んで行かなくてはならない。大学の社会的な役割としてこれまでにない大きな状況転換を的確に把握し、その状況転換を逆にバネとして未来志向の大学形成を進めていけるかが重要であり、その意味で時代の要請を踏まえて適応でき得る知的能力を身につけた有為な人材を輩出するために、教育研究内容の向上と進化、それに伴う変革を不断に追及していくという目標には変わりがない。そのためにも教職員が一丸となって取り組むことが何よりも重要であるということもまた変りがない。本書がこうした取り組みを進めるための素材となることを希求したい。

北海商科大学 学長 伊藤 昭男
大学院商学研究科長 阿部 秀明

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動	78
V. 法令等の遵守状況一覧	89
VI. 教育と研究活動一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

北海商科大学（以下「本学」という）は、創設以来の建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、最高の学術とその応用を研究教授し、広く知識を授け、これまでも北海道の発展と文化の向上に寄与する教育研究活動を実践してきた。

学校法人北海学園（以下「本学園」という）が経営する本学は、以下の「Ⅱ. 1 本学の沿革 参照」において記述するように、昭和52(1977)年に我が国としては初の公私協力方式大学として、北海道の道東地域で初めての4年制私立大学として北見市に設置された北海学園北見大学を平成18(2006)年に札幌市に移転し、同年校名を北海商科大学に変更した。以後、この建学の精神に基づき、大学院商学研究科修士課程、同博士後期課程へと拡充展開を図ってきた。

2. 使命・目的

札幌移転後も、創設以来の建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、現代社会の急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するため、とりわけ東アジア経済の台頭を意識して、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育目標（大学の使命・目的）に掲げ、今日の新事態に対応した教育研究を展開している。とりわけ本学は、多様な価値観を内包する世界のうち東アジアとくに北東アジア（中国・日本・韓国及び台湾・香港を主とする地域を指す。以下同様）の動向に注目し、この新たな事態に対応する「アジアの時代にアジアを学ぶ」ための教育研究の体制を構築している。

「今世紀はアジアの時代」といわれるように、わが国においてもアジア諸国との関係の重要性は、文化、政治、経済等あらゆる分野で高まっている。特にGDPでは日本を抜いて世界第2位の経済大国となった中国、家電・自動車部門で世界のシェアを伸ばす韓国については、経済分野において欠かせないビジネスパートナーとなっており、今後も日本企業によるビジネスは拡大していくことが十分予想される。国内に目を向けても、ビザの発給要件の緩和策などにより、中国・韓国から日本を訪れる観光客（商用含む）は、年間約2,869万人（内、東アジア諸国は約2,453万人）を超えており（平成29(2017)年）、社会文化・ビジネス全般におけるアジア地域の重要性は着実に高まってきている。

本学は、こうした社会経済の流れの中で、そのスタンスをアジアに据え、特にアジア地域の重要性を認識しながら、現在進行中のアジア地域との経済・ビジネス関係を研究し、異文化の理解を深め、アジアの発展に貢献できる人材の育成を第一に掲げている。また、北海道に立地する本学としては、北海道の自然環境や食料基地としての特性を生かし、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりや、地域経済を先導する基幹産業の振興を推し進め、国内外、特に東アジアとの商ビジネスや観光交流の拡大を図る方策について研究している。こうした地域における産業・ビジネスの発展方策の研究を通じて、生活の質を高める新しい分野を切り拓き、拡がりのある産業とビジネス活動を担う人材を育成することが本学全体の使命・目的である。

本学の使命と目的は、「北海商科大学の基本姿勢」に則り、《学則 第1章“総則”》に記載している。

北海商科大学学則

第1章 総則

(理念)

第1条 北海商科大学（以下「本学」という。）は、法令の定めるところに従い、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、人格の陶冶と身体の錬成に努め、自主的精神に満ちた有為の人材を育成する。

(使命・目的)

- 2 本学は、上記第1条の建学の精神に従い、最高の学術とその応用を研究教授し、広く知識を授けるとともに、北海道の発展と文化の向上、延いてはグローバルな経済発展に寄与することを使命として、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育の目的とする。
- 3 本学は、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。その目的は、別に定める。

3. 本学の個性・特色

近年の世界銀行のспенсレポートをはじめ、世界の主要機関が指摘しているように、今後10年～20年の中期的予測では、世界のGDPのうちアジアが占める割合は着実に増加し、今世紀はアジアの時代と予測されている。

本学では、アジア地域の重要性を認識しながら、現在進行中のアジア地域との経済・ビジネス関係を研究し、異文化の理解を深め、アジアの発展に貢献できる人材の育成を教学の柱に据えている。本学が、そうした「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育目標を掲げ、10年以上が経過した。この間、語学を身につけ、異文化コミュニケーションを実践しうる人材が輩出され、本学の特色ある教育がしだいに社会的認知を受けるようになってきている。そうした教育目標は学部教育に留まらず、さらに大学院教育の充実・整備を通じて専門的研究の深耕にまで広げ、総合的な能力を有した人材の養成に邁進している。道内では、東アジア地域との観光サービスや商取引（ビジネス専攻）を視野に据えて高度専門的な知識や能力の育成を目指す大学院研究科は存在していないので、本学の大学院研究科の存在意義は大きいものとする。とりわけ、本学が立地する北海道においては、これまでも官学産の協働による「北海道経済活性化戦略ビジョン」において、北東アジア地域との経済及び観光を「北海道経済活性化」の主要な柱と位置づけ、今後、当該地域との経済的・文化的交流、ビジネス交流を拡大することをもって、北海道経済の発展戦略とする展望を描いている。すなわち、東アジアとりわけ中国・韓国・台湾等を中心とする地域が製造拠点のみならず消費拠点として成長してくるにつれて、北海道が地域振興のターゲットとするところは、こうした北東アジア地域である。道内の産業界、行政、教育界においても、東アジア・北東アジア地域の情

報を活かし、それらを的確に分析しうる能力を備えた人材育成への期待が大きい。

本学は、こうした人材を販路、提携相手などを広く東アジアとりわけ北東アジアに求めていく地域社会の要請を教育研究システムに取り入れ、グローバルな視角からのコミュニケーション能力と実践的コマース&ビジネスに関する知識・能力を身につけた人材育成に努めているが、これこそ地域（北海道）が求める社会経済的要請に応える方途であると考えている。この北東アジア地域を対象にした高度なコミュニケーション能力を有した人材を求める社会的要請の一方で、日本と北東アジア両者に跨る分野を勉学の対象にしようという意識を持つ若者も増えてきている。例えば、企業等におけるコマース・コミュニケーション能力を有する人材需要に応えようとする若者が増えており、本学の使命・目的がこれら学生の意識に適合していると確信している。

本学は、こうしたニーズに応えるための教育研究体制を校名変更に併せて改編し、商学科・観光産業学科共通の教育目標として「アジアの時代にアジアに学ぶ」を掲げ、同時に教育プログラムも大幅に改編した。徹底した語学教育（留学制度の導入）と基礎教育科目（社会・経済・コンピュータに関する基礎教育）を配置し、2年次後期からの専門教育科目（商学科及び観光産業学科）に引継ぎ、さらに上級年次における実践的な専門キャリアアップ教育科目（APQ：Advanced Professional Qualification、以下、APQ科目という）へと繋げている。

大学の教育目標を具体的に設定し、カリキュラムの充実を図り、現今の情勢に対応するグローバルな動向や地域経済の将来展望を見据えた教育体制のあり方は、大学進学を志す者にも評価され、本学の志願者数は過去5年（平成28(2016)年～令和2(2020)年）平均で定員の2.6倍（推薦者数を含む）を維持し、手続率は極めて高く（過去4年平均で55.9%）、入学定員の充足率についても過去4年平均でおよそ126.8%を維持している。

さらに、常に学生のニーズに応えるとともに地域の経済・文化の発展に寄与するため、平成28(2016)年5月に新校舎2号館を完成させ、次いで令和2(2020)年3月には体育館を増築した。このように教育施設・設備の充実を図り、グローバル時代のアジアの発展に貢献できる社会人を目指す学生を全力で支援することも、本学の個性・特色である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

北海商科大学の前身である北海学園北見大学は、道東の拠点都市北見市の要請を受けて、本学園が昭和52(1977)年4月に公私協力方式で創設されたわが国最初の大学である。その後、北海学園北見女子短期大学の新設(後に北見短期大学に名称変更)、さらに、平成6(1994)年4月に商学部観光産業学科を増設し2学科体制にするとともに、平成6(1994)年6月に附属施設として開発政策研究所を開設した。その後、およそ30年にわたり地元の地域振興を担う大学として、地域との交流を深め、地域の振興に大いに貢献し、地域経済・社会に貢献する人材を多数輩出してきた。しかし、バブル経済の崩壊にともなう経済情勢の悪化によって、「地方の時代」と叫ばれた熱もしだいに冷めはじめ、第一次産業を中心とする地域経済の低迷とともに、地方での人材需要の減退と若者の大都市志向が急速に進行してきた。特に地方における少子化傾向の加速等により、入学定員の確保が非常に困難な情勢になるなど、時代の変化もあり、平成18(2006)年4月に北見市から札幌市に移転し、同時に校名を北海学園北見大学から北海商科大学へと変更した。その際に、教育課程や教育方法に「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育目標を掲げ、「アジアの中の日本」を自覚しながら、アジアで共生していくための新しい構想力と実践力を培うという特色のある独自のカリキュラムを編成しながら教育活動を実践し、10年が経過した。その結果として、語学を身につけ、異文化コミュニケーションを実践しうるビジネス人材を数多く輩出するなど、一定の教育成果を挙げることで社会的評価を受けてきている。

一方、こうした学部教育を基礎に、更なる高度な専門教育研究を図るため、平成23(2011)年4月には大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程を設置し、平成25(2013)年4月には同博士後期課程を開設した。平成28(2016)年3月に博士後期課程は完成年度を迎え、これまで修士35人、博士10人に商学の学位を授与している。また、平成27(2015)年4月からは、商学部の収容定員(入学定員変更)増が認められ、商学部商学科の入学定員を20人増の120人(収容定員480人)、商学部観光産業学科の入学定員を10人増の60人(収容定員を240人)に定員を増加した。

このように、本学は、社会的要請にも応えつつ教育目的の達成に向け着実に前進してきている。

・ 本学の沿革

昭和52(1977)年4月	北海学園北見大学商学部商学科を開設
平成6(1994)年4月	北海学園北見大学商学部観光産業学科を開設
平成6(1994)年6月	北海学園北見大学開発政策研究所を開設
平成8(1996)年4月	北海学園北見大学商学部商学科3年次編入学定員設定
平成10(1998)年4月	北海学園北見大学商学部観光産業学科3年次編入学定員設定
平成18(2006)年4月	北海商科大学に名称変更及び札幌校地変更
平成23(2011)年4月	北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程を開設 北海商科大学北東アジアビジネス研究所を開設

平成25(2013)年 4 月 北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士後期課程を開設
 平成25(2013)年 8 月 学校法人北海学園（北海学園大学・北海商科大学）と北海道が「包括連携協定」を締結

2. 本学の現況

- ・大学名：北海商科大学
- ・所在地：札幌市豊平区豊平 6 条 6 丁目10番
- ・学生数（入学定員、収容定員、在籍学生数）

	入学定員	収容定員	在籍学生数
大 学	180人	720人	837人
大学院	7人	16人	3人

- ・教員数

	専任教員数	兼任教員数
大 学	36人	17人
大学院	15人	1人

- ・職員数

	専任職員数	嘱託職員数	臨時(特定)職員数
大学・大学院	13人	1人	2人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

「基準項目1-1を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

商学部

本学の使命・目的は、創設以来の建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、現代社会の急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するため、とりわけ東アジア経済の台頭を意識して、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育の使命・目標とすることである。それとともに、今日の新事態に対応した教育研究の展開と、かかる有為な人材の人格を涵養し、学位にふさわしい学識を有する者として社会に送り出すことである。本学の前身となる北海学園北見大学・短期大学の卒業生を含め、本学の卒業生はおよそ9,550人におよび、それらの卒業生が活躍する場は、産業界、教育界、官界、政界など道内・外、海外へと多岐にわたっている。このことは、グローバルに本学が地域社会に対し、広くその使命・目的が達成されていることを示している。

使命・目的は簡潔な文章によって具体的に、且つ明確に示されている。例えば、入学式と卒業証書・学位記授与式における学長式辞、新入生ガイダンスの際の学部長挨拶、大学ウェブサイト、大学案内、学報などを通じて、建学の精神に基づく本学の使命と目的が分かりやすく示されている。

教育目的

本学は、学則において、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従って、「第1条の建学の精神に従い、最高の学術とその応用とを研究教授し、広く知識を授けるとともに、北海道の発展と文化の向上、延いてはグローバルな経済発展に寄与することを使命として、「アジアの時代にアジアを学ぶ」ことを教育の目的とする」と規定している。

大学院

大学院学則において、本大学院は「“開拓者精神の涵養”という建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、自主的精神に満ちた、グローバル時代に相

応しい、東アジア地域の発展に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」と規定している。

1-1-② 簡潔な文章化

商学部

本学商学部の目的は、次のように定められている。

- ・ 商学科においては、「語学力に裏打ちされた異文化コミュニケーション能力と幅広い国際的教養を培い、東アジアを中心としたグローバル化を見据えた商取引の諸問題を解決するための創造的な発想と実践力を兼ね備え、国際的に通用する人材の養成を目的とする」と規定している。
- ・ 観光産業学科においては、「語学力に裏打ちされた異文化コミュニケーション能力と幅広い国際的教養を培い、東アジアを中心としたグローバル化を見据えた観光産業及びビジネス全般に有用な基礎的・専門的知識とその応用力を修得し、国際的に通用する人材の養成を目的とする」と規定している。

大学院

本大学院は、課程ごとにその目的を次のように規定している。

・ 修士課程

「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。」

・ 博士後期課程

「博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」

1-1-③ 個性・特色の明示

商学部

本学は、建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、アジアをはじめとするグローバルな経済発展に貢献する有為な人材を北海道から送り出すという社会的使命に応えるべく教育研究を実践している。本学園の精神が「開拓者精神」に置かれていることから、系列の高等学校（2校）及び北海学園大学も同様にこの開拓者精神を建学の基礎においている。こうした精神・理念の重要性については、理事長・学長が機会ある毎に自ら率先して、学内外にさまざまな形で語りかけている。具体的には、学長が入学式・卒業式、海外協定校からの交換留学生修了式などにおいて、北海道の大地における開拓の歴史、北海道開拓とともに創設された北海学園の前身である北海英語学校の役割、その後の発展をひも解いて、この建学の精神を語っている。本学におけるガイダンスやオリエンテーションなどの際にも建学の精神と教育理念を学生たちに示している。

地下鉄（コンコース）出口から本学にいたる通路には、本学園及び本学の歴史とともに、

建学の精神及び教育の使命・目的がタイルパネルで展示されている。学生たちは登校・下校時にこれらを眺めており、オープンキャンパスや高校生訪問などの行事の際は勿論、さまざまな機会に本学を訪問される一般市民もこれを観て、本学の教育方針を確認している。また、大学案内・学報をはじめ大学ウェブサイトにおいても、広く学外に建学の精神と本学の教育理念を示している。

新規採用の教職員については、毎年、本学園理事長が毎年4月1日の学園系列の教育機関を対象にする辞令交付式で学園全体に関わる建学の精神を述べている。また、本学への新規採用者に対しては、学部長の同席のもと最終理事長面接において、建学の精神や大学の基本理念が伝えられている。職員の場合は、各部局に採用された後、実務経験を積むなかで建学の精神や大学の基本理念を自然に体得するようになっている。

本学は、年間10回程度の公開講座を開催し、北海道の社会経済の課題やアジアに係る諸問題などの研究成果を地域社会に還元するとともに、公開講座を通じて地域社会における生涯教育の拠点としての機能を果たしてきた。令和2(2020)年度前期から令和4(2022)年度前期まではコロナ禍により中止を余儀なくされた。そのため開催実績は令和元(2019)年度までとなるが、その開催回数は、平成19(2007)年に開始してから令和元(2019)年まで130回を数えている。また、受講者の延べ人数は9,246人に達し、1回あたりの平均は約71人である。一方、講師などの登壇者の延べ人数は280人で、その内訳は学内155人、学外125人である。そのうち後者は、他大学や各種企業・組織から招聘している。また、講師の国籍別人数は、日本193人、中国66人、韓国18人、台湾1人、オーストラリア1人、ニュージーランド1人と、本学ならではの国際色豊かな陣容となっている。【「北海商科大学「公開講座」開催実績(平成17(2007)年～令和元(2019)年)」】

本学教員は、積極的に地域課題に関する各種委員への学外からの委嘱に応じてきた。

人材育成の点では、本学入学者のなかで北海道の高等学校を卒業した者が占める割合は95%を超え、また卒業生の多くは北海道に留まって地域のために貢献している。

大学院

本学は、「卓越した能力を有する人材を養成し、地域社会への貢献を果たす」「北海道という地域の求める社会的、経済的要請に応える」「人材や販路、提携相手などを広く東アジア地域に求めていく」を3つの柱として教育を進めている。具体的施策としては、北海学園北東アジア研究交流センター(Hokkaigakuen Institute for Northeast Asia Studies: HINAS、以下「北海学園北東アジア研究交流センター」という)を核に中国社会科学院の研究員などを招き特別講座を開催し北東アジアの生涯教育の場として地域に寄与している。また課題解決型の研究施設として、開発政策研究所を設置している。

1-1-④ 変化への対応

商学部

創設以来の建学の精神と理念の下、教育の使命・目的は一貫しており、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令の変化と照合しつつ、学内規程等の改正を図っている。最

近では、「私立学校法改正に伴う寄付行為」の改正、「学校法人北海学園ガバナンス・コード」の制定などを実施し、大学を取り巻く社会情勢の変化に対応している。【各年の理事会・常任理事会・評議員会開催記録】

新型コロナウイルス感染症に対する対策としては、学内に「新型コロナ感染症対策本部」を設け、基本的に毎週1回、新型コロナウイルス感染症の感染状況を把握するとともに、講義および勤務の実施方針を学生および教職員に伝達している。また、大学ウェブサイトやLMSであるCoursePowerといった情報媒体も活用して学内外に広く対策情報を伝えている。

少子化（18歳人口の減少）が進行する過程において、北海道の高等学校卒業生のうち、道外大学への進学者の割合も年々増加傾向にあったが、昨年度より新型コロナウイルス感染症の影響のためか、若干地元残留率（傾向）が増えた。しかしながら、少子化（18歳人口の減少）が続くこの厳しい状況下で本学の受験者数は388人と受験生が減少したが、選抜試験において一定の競争倍率を保ち入学定員を確保している。このことは、何よりも、本学の使命・目的及び教育目的が、その時々様々なニーズに的確に適応し、受験生や保護者及び地域社会の理解を得ていることの証左である。

平成27(2015)年度に入学定員を30人（商学科20人、観光産業学科10人）増員し、収容定員の120人増員が文部科学省より認可されたことも、社会的要請の根拠、すなわち、国及び北海道が求めるグローバル化に対応できる人材を一人でも多く育成することの証左である。

大学院

大学在学時から中国や韓国の協定校への交換留学や国費留学による経験を踏まえての進学先を意識させることにより、大学院への進学も視野に含まれている在學生も増加している。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

- ・ 本学の建学の精神/理念および使命・目的等は、大学学則及び大学院学則に明記するとともに、大学ウェブサイトにおいて広く公表している。また、今後とも簡明な表現をして、明確性と具体性を担保する。
- ・ 創設以来の建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承しつつ、現代社会の急速なグローバル化の動向に対応した教育研究を実践するが、とりわけ東アジア経済の経済発展は目覚ましく、時代とともに変容している。その変化やニーズに応じて絶えず使命・目的及び教育目的を検証し、今日の新事態に対応した教育研究の展開について、必要に応じて見直しを図る。今後とも、社会の要請に応えうる高等教育機関としての責務を果たしていく。
- ・ 建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、進展する東アジア諸国との関係性の中で、地域の課題を的確にとらえ、グローバルな経済発展に貢献する有為な人材を北海道から送り出すという社会的使命を果たしていく。
- ・ 常に設置の趣旨に立ち返り、その上で、社会情勢の変化に機敏に対応して教育課程を見直し、時代の要請に応えうる高等教育機関として有為な人材を育成していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

商学部・大学院共通

大学（教学部門）の長である学長は、学長として常任理事会（経営管理部門）と教学部門の両方に所属している。この体制によって教学を担う大学と経営管理を担う理事会を通じて意思疎通が担保されている。

理事会は、理事長を含め、設置校の長、卒業者4人、学識経験者及び功労者3人、評議員1人で構成され、監事2人も毎回出席して、本学の現状を明確に把握し、将来計画や方針について審議を行っている。

評議員会は、設置校の長及び事務局長、現職教職員、卒業生、在学生の父母及び学識経験者・功労者で構成されている。評議員会は、理事会が策定した予算、基本財産の処分、事業計画、決算、事業報告等の重要事項に関する理事長の諮問に応じて、意見を述べる。

主に次年度事業の計画及び予算に係る3月と、主に前年度事業の報告及び決算に係る5月に開催される評議員会において、本学の現状が報告され、将来計画や方針についての共通理解が図られている。

学内の具体的提案・要望の反映手段としては、学長が常任理事会で意見を述べるほか、大学の中長期の目標・計画については、年度予算作成時、全予算要求部門からヒアリングを行い、学部・機関が目指す施策が適正に反映されるよう十分な意見をくみ上げる機会を設け、予算査定判断材料としている。学長の予算査定結果は、予算要求書提出時の聞き取り内容を基に、法人に詳細に説明され、その過程で理事会と大学との間で共通理解が醸成され、予算の実効性が担保される。

教授会所管事項は学則により、以下のように定められている。これらの所管事項に関する取扱は教授会構成員に周知され、理解と協力の下で、教育と研究が行われている。

●大学学則第51条第3項

教授会は次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこ

とが必要なものとして学長が定める事項

●大学学則第51条第4項

教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。

- (1) 学部、学科、課程に関する事項
- (2) 大学の重要行事に関する事項
- (3) その他教育研究に関する重要な事項

これらの所管事項に関する取扱は教授会構成員に周知され、理解と協力の下で、教育と研究が行われている。

本学は毎年度「北海商科大学学則・北海商科大学大学院学則・学位規則及び諸規程」を作成し、全学構成員に配布する体制を取っている。これによって、本学の使命・目的及び教育目的を達成するための根拠規程が周知されている。

また、学内に向けては、年に2回発行される本学広報誌「学報」を学費支給者に配布するほか、「大学案内」（大学案内のための冊子、毎年度改訂）を作成・配布し、インターネットを活用するなど、周知を図っている。

1-2-② 学内外への周知

商学部・大学院共通

学内への周知については上述したとおりであるが、学外に対しては学校教育法施行規則（文部省令第11号）第172条の2第1項の改正に合わせて、インターネットを活用した情報公表として「教育情報公表」、「学報」を配付・送付して、学生及び学費支給者に周知させるとともに、全道各地で開催される入試説明会や本学で実施される保護者説明会においても周知を図っている。

学長・学部長が主宰する教育・研究の執行に関する会議（以下「スタッフ会議」という）および学長・研究科長が主宰する大学院研究科委員会において、各種センター会議、各種委員会などで、所属教員から提起された検討課題について検討・協議を行う。また学内各種委員会は設置目的に沿って定めた規程により運営され、必要な行為を行う。事務部門は、直近の協議事案をうけて事務長を議長とする職員連絡会議を必要に応じて実施し、各部署の動向把握、協力依頼ほかを行い、協議事案については、事務長・学部長を通じて学長に報告し情報の集約を行う。学長は、学部長・研究科長・事務長（大学院事務長）と情報を共有し、必要に応じて適宜措置する。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

商学部・大学院共通

理事会は、私立学校法に基づき「中期計画」を策定しているとともに、「評議員会において評議員の意見を聴取して、「事業計画」を策定している。本学の「中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的」は、この「事業計画」に反映され、また、計画どおりに履行されたかどうかについては「事業報告」に明記されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

商学部・大学院共通

本学は「学士（商学）」、「修士（商学）」及び「博士（商学）」の学位を授与しており、商学部及び大学院商学研究科の3つのポリシーは、それぞれ大学ウェブサイト等に明示して学内外に向けて積極的に公表している。商学部・大学院商学研究科とも、「人材の養成に関する目的」において、育成を目指す人材像の意味するところを具体的に記述しており、その内容がディプロマ・ポリシーに反映されている。

また、カリキュラム・ポリシーは基準3-2で述べるようにディプロマ・ポリシーとの一貫性を持って策定されている。アドミッション・ポリシーは、本学の教育目的及びディプロマ・ポリシーに示される育成人材像、獲得する知識や養成する能力等に高い志向性を持つとともに、本学のカリキュラムへの適合性が高い学生を受入れるよう策定されている。

このように、本学の使命・目的は、商学部・大学院商学研究科の教育目的として各々の学問領域で具体化され、それを反映する3つのポリシーが一貫性を持ってそれぞれに制定されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

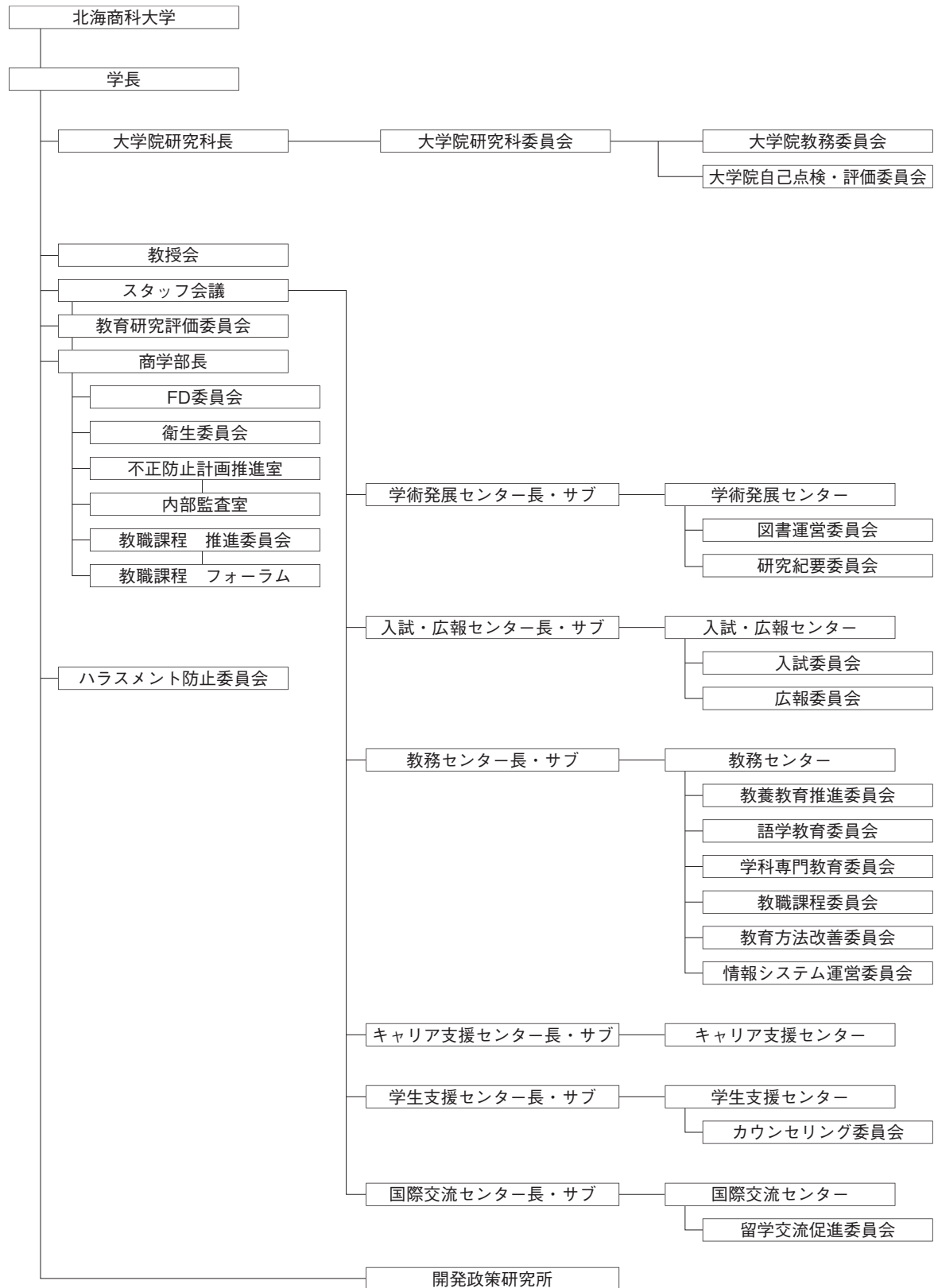
商学部・大学院共通

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、教育研究組織図（P13）のとおり学部（各学科）、研究科等の教育研究組織を設置しており、それぞれに専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

また附属研究所として「開発政策研究所」を置き、「北海学園北東アジア研究交流センター」と緊密な連携の下に教育研究を行っている。本学教員の多くがこの研究機関のメンバーとして参加するだけでなく、本学内に置かれている中国政府のシンクタンク「中国社会科学院」の海外研究施設である「中国社会科学院北海道研究交流中心」とも共同して共同研究体制を構築し、専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため教育研究に係る組織として、学長は、本学の教育研究等の一切を統括し、所属の教職員を統督する。また学部長は、学長の職務を補佐し、学部を統轄するとともに本学の教育研究等の充実に関する業務の執行に責任を持つ。また、教育研究等の重要事項を審議するために教授会を置くが、本学では教育研究等の執行において企画立案機能の向上及び迅速性を高めるためにスタッフ会議を重要意思決定機関と位置づけ、本学の重要事項に関する基本的な方針について審議と発議を行い、学長より諮問された事項に対して答申している。このため教授会は、入学や卒業及び課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項などと共に、スタッフ会議の報告と審議を行い、極力、スタッフ会議との重複を避けることとしている。なお、スタッフ会議の構成員は、学長を議長とし、学部長、機関長（学術発展センター、入試・広報センター、教務センター、キャリア支援センター、学生支援センター、国際交流センター）及び各センターから1人ずつ選出された機関長サブメンバーから構成される。各機関は各々の所管事項に関する原案の作成を行い、スタッフ会議に審議又

教育研究組織図



は報告事項として提案する。またスタッフ会議では、学長報告として外部機関との関わりや大学での行事なども報告される。スタッフ会議の内容は、Eメールにて本学の全教職員に報告され、必要事項については教授会において審議又は報告される。

本学の教育研究活動等の充実、向上を実効的に図る組織として、学術発展センター、入試・広報センター、教務センター、キャリア支援センター、学生支援センター、国際交流センターの各機関を置き、それぞれに管理運営を分掌している。各センター内には、担当別に専門の小委員会が設置され、教職員が各委員会に所属し、大学の運営業務を担っている。運営の効率化を図り、審議の積み上げ方式を採用し、会議内容をEメールにて公開し、広く意見を求めることにしている。さらに各種委員会（教育研究評価委員会、FD委員会、ハラスメント防止委員会、不正防止計画推進室等）を組織して、問題によっては諮問・答申を通して、全学的な教学等の運営に関する事項を処理している。

なお、スタッフ会議では、各種委員会からの報告（審議内容等）を審議・協議・調整して、必要であれば、再度検討するよう各種委員会に通知する。業務執行の迅速化及び責任体制を明確にするため、各センター長は学長により任命され、学長・学部長を補佐して業務を統括する権限を有する。なお学部長に対しては教授会のリコール権を認めている（学部長任命・職務規定第4条による）。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学長は学部長、研究科長による学長会議を主宰して情報を共有するほか、学部はスタッフ会議で研究科は大学院研究科委員会で審議し、大学全体の協議の場として、大学院研究科委員会、教授会を設置している。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

- ・現状では、役員、教員、職員の理解と支持が十分に得られているので、関係を引き続き維持するよう努める。
- ・全学的な教学等の運営に関する事項においては、年一回刊行している「自己点検・評価」報告書と、学内情報サービス（ポータルシステム、LMS（Learning Management System）のCoursePower（コース・パワー）（以下LMS（CoursePower）という）等のツールを活用して周知徹底を図るとともに、学外に向けては、「学報」と大学ウェブサイトのあり方を点検して効果的な広報に努める。
- ・中長期的な計画については、学園全体としての検討の中で策定していく。また、本学の使命・目的及び教育目的の反映に関しては、引き続き検証し必要に応じて見直しを図る。なお、各センター及び学科会議、各種委員会の機能活性化を図る一つの方法として、年度計画又は目標を設定し（Plan）、それらを具体的に実施し（Do）、かつ、その成果が本学の使命・目的及び教育目的といかに関連し、いかなる意義を有するかを提起（Check）し、対応した新たな行動へと反映させる（Action）といったPDCAサイクルを通じ継続的に教育改善・改革に努める。
- ・本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性については、スタッフ会議の基で本学独自の教育研究に関わる組織体制を推進したことにより、関係機関相互の

情報・伝達を集約する機能の向上を図り、迅速性・的確性の点で一定の成果をあげているので、引き続き社会情勢等を見据えながら、絶えず検証し必要に応じて見直しを図る。

[基準1の自己評価]

本学は建学の精神である「開拓者精神の涵養」に基づき、「アジアの時代にアジアを学ぶ」を具現化した教育と研究を遂行する高等教育機関として存在し、学部・研究科が掲げた目的の実現に意を用い、それぞれの学位（学士、修士、博士）にふさわしい学識を有する人材を世に送り出してきた。このことは、国及び北海道が求めるグローバル化に対応できる人材を一人でも多く育成することが社会要請であることから、文部科学省より定員30人増（収容定員120人）認可となって結び付いている。日本高等教育評価機構が定める「基準1」におけるすべての「基準項目」に関するこれまでの教育研究活動の実績を総合的に勘案した結果、本学はその全般にわたって「基準1」を十分に満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2-1. 学生の受け入れ

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 学生の受入れ

商学部

※入試区分の名称は令和3(2021)年度入学者選抜から実施された名称変更に従う。

一般選抜の出題教科・科目は、必修の「国語」と「英語」、及び選択の「数学Ⅰ・数学A」、「地理B」、「世界史B」、「日本史B」、「政治・経済」である。入試問題の作成は、全ての科目において、学内から選出した専任教員と学外から入試問題に精通する専門家を入試問題作成委員に学長が委嘱し、毎年、入試問題作成委員会を開催して大学の入試問題の作成方針を検討するなど、両者の連携・協力関係の基で円滑な問題作成を行っている。なお、入試問題作成委員は塾や高校教員等の利害関係者以外から選出し、厳格かつ適正な問題作成ができるよう配慮しており、今後も大学自ら作成を行っていく。総合型選抜と学校推薦型選抜の公募制の小論文の問題作成については、学内の専任教員から入試問題作成委員を学長が委嘱し行っている。

大学院

・本学のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。大学ウェブサイトに掲載するとともに、大学院要覧に明記し、広く周知している。

修士課程：グローバル時代を見据え、北海道という地域に根を下ろし、東アジアとの関係に強い関心を抱き、コマース（流通・観光サービス分野）及びビジネス（経営分野）に関する専門知識を向上させようとする意欲的な者、また、社会での実務経験を重ね、東アジアのコマースや観光ビジネスに関連した問題に特別に関心がある者、さらに東アジアとの種々の交流に個別的関心を有していて、それを統合的な知的基盤に向上させようと意欲する者、これらの者を求めている。

博士後期課程：グローバルな社会問題や社会に貢献できる高度な開発・研究能力を備えた人材養成を目指すことから、主として研究機関及び大学等への研究者を考えている。本学交流協定校・研究機関とも協議を重ね、研究者への道を確保・拡大するとともに各地方自治体や団体等における高度な実践的能力を備えた次のような人材養成を考えている。

- (1) 自立した研究を行うために必要な基礎的知識と論理的思考力を有する者。外国を対象として研究を進めようとする者には、外国語運用能力（コミュニケーション力）の一定水準を要求する者
 - (2) 自らの研究課題を探究する熱意とともに、そこから得られた知見を理論化していくことに強い関心を持つ者
 - (3) 東アジア地域の研究分野において独創的な研究を遂行する意欲を持ち、その研究を生かした研究者を目指そうとする者
 - (4) すでに専門職・研究職に従事、もしくは従事した経験があり、さらに高度な課題探求能力と理論化能力の向上を目指す者
- ・このアドミッション・ポリシーは建学の精神や教育方針とともに、大学ウェブサイト上で掲載されるとともに、入学試験要項や入学試験要覧（大学院案内）にも併せて明記されている。

2-1-② 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

（教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか）

商学部

- ・ 本学のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。
 本学では「国際交流」をキーワードに、独自の教育システムとカリキュラムを展開し、国際ビジネスと国際観光の分野でリーダーシップを発揮できる優れた人材の育成を目指している。本学の教育方針に基づいて、グローバルな世界において活躍しようという意欲ある学生を求める。特に、北東アジア地域における言語・文化・社会及び国際関係に強い関心を持ち、学習することへの興味と幅広い問題意識を持つ学生の入学を歓迎する。
- ・ このアドミッション・ポリシーは建学の精神や教育方針とともに、大学ウェブサイト上で掲載されるとともに、入学者選抜要項や大学案内にも併せて明記されている。また、平成27(2015)年度からは大学ポートレート（私学版）にもアドミッション・ポリシーを掲げ、年度毎に分かりやすい表現と内容構成の工夫に努めるように検証と改善等を行い、高校生はもとより、広く社会に周知している。
- ・ 道内各地の会場や高等学校で開催される進学相談会や、教職員により適宜行われる高等学校訪問、年間3回延べ4日間本学で開催するオープンキャンパス、高校生による大学訪問、高等学校への出前講義などの機会、アドミッション・ポリシーの趣旨について平易に紹介することで、広く周知を図っている。令和2（2020年度）からは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これらの活動が大きく制約を受け、特に、オープンキャンパスでは一部をオンラインで実施したり、対面で実施する場合にも事前予約制をとって人数制限を掛け、午前・午後に同位置内容を実施するなど、感染防止に万全の体制をとった。そのため、オープンキャンパスの参加者は開学以来最小となったが、大学ウェブサイトでの充実などによって広く高校生などに働きかけている。
- ・ アドミッション・ポリシーの一層の明確化と周知を図るためには、説明を主とする周知だけに留まらず、より多くの高校生に学習体験の機会を通して理解してもらうことが重

要である。平成25(2013)年度からは商学（ビジネス）や観光分野に関連するテーマを題材とした懸賞作文コンテストを全道の高等学校に案内し多数の応募を得るとともに、平成28(2016)年（平成27(2015)年11月18日締結）度は、併設校（北海学園札幌高等学校）との協定に基づき語学における高大一貫教育の具体化を図っている。また平成28(2016)年12月8日には北海道札幌東商業高等学校と、平成30(2018)年12月23日には北海道札幌国際情報高等学校との間に高大連携協定を締結し、大学の学生（留学生を含む）および教員との交流授業、さらには官（国土交通省北海道運輸局）・産（一般社団法人札幌地区トラック協会）の協力も仰ぎながら、国際的な視野に立って地域社会に貢献する人材育成を目指すプログラムの実施を図るなど、高大連携の拡充と推進に努めている。

大学院

- ・ アドミッション・ポリシーに沿って積極的に学生を受け入れるため、本学では海外協定大学を中心に大学院生の募集をしている。海外協定校の大学から推薦される多くの大学院生は、すでに交換留学生として1年間の留学経験と先輩の大学院生との交流があり、本学の修学環境や生活環境について熟知し、進学を希望して受験している。
- ・ 一般入学試験、社会人特例入学試験、協定校推薦試験を設け、修士課程においては、「グローバル時代を見据え、北海道という地域に根を下ろし、東アジアとの関係に強い関心を抱き、コマース（流通・観光サービス分野）及びビジネス（経営分野）に関する専門知識を向上させようとする意欲的な人」を博士後期課程においては、「グローバルな社会問題や社会に貢献できる高度な開発・研究能力を備えた人材養成を目指す人」を選抜している。
- ・ これを受けて、いずれの課程においても筆記試験と口述試験を課し、筆記試験では、「北海道を含めた北東アジア」や、「グローバル化」に関する課題を中心に出题し、口述試験では研究課題を鑑みて面接官を選考し、将来の研究を見据えた試験を実施している。
- ・ 入学試験において、筆記試験のほか、面接を重視し、アドミッション・ポリシーに適合しているかどうか、研究論文を完成する能力を有しているかどうかを厳格に判断している。
- ・ 高度専門職業人の養成に応じた修業年限の弾力化と学位、及び、社会的に開かれた大学院や国際的に開かれた大学院に向けた目標のため、平成28(2016)年2月22日に中国の協定校の山東大学威海および平成28(2016)年10月24日に煙台大学と本大学院修士課程において学部4年次に大学院の授業科目を履修し、大学院入学後にその単位の認定を行なうことによって大学および大学院の修学期間を短縮できる3+2プログラムを進学コースとして実施することの覚書を締結した。

2-1-③ アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

（アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか）

商学部

- ・ アドミッション・ポリシーに沿って積極的に学生を受け入れるため、本学では（令和3

(2021)年度入試から新たに総合型選抜を導入するとともに、それまでの一般入試を一般選抜に、大学入学センター試験利用入試を大学入学共通テスト利用選抜に、また、推薦入試は学校推薦型選抜（指定校制・公募制・併設校）に、その他特別入試は特別選抜（海外帰国生徒）にそれぞれ名称変更し、高大接続改革の趣旨を踏まえた改善を図った。

- ・入学選抜では受験者の各学科に対する知識や理解の不足に起因する誤った学科選択を回避する狙いから平成23(2011)年度より学部入試を採用し、入学後にガイダンス等を通じ時間をかけて国際ビジネスと国際観光ビジネスの理解を深めた上で、学科決定を2学年後期開始時にしている。
- ・平成27(2015)年4月に入学定員30人増が認可されたことを踏まえ、一般入試とセンター試験利用入試では、定員増の翌年より従前からの3科目による入試とは別に2科目による選抜を別日程で開始した。以来、一般選抜の2科目による入試は国語、外国語（英語）の2科目で、グローバルな世界において活躍するための言語に関心があり得意とする学生の入学を想定している。大学入学共通テスト利用選抜の2科目による選抜は、受験した3科目中の高得点2科目により合否を判定するもので、3科目評価では見過ごされがちに限られた科目で優れた能力のある学生の入学を想定している。いずれもアドミッション・ポリシーに適合する学生を広く集めることをねらいとしている。
- ・一般選抜における受験生の負担の軽減を図るため、平成24(2012)年度にはそれまでの旭川会場に加えて北見会場を設置し、平成26(2014)年度には帯広・函館会場を設置した。これにより、一般入試の会場は本学を含め道内5会場で実施しており、北海道の広域性に十分配慮した受験体制を整備している。
- ・総合型選抜は令和2(2020)年度から実施している。これは、学業と学業以外の活動との調和のとれた優秀な生徒を選抜することを目的とし、たゆみなく自身の能力の発展に努力を傾ける姿勢を特別に評価の対象とする選抜制度である。商学（ビジネス）や観光関連分野に興味と関心があり、特に、アジアの時代にアジアを学び、グローバルに活躍する人材を募ることを趣旨としている。この趣旨に基づいて、自己推薦書の提出とともに面接の実施と、小論文あるいはプレゼンテーションを課している。小論文は「国際化が進む現代の北海道に関する時事的なテーマ」についての問題を800字程度で論述することを求めている。その際、資料活用の技能（資料やデータ等を読み取り、活用する能力等）も問うている。プレゼンテーションは、「経済活動」、「観光」、「異文化交流」の3点のテーマのうち、一つを選択して、紙媒体の配布資料やパワーポイントのファイル、ポスター、実物資料などを使用しながら、10分程度の説明を求めている。また高大接続改革の具現化として、小論文とプレゼンテーションについては、本学教員が事前に指導する機会を設けている。学業成績の他に、取得した資格・検定や体育・文化活動あるいは生徒会活動等の校内・校外活動の実績に加えて成果の獲得に向けた努力のプロセスを本学が定める基準により点数化し評価の対象として、アドミッション・ポリシーとの適合性を見定めながら、本学商学部で学ぶための意欲と能力を推し測る配慮をしている。この総合型選抜による合格者に対しては、文部科学省の高大接続改革の実施方針等に沿って、「入学前教育」を実施している。令和3(2021)年度では課題図書読書感想文の提出

を課し、また英語の専任教員が作成したMoodleによる英語オンライン教材を希望者に提供を行った。令和4(2022)年度では、これらに加えて、教養教育の専任教員が作成した国語オンライン教材の提供を行った。

- ・学校推薦型選抜の指定校制は本学指定の高等学校より「学業と学業以外の活動との調和のとれた優秀な生徒を選抜することを目的とし、本学指定の高等学校又は中等教育学校から、商学あるいは観光産業に興味をもち、充実した高校生活を過ごした生徒の推薦」を受け入れることを趣旨としている。平成24(2012)年度から実施した公募制は「学業と学業以外の活動との調和のとれた優秀な生徒を選抜することを目的とし、道内外の高等学校及び中等教育学校から、広く公募するものである。商学（ビジネス）や観光関連分野に興味と関心があり、特に、「アジアの時代にアジアを学び、グローバルに活躍する人材」を幅広く募集することを趣旨としている。併設校は、本学と北海高等学校・北海学園札幌高等学校との教育上の連携を深めて、北海学園に学ぶ学生生徒の学力・資質の向上を達成することを目的としている。
- ・これを受けて全学校推薦型選抜では、趣旨に基づいた本学教育方針の理解を促すために、面接を併せて実施している。公募制では志望理由書の提出とともに「国際化が進む現代社会に関する時事的なテーマ」について小論文1題を課し800字程度の解答を求め、アドミッション・ポリシーとの適合性を見定めながら、本学商学部で学ぶための意欲と能力を推し測る配慮をしている。また公募制では学業成績の他に、取得した資格・検定や体育・文化活動あるいは生徒会活動等の校内・校外活動の実績を本学が定める基準により点数化し評価の対象として、アドミッション・ポリシーとの適合性を見定めながら、本学商学部で学ぶための意欲と能力を推し測る配慮をしている。
- ・指定校制において本学が指定する高等学校は受験生からのニーズ等に応じて毎年見直しを図っている。平成25(2013)年度からは、特に商学との学習の継続性が高い受験者への門戸を拓げるため、商業高等学校はもとより、商業学科併設校や学科集合型高等学校、総合学科高等学校等からの要請を受けて指定校の枠を拡充してきており、アドミッション・ポリシーに共感する意欲とスキルの高い学生の獲得に一定の成果が見られている。
- ・全国的に進展する高大接続改革の趣旨と内容を踏まえ、平成29(2017)年度からは新入試制度の設計に取り組むとともに、平成30(2018)年度には令和3(2021)年度からの新しい入学者選抜の基本方針を大学ウェブサイト上に公表した。具体的には、全ての入学者選抜区分において学力の三要素を適切に評価することを基本方針に据えた新制度を構築してきたが、平成31/令和元(2019)年度にはその概要を大学ウェブサイト上に公表するとともに、平成31/令和元(2019)年度後半には共通テストの記述式・英語民間試験の導入延期の通知を踏まえ、本学の入新入試制度を再検討し、変更した内容をいち早く大学ウェブサイト等にて周知した。令和2(2020)年度からは、令和3(2021)年度入学者選抜区分ごとの変更点に係る具体的な実施内容や方法などについて、各高等学校や受験生に対し、分かりやすく説明するよう努めた。とりわけ、高大接続改革の具現化と位置付けられる総合型選抜については、リーフレットを作成して各高等学校や受験生に配布して、本学の取組の広報に努めた。また、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度では、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大に伴い、受験生への不利益が生じない対応について、様々な配慮を施してきていることなどを大学ウェブサイトや入試要項などに公表し、受験生の不安の払拭を図るよう配意してきている。

- ・ 本学の入試体制は、学長、学部長、入試・広報センター長による全学的組織体制で運営・実施されている。このうち入試・広報センターは入試・広報センター長、入試委員及び入試担当職員から構成されており、入試・広報に関する計画の立案及び執行から、入試要項の作成、学生募集、入学試験の実施、各選抜区分の入試問題の計画・作成、出題・採点、合格者判定原案の作成、合格発表・入学手続き、入試状況に関する情報の分析に至るまでの一連の業務を策定及び実施している。入試制度の変更などに関わる事項は、入試・広報センターにおいて、学長の諮問を受けての審議あるいは独自の調査に基づく審議の結果をスタッフ会議の決定を経て学長に具申し、それに基づいて具体化する。こうした入試体制は入学試験規程や入試委員会規程に明確かつ詳細に定められ、入学定員に沿った適切な学生受入数の維持を図っている。
- ・ 過去5年間の入学定員に対する入学者数の割合は、令和4年度(2022)年度1.00倍、令和3年度(2021)年度1.15倍、令和2年度(2020)年度1.27倍、平成31/令和元(2019)年度1.28倍、平成30年度(2018)年度1.24倍となっており、定員割れはもとより、大幅な定員超過や不足といった状況をきたすことなく推移している。平成27年(2015)年4月からは、商学部の収容定員(入学定員変更)増が認められ、商学部商学科の入学定員を20人増の120人(収容定員480人)、商学部観光産業学科の入学定員を10人増の60人(収容定員240人)とした。令和3(2021)年度と令和4(2022)年度では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、出願者は令和3(2021)年度では413人、令和4(2022)年度では388人であり、いずれの選抜試験においても一定の競争倍率を保ちながら、入学者数は適正に維持されている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オープンキャンパスや入試説明会、高等学校訪問や高大連携などの諸活動に制限を加えざるを得ない状況が令和2(2020)年度から続いており、広報活動が停滞せざるを得ないなど、入学希望者の減少が懸念される事態となっている。これらに対して、入学者選抜はもとより、各種広報活動や高大連携などの場面では感染防止に十分配意しながら適正な入学生の維持が図られるよう取り組んでいる。令和4(2022)年度においても感染防止に留意しつつ、行政の行動制限の緩和策を勘案しながら対面を主体とした広報活動の実施を目指している。また、令和4(2022)年度入学者選抜からはweb出願を導入するなど、オンラインを活用した志願者への利便性の向上を図っている。

大学院

- ・ 過去3年間の入学定員に対する入学者数の割合は、商学研究科修士課程が令和3(2021)年度0.2割、令和2(2020)年度1.00割、平成31/令和元(2019)年度0.60割であり、同博士後期課程が令和3(2021)年度0.0割、令和2(2020)年度1.00割、平成31/令和元(2019)年度0.50割で推移している。両課程ともに少人数指導ができる環境にあり、教育指導上の問題はない。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

商学部

- ・高等学校における新学習指導要領が令和4（2022）年度から学年進行で実施が始まった。これに伴い、新科目の趣旨や内容を反映した入試問題を作成すべく、一般選抜をはじめとした入試問題や各選抜区分の問題の内容を検討・改善していく。
- ・アドミッション・ポリシーの明確化と周知をさらに継続して行うため、引き続き大学ウェブサイトや大学ポートレート（私学版）、入学試験要項、入学試験要覧に掲載するほか、オープンキャンパスや進学相談会、出前講義などにおいて、進学希望者に対する説明をより一層積極的に実施していく。
- ・入学者選抜試験においては、アドミッション・ポリシーとの整合性が図られるよう試験内容や評価基準などについて、入試・広報センターで分析や検討を進める。また、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの連続性を明示し、それに共感する学生の受入を一層推進するため、高大連携事業を拡充するとともに、高大接続の一体的改革の理念を踏まえた入試制度を具体化するための検討と改善を加える。
- ・令和3（2021）年度から開始された新入学者選抜制度には、新たな選抜区分として、総合型選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）を新設するとともに、学校推薦型選抜（指定校制、公募制、併設校）、一般選抜（3科目入試、2科目入試）、大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期、Ⅱ期）を設けたが、高大接続改革の趣旨と内容を踏まえた入学者選抜となるよう一層の工夫・改善に努めていく。特に、一般選抜および共通テスト利用選抜では、高等学校からの情報を収集して、出題科目の検討を行う。
- ・学校推薦型選抜では、これまで実施してきた指定校制・併設校制の面接について、集団面接から個人面接に変更し、内容に口頭試問を加えることによって、受験生一人一人の能力・適正などを総合的に判定するよう改める。また、公募制の選抜では、従来の書類審査における調査書の活用を一層工夫するとともに、小論文の問題を改善するなど、受験生の資質・能力を学力の三要素の観点から適切に把握するよう改善する。
- ・一般選抜では、従前から実施してきた3科目入試と2科目入試の趣旨やねらい、その枠組みを維持するとともに、記述式問題の一層の充実や、総合的な学力を問う問題の作問に努めるなど、新学習指導要領の理念や目標、内容構成などに配慮した選抜となるよう努めていく。
- ・大学入学共通テスト利用選抜では、従前の大学入学センター試験利用入試において実施してきたⅠ期の3科目入試、Ⅱ期の2科目入試の枠組みを維持するとともに、新テストの趣旨と内容を反映した選抜となるよう試験科目の選定や可否判定規準の検討を継続していく。また、令和7（2025）年度共通テストにおける新科目の実施に向けて、2年前告知ができるよう令和4（2022）年度の夏の公表を目指して出題科目を検討する。
- ・大学教育を行う上で、適切に管理され教育指導上も問題ないと判断しうる入学生数を引き続き維持する。

大学院

入学者の受入れについては、受入れ方針を明確に掲げ周知に努めているところでありますが、今後も継続して行い、志願者が適正な理由で本大学院を選択できるよう情報を発信していく。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて、効果的な検証を引き続き検討することとあわせて、より一層社会人に対して大学院の門戸を開いていく。

また、昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、留学生の受入が出来ないことに伴う入学者数の減少は教育の質低下につながる。本学の特色を活かす入試制度の検討や入試制度における選抜上の工夫を行うなど、本学の受入方針に適した留学生等が多く受験し、適正な入学者数を確保できるよう努める。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

商学部・大学院共通

本学では、全学的なカリキュラムに関する学修支援、学部・大学院研究科が計画・実施する学修支援、情報システムの活用に関する学修支援、留学生に対する学修支援等について、教員と職員等の協働により、個々の学生をきめ細かく支援するための学修支援体制を適切に整備し運営している。

(全学的なカリキュラムに関する学修支援)

「北海商科大学学則」(以下、「学則」)第54条に基づいて設置されている教務センターは、全学的な教務事項を統一的かつ円滑に遂行するための組織であり、教務日程及びそれに関連する教務事項の原案作成、カリキュラムの編成及び実施、授業内容及び方法の改善、教育用の施設・機器及び備品についての審議等を行っている。教務センターは、教授会を構成する教員から選出された委員9人、教務センター事務担当職員4人をもって構成されており、全学的な教務事項に関わる学修支援の方針・計画・実施に向け、教職協働で取り組む体制が整えられている。

教務センターは、教務センターに関する事項、学部・大学院研究科の教育科目に関する事項、教職課程に関する事項、体育施設等の設備及び備品等の保守管理に関する事項を取り扱っており、それぞれの業務に対して担当職員を配置し、関連するセンターや委員会と連携を取りながら、教職協働で学修支援に取り組む体制が整えられている。

学部教育科目及び免許を取得するための教職課程に関する学修支援については、教務セン

ター委員と教職課程委員及び教務センター事務担当職員が連携を取りながら教職協働で実施する体制が整っている。また、学部教育科目や教職課程に関する学生からの相談への対応については、教務センター事務が窓口となり、学部教育科目担当教員及び教職課程担当教員と連携を取りながら対応している。

(商学部・商学研究科が計画・実施する学修支援)

商学部

学生の学修支援の窓口は主に事務室となっている。事務室の教務センター事務担当職員(令和4(2022)年度は4人)が、学生に対して日常的に学修支援を行っている。また、教務センター委員(令和4(2022)年度は9人)が、「学則」第50条に定められた学部長によって選出されており、日常的な学修相談はもとより、履修相談、出席不良者・成績不振者・卒業延期者等との修学指導面談、新入生及び在学生を対象とした各学期初めの教務ガイダンス等の方針・計画・実施を教務センター事務担当職員と協働で実施する体制が整えられている。

商学部が実施している具体的な学修支援について以下に述べる。

・学修相談、履修相談、修学指導面談

学生からの学修に関する相談は、教務センター事務の窓口で随時受け付けている。窓口での対面の相談が難しい学生や、相談先がわからないという学生のために、大学ウェブサイトの「学生生活」に「窓口案内」「キャンパスライフ」のページを置き、様々な種類の相談に対して窓口を一本化している。また、学修に関する教員への相談は、大学ウェブサイトに置かれた「学びの支援」のページからLMS(CoursePower)や電子メール(Gmail)を使用して科目担当教員が随時受け付けることができ、各教員が直接対応できるようになっている。また、履修計画と履修登録に関する相談は、主に3月と9月の履修登録日に実施しており、履修相談学生に対し、教務センター委員と教務センター事務担当職員が、履修計画に関する助言を行っている。

一方、修学指導面では、ゼミナールや講義時における科目担当教員による日常的な相談や指導に加え、教務センター委員と教務センター事務担当職員が、修学意欲の回復や退学者の発生防止に努めるために、修学状況の思わしくない又は成績不振・卒業延期となった学生との修学指導面談を定期的に行っており、そのための客観的な数値(出席状況・単位修得状況・GPA等)による学生個々の履修状況の把握と面談・指導体制を構築している。具体的には、以下の通りである。

修学状況の思わしくない学生を対象とした修学指導面談では、卒業に必要な単位数に対し、各セメスターあたりの科目履修上限を考慮し、3年次終了までの単位修得状況の把握が重要であることから、1・2年次生は必修科目の修得状況と出席状況を中心として、3年次生以上は卒業に必要な総単位数を中心として面談が必要な学生を抽出し、面談・指導を教職協働で実施している。

令和3(2021)年度においても新型コロナ感染事情は前年度同様であったことから、前年度後期同様、各科目担当者への修学状況調査を実施して面談候補者を抽出し、対象者を決定し

て、様々な新型コロナウイルス感染症対策（①実施日時、面談時刻、②面談会場、③実施体制等に係わる変更等）を講じたうえで、学年ごとに定めた科目の出席率等が悪い学生との面談・指導を、前期1回（6月12日）、後期1回（11月13日）実施した。

教務センターでは、上述の修学指導面談に加えて、例年、成績確定後の半期GPA2.0未満の全学生を対象とした成績不振者及び卒業延期者の面談・指導を、前後期各1回ずつ実施している。成績不振者・卒業延期者を対象とした修学指導面談では、学生自身に成績不振に至った経緯を振り返らせるとともに、学修環境の改善や次期のセメスターの学修に活かす履修指導や注意喚起を行っている。

令和3（2021）年度においても、新型コロナウイルス感染状況を考慮した様々な対策を講じたうえで、前期は卒業延期者が9月11日、成績不振者は学年ごとに9月14日から17日まで、後期は卒業延期者が3月5日、成績不振者は学年ごとに3月24・25・28日に教職協働で実施した。なお、卒業延期者を対象とした修学指導面談では、学業継続の意思や卒業に必要な要件を確認している。

なお、本学ではすべての保護者（学費支給者）に成績表を送付しており、修学指導面談の実施にあたっては保護者にも別途通知を行い、希望があれば保護者も修学指導面談に出席することができる。

・1年生に対する学修支援

教務センターは、例年、新入生に対して教務オリエンテーションを実施している。教務オリエンテーションでは、『STUDENT HANDBOOK』を用いて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを周知し、大学ウェブサイトに掲載している履修モデル等を活用して将来を見通した履修計画を立てるよう促している。また、学部のカリキュラムの特徴や履修登録の方法などについても丁寧に説明している。教務オリエンテーションの実施は、教務センター委員と教務センター事務担当職員が教職協働で行っている。

商学部では、1年生を大学での学びへスムーズに接続させることを目的として、初年次教育を実施している。初年次教育の方針・計画・実施は、教養教育推進委員会で決定し実施している。具体的には1年生前期を対象に初年次教育を担う少人数クラスの「社会文化ゼミナール」を開講し、教養教育推進委員会で作成した共通のテキスト『社会文化ゼミナール講義資料』を活用している。「社会文化ゼミナール」では、文献資料の収集と批判的読解、レポートの書き方、プレゼンテーション、キャリアプランの立て方など、大学で学ぶための技術や個人・グループ単位での学修スタイルを習得し、キャリア形成に向けた大学での学びの必要性・重要性に関する理解を深めることを目的としたアカデミック・スキルの修得を到達目標としている。

上に述べたように、本学では少人数クラスのゼミナールを活用して、1年生に対しよりきめ細かな初年次の学修支援を行う体制を整えている。

大学院

大学院では少人数教育が実現しており、指導教員が大学院生一人ひとりにきめ細かく対応

できていることから、各種相談、履修指導などを内容とする大学院生に対する学修支援は十分に実施されている。また、商学研究科事務室（商学部事務室と兼ねる）には教務センター担当職員（令和3（2021）年度は5人）が配置されており、大学院生の学修支援の窓口対応を行っている。さらに、商学研究科では教務センター委員（令和3（2021）年度は3人）が、「大学院学則」第44条に定められた研究科長によって選出されており、新年度教務ガイダンスの方針・計画・実施を、教務センター担当事務職員と協働で行っている。

大学院で行う修学指導は、指導教員・副指導教員が、主として大学院生への学位論文の作成に対する指導の際に行っている。また、大学院生には北海学園北東アジア研究交流センター（HINAS）、開発政策研究所の研究会等への積極的な参加や研究分野に関連する学会への積極的な参加を促すとともに、関連学会誌への投稿を勧めている。そうした過程で複合的な教育を進めている。一方、大学院生の研究発表機会の確保に関しては、学会等への参加（国内に限る）を促すため、各年度2回を限度として学会研究発表旅費を補助している。なお、令和2（2020）年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、北海学園北東アジア研究交流センター並びに開発政策研究所が主催する研究会は開催されていない。

商学部

（情報システムの活用に関する学修支援）

教育用コンピュータ実習室、教育基盤LMS（CoursePower）や語学学習支援LMS（Moodle）の利用に関する学修支援、大学ウェブサイトを通じた学修支援については、教務センターと、そのもとに置かれている関連委員会（情報システム運営委員会）が学修支援の方針と計画を決定している。情報システム運営委員会は、「コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱ」等の情報系科目の担当者、教務センター委員、広報に係わる大学ウェブサイト担当委員、その他情報システム運営委員会委員長が指名する委員等から選出された7人の教員から構成されている。学修支援の実施にあたっては、情報システム運営委員会の教員と教務センター事務担当職員が教職協働で取り組んでいる。

「北海商科大学情報システム運営委員会規程」第3条には、この取り組みを円滑に遂行するために情報システム運営委員長を置き、委員長は同委員会の業務を総括執行すると定めている。このように、教務センターと情報システム運営委員会の関連委員会との連携を取る体制が整えられている。

・教育基盤LMS（CoursePower）、動画教材配信ツール（mediasite）の活用による学習支援
平成26（2014）年後期以降、教員から学生の授業関連情報の伝達（学習課題の提示、学習教材の配信等）ツールである教育基盤LMS（CoursePower）を導入した学修支援を行っている。令和3（2021）年度も、コロナ禍における遠隔授業等を展開する基盤システムとして、例年にも増してLMSの利用が拡大し進展した。また、令和3（2021）年度からは本学専用の映像管理・配信ツールとして、mediasiteの運用を本格的に開始した。教員はmediasiteを活用することで、学習動画等の映像動画教材の管理と配信をスムーズに行えるようになった。令和4（2022）年度以降も、質の高い教育を指向した優れたデジタル・コンテンツの開発・蓄積とそ

れらコンテンツの効果的な活用を通じた授業方法の改善を全教員に促して、高品質な教育サービスの提供に努めていく。

・学内ネットワーク利用オリエンテーション

教務センターは、入学直後の新入生を対象とした「学内ネットワーク利用オリエンテーション」を実施している。教務センターが制作した『学内ネットワーク利用ガイドブック』と説明動画を活用し、北海商科大学ポータルシステム、Gmail、LMS（CoursePower）、北海商科大学Moodle、北海商科大学教務システム等の利用手順、北海商科大学学内LANシステム、ネットワークドライブ、教育用コンピュータ実習室や自由学修コーナーに設置されているパソコンの利用方法を説明するとともに、本学のソーシャルメディア利用ガイドライン、ネットワークのエチケット等について学生に周知している。

・大学ウェブサイトの充実

学生が適切な支援を受けられるように、大学ウェブサイトの充実が図られている。在学生向けの大学ウェブサイトでは、学生が必要な情報を素早く正確に取得できるよう、「大学案内」、「学部・大学院」、「入学案内」、「学生生活」、「キャリア支援」、「留学・国際交流」、「教育・研究活動」の各カテゴリーに情報を分類し提示している。特に、「学生生活」の「窓口案内」、「キャンパスライフ」は、学生の様々な種類の疑問に対して、どの窓口に相談したらよいのかをワンストップで誘導できるように工夫したものである。

（留学生に対する学修支援）

留学生に対する学修支援は、「国際交流センター」が方針と計画を決定し、国際交流センター担当事務職員と協働して実施する体制を整えている。協定校からの受入れ交換留学生に対しては、「北海商科大学国際交流センター規程」第5条に基づいて設置された留学交流促進委員会と国際交流センター担当事務職員が協働して、学修相談や成績不良時の指導などの支援にあたっている。なお、新型コロナウイルスの流行により、ここ2年は交換留学生の受け入れは行われていない。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

（障害のある学生への配慮）

学部・大学院共通

学生が心身面での不調を訴えるなどした場合には、対応した教員が教務センター事務、医務室の看護師（常勤）や臨床心理士カウンセラー（非常勤）への取り次ぎを随時行っている。また、持病（てんかん、聴覚過敏等）を有するなど、障がいのある学生への対応に関しては、当該学生が履修した科目の担当教員に対して、教務センター事務が予め病状とその対処法を知らせるなどして情報の共有化を図り、病気の発症に迅速に対応する取り組みをしている。

商学部

(オフィス・アワー制度)

全専任教員がオフィス・アワーを設定し、講義の進展に応じた学修上の質問や相談のための時間を確保している。令和2(2020)年度より、新型コロナウイルス感染症の影響下で、対面授業や各種遠隔方式等(リアルタイム型、オンデマンド型等)に授業形態が多様になることで対面でのオフィス・アワーの設定が困難になること、学生からの授業に関する問い合わせが時間を問わず届いている実態等に鑑みて、オンラインでのオフィス・アワーを導入した。専任教員のオフィス・アワーの一覧は、学内の教務センター掲示板で公開している。

非常勤講師に対しては、例年、教務連絡会(毎年4月1日開催)の場で、学生からの相談の時間を講義前後に確保するよう依頼している。令和3(2021)年度に続き令和4(2022)年度においても新型コロナウイルス感染防止対策として教務連絡会を開催できなかったことから、非常勤講師に対してもLMS(CoursePower)を使用して学生からの質問に対応するよう依頼している。

大学院

(TAの活用)

本学のTA制度は、大学院に在学する優秀な学生に対し、将来、教員あるいは研究者等になるための教育経験の機会を提供して資質の向上を図るとともに、学部及び大学院の相互教育を促進することを目的として発足した。

TAの主な業務は、学部及び大学院研究科の教育的補助業務である。なお、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3(2021)年度もTAは実施できなかった。

学部・大学院共通

(中途退学者、休学者及び留年者への対応)

商学部・商学研究科の令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの退学者・除籍者数及び休学者数の推移(過去3年間の平均値)は次ぎのとおりである。

退学・除籍理由については、「進路変更(教育機関・就職):13.3人」が最も多く、次いで「経済的困窮:6.7人」「就学意欲低下:3.7人」「その他:3.7人」「授業料未納による除籍:2.0人」「健康上の理由(身体疾患・心身消耗):1.3人」となっている。大学院生の退学理由は、「就学意欲低下:1.0人」「進路変更(就職):1.0人」「進路変更(他大学):1.0人」である。

また、学部・大学院研究科の休学者数と休学理由は次ぎのとおりである。学部生の休学理由については、「海外留学:7.3人(過去3年間の平均値)」が最も多く、次いで「経済的困窮:7.0人」「就学意欲低下:6.7人」「健康上の理由(身体疾患・心身消耗):2.0人」「その他:1.3人」となっている。大学院生の休学理由は、「就学意欲低下:1.7人」となっている。

これらの学生に対して、教務センター事務の窓口対応、専任教員のオフィス・アワー、ゼミナール等を通じてきめ細やかな対応をとるよう努めている。また、就学意欲の低下や進路変更によって休学・退学を希望する学生は成績不振を伴うことが多いが、成績不振学生に対して教務センター委員と教務センター担当事務職員及びゼミナール担当教員等が修学面談

と指導を行うこととしており、この面談を通じて修学の継続について考える機会を提供し、安易な進路決定とならないように支援している。

その他に、大学生活への適応に心理的問題を抱えている学生の退学・休学を防ぐため、「カウンセリングルーム」を設置しており、非常勤のカウンセラーを配置している。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

教職協働による支援体制をさらに強化するために、FD（Faculty Development）ならびにSD（Staff Development）活動等を通して、今日的な学修支援の手法を取り入れ、本学で実施している諸施策の効果をさらに高めていく。

また、大学の諸施策が必要とする学生に確実に届けられるよう、大学ウェブサイトの工夫（「学生生活」の「窓口案内」「キャンパスライフ」）に留まらず、SNSの活用等、学生へのアプローチの多様化について情報システム運営委員会のもとで検討する。また、本学に入学予定の合格者に対する支援として、大学ウェブサイトに入学準備がスムーズに進むように、入学前の情報提供を目的とした新入生向け特設サイトの開設を検討する。

商学部

本学のカリキュラム・ポリシーの1つである少人数教育の特性を生かして、担当教員と学生それぞれとの日常的な相談・指導の場が確保されていることが「学修及び授業支援」の基盤である。この基盤を強化・継続するとともに、講義・ゼミナール担当教員、各センター委員、サークル顧問教員、担当事務セクション、それぞれが保有する学生個々の情報を個人情報保護のルール遵守の下で安全かつ有効に相互共有し、活用する体制を構築する。

コロナ禍でLMS（CoursePower）の利活用が従前にも増して進展し、多くの教員において遠隔授業等の展開に関わるデジタル教材制作のスキルが向上したことを好機と捉えて、今後はデジタル教材の一層の蓄積と豊富化を図っていく。同時に、それらを対面授業と有機的に結合させて授業への導入を拡大することで、学生個々の主体的な学びを誘発させ、教育効率を高める新たな学修支援スタイルの開発と運用を教員個々に促していく。

大学院

大学院生に対する学修支援及び学部生に対する授業支援としてTA制度の運用形態を工夫し、さらには大学院生に教育指導に関する実務の機会が拡大できるように当該制度を運用していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

商学部（教育課程外）

- ・ 学生への就職支援に関わる人員として、キャリア支援センターに所属する教員 8 人と課長以下事務職員 3 人（キャリアカウンセラー有資格者含む）が配置されている。キャリア支援センターは、センター長、副センター長 1 人、センター委員 6 人、課長以下事務職員 3 人により構成されるセンター会議を適時に開催し、検討事項について、審議あるいは調整等を行っている。そのうえで就職支援に関わる各種事項を、教員と事務職員が分掌し業務を遂行している。
- ・ 民間企業、公務員、団体職員等、様々な進路をめざす 3 年次の学生に対して、授業時間外に就職支援のためのガイダンス・講座を年間で約 13 回行っている。その支援内容は、毎年度 4 月、7 月、10 月の就職ガイダンスにおいて各期ごとの実施計画を周知し、これに即して就職・公務員ガイダンス、就職支援講座（自己分析・業界研究・企業研究・適性検査・筆記試験対策・面接対策等）、インターンシップ講座等を実施している。令和 4（2022）年度のガイダンスおよび諸講座は、引き続き、新型コロナウイルス感染防止に努め、対面とオンラインを併用しながら実施している。
- ・ 3 年次の学生からの業界・企業の選択や適性職種等の相談に対して、教員及び事務職員が分担して個別面談を実施している。その際には、就職活動にとって必要な情報や知識を身に付けさせるために、一人ひとりの理解度に応じて丁寧に説明している。令和 3（2021）年 2 月に実施した 3 年生向け一斉個別面談は、新型コロナウイルスの感染対策から、遠隔方式を基本に実施し、対面方式を希望する学生には感染予防措置を講じた上で対面方式により実施した。また、就職活動中の 4 年次の学生に対する個別指導としても、面談等を適時実施している。令和 2（2020）年度の 4 年生向け個別面談・相談は、新型コロナウイルスの感染対策から、当初遠隔方式のみで実施していたが、夏季より対面方式を希望する学生には感染予防措置を講じた上で対面方式により実施することに改めた。
- ・ 就職活動に関わる企業情報ファイル、求人票、公務員関係資料、就職情報関連誌紙等の資料については、就職情報センター内に用意されており、年間を通じて学生が利用している。
- ・ 本学と北海学園大学は、平成 20 年（2008）度に就職支援ポータルサイトを構築し、通称「ミナトコム」として運用を開始した。当該ポータルサイトは就職支援のデータバンクとして構築され、学生が業種や事業内容、PR 情報、事業所等の企業データを検索することができる。また、SPI 試験対策講座等のコンテンツ、就職イベント情報を閲覧するとともに、本学からの就職情報等のメールの受信や各種イベントの予約が可能である。当該ポータルサイトには自宅等の学外からの操作機能も備わっていることから、就職支援の重要な柱の一つとなっている。
- ・ 本学と北海学園大学とは、就職支援のイベント開催においても協調体制を構築している。毎年、3 年次と 4 年次の学生に対する学内合同企業説明会および学内業界研究会の開催にあたっては、両キャリア支援センターが共同で企画し、企業への参加依頼や学生への

周知等を実施している。なお、令和4(2022)年度の学内合同企業説明会は、6月と8月と10月のいずれも、新型コロナウイルス感染防止に努めつつ、対面での実施を予定している。

- ・カリキュラム以外における資格取得については、本学と北海学園大学のキャリア支援センター主催による「オンライン学内資格講座」を開講している。低価格で学べる、WEB講義なので自分のペースで学べるなど学内講座としてのメリットを有する。コースは、秘書検定2級、サービス接遇2級、ビジネスマナースペシャリスト、マイクロソフトオフィススペシャリストWord、マイクロソフトオフィススペシャリストExcel、法学検定、宅地建物取引士、国内旅行業務取扱管理者、総合旅行業務取扱管理者、日商簿記検定3級、日商簿記検定2級、FP技能士3級、の12コースを備えている。2年次と3年次の学生の保護者に対して開催される保護者説明会のなかで、保護者向け就職説明会を開催している。説明会では就職決定状況や主な進路等の情報、保護者向け講座(3年次)を提供し、本学の就職支援への理解を促している。これにより保護者とキャリア支援センターとによる学生支援の相乗効果が期待されている。令和4(2022)年度の2年次と3年次の学生の保護者に対する保護者説明会は対面とオンラインで実施した。
- ・教員や事務職員が分担して札幌市内中心に各地域の企業等を継続的に訪問している。その目的は、卒業生の教育目的達成状況の確認、継続的な求人および採用の確保、並びに採用情報の収集にある。本学学生の卒業後の勤務地は、主に石狩圏内(特に札幌市)をはじめとする道内一円であり、各企業から収集した新たな情報は、就職支援に活用されている。令和4(2022)年度は、過去2か年の新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、前年度に引き続き企業訪問の計画はない。
- ・就職決定率は、平成31/令和元(2019)年度は95.8%、令和2(2020)年度は93.5%、令和3(2021)年度は96.8%である(いずれも3月末時点)。就職先は卸売・小売業、サービス業、金融・保険業、宿泊・飲料サービス業等、業種は多岐にわたる。

商学部 (教育課程内)

- ・1年次の学生に対して、将来の目標設定(キャリアプラン)を考える授業時間を設定している。具体的には、学習技術や現状認識能力の向上を図る目的で開講される前期「社会文化ゼミナール」の授業5回(1/3)を利用し、演習・グループワーク・発表を通して意識の涵養を図っている。
- ・2年次前期のカリキュラムの中に「特殊講義Ⅰ(職業キャリアデザイン)」(自由科目として2単位)を配置して、キャリア支援センターが担当者と授業内容を決定し単位認定を行っている。講義のねらいは職業選択という側面から社会を概観し、学生に自らの進路を考えさせることにある。また、到達目標を設定し進路選択に備えて、社会から求められる資質・能力や、それらを具備するための行動についても学習する。
- ・APQ科目を、2年次から4年次にかけて開講し、科目担当者が単位認定を行っている。当該科目は資格取得のための就職支援として位置づけられ、「情報管理論Ⅰ～Ⅲ」(各2単位、以下同様)、「旅行業務論Ⅰ～Ⅳ」、「社会行政論Ⅰ～Ⅴ」、「税務会計論Ⅰ～Ⅲ」、「通

商実務論Ⅱ」が配置され、本学のカリキュラムの特徴の一つとなっている。それらの目標とする検定・資格等は、「情報管理論」においてMOS(Microsoft Office Specialist) Excel、Word、PowerPoint、「旅行業務論」において国内旅行業務取扱管理者、総合旅行業務取扱管理者、「社会行政論」において国家公務員採用一般職試験、地方上級試験等、「税務会計論」において税務会計能力試験、「通商実務論」において貿易実務検定、である。

- ・ 3年次のカリキュラムの中に「特殊講義Ⅳ（インターンシップ）」（自由科目として2単位）を配置し、平成26(2014)年度から一定の条件を満たした学生を対象に、キャリア支援センターから教務センターへ単位認定の申請を行っている。当該科目では、企業や官公庁等の職場で一定期間の就業体験を積んだ学生を対象とし、ガイダンス等への出席状況、報告書や課題レポートの内容、受入先の評価等を併せて総合的に評価している。なお、大学派遣の「インターンシップ」は平成21(2009)年度から開始され、期間は数日から3週間まで多岐にわたっている。実施方法は毎年5月、本学が加盟する北海道地域インターンシップ推進協議会からの情報に基づいて受入先を選定している。次いで、ガイダンスを実施して学生に「インターンシップ」の概要や受入先の状況等を周知し参加希望者を募っている。その後7月にかけて同協議会事務局と連絡協議を行い、学生と受入先とのマッチングを経て夏季休業時に派遣している。

大学院（教育課程外）

- ・ 大学院生は、個々人の専門分野に特化した指導を必要とする場合が多く、基本的には大学院の指導教員が就職支援にあたっている。キャリア支援センターとしては、進路相談があれば個別面談で対応することとしている。

大学院（教育課程内）

- ・ 研究発表会で発表することは、修了後のキャリア形成において非常に重要なスキルである。大学院生の研究発表参加（国内に限る）に関して、学会等の参加を促すため、各年度2回を限度として学会研究発表旅費が補助される。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

商学部（教育課程外）

- ・ 2年次後期の就職支援講座については、今後は支援内容の拡充を行い、これによって2年次から4年次までの継続的な学生への就職支援体制の構築を図る。
- ・ 就職支援ポータルサイト「ミナトコム」については、引き続きポータルサイトの長所や利用方法について学生への周知を図る。
- ・ 学内合同企業説明会・学内業界研究会については、これまでも繰り返しガイダンス等で強く参加を指導してきたが、さらに参加学生を増やす方策を検討していく。

商学部（教育課程内）

- ・ 2年次前期の「特殊講義Ⅰ（職業キャリアデザイン）」に関しては、多様な業界の外部講

師を招聘する。また、就職活動の基礎知識の習得をはじめとして、引き続いて働き方の多様性、働く意味やライフキャリアをも考える授業の展開を図る。

- ・ 3年次の「特殊講義Ⅳ（インターンシップ）」に関しては、石狩圏内の企業を中心に圏外の道内企業も含めて、継続的に受入企業の確保に努める。その際、引き続き学生の要望を踏まえて受入先を選定するとともに、多くの学生に参加を促す体制を継続していく。

大学院（教育課程外）

- ・ 大学院生の就職支援については、キャリア支援センターと指導教員との連携に基づく就職支援及び情報提供システムの構築を検討する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

商学部

- ・ 本学では、学生生活の安定を図るための学生サービス及び厚生補導の役割を「学生自身が学生生活の中で心身を鍛え、豊かな人間性を獲得して健全な社会的適応性を獲得するための組織的な支援活動」と位置づけており、これを遂行するために学生支援センターを設置している。学生支援センターの構成員は、センター長、センター委員7人、課長を含む3人の職員、看護師・保健師資格を有する医務室担当職員（常勤）（以下、「医務室担当職員（常勤）」という）、公認心理師等の資格を有するカウンセリング担当職員（非常勤）（以下、「カウンセリング担当職員（非常勤）」という）各1人である。
- ・ 学生支援センターが担当する業務は、以下の7項目である。

- (1) 学生生活及び学生相談に関する事項
- (2) 諸団体及び学生の課外活動に関する事項
- (3) 表彰及び懲戒に関する事項
- (4) 奨学生に関する事項
- (5) 学生の福利厚生に関する事項
- (6) 学生の健康管理及び保健衛生に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

学生支援センターは、上記業務を円滑に行うためカウンセリング委員会を置いている。

- ・ 学生支援センターの業務に関する事項は、センター長を議長として、センター長及びセンター委員から構成される学生支援センター会議を必要に応じて開催し、審議・決定している。また上記(6)の事項のうち、特に学生の心的支援に係わる業務についてはカウ

ンセリング委員会が対応しており、委員会は委員長を議長として、医務室担当職員（常勤）、カウンセリング担当職員（非常勤）から構成されるカウンセリング委員会を必要に応じて開催し、審議することとしている。

学生支援センター長は、学生支援センター会議において審議された結果を迅速にスタッフ会議に提議し、その場で再度審議することによって学内の意見が反映される仕組みになっている。なお、学生に懲戒及び教育的措置が必要となった場合には、別途定める「学生の懲戒に関する規程」に基づき適正かつ公正に遂行される。

- ・学生支援センターでは、学生生活の経済面での安定化を支援するために様々な奨学金を扱っている。学生は、日本学生支援機構の給付型、貸与型第一種、第二種の奨学金をはじめ、地方公共団体、各種財団法人や民間団体から提供される奨学金に加えて、大学独自の奨学金を利用することができる。大学独自の奨学金である北海学園奨学金は、人物及び学業が優秀で修学が困難な学生に給付されている。

そうした一連の奨学金の給付や貸与に関する情報は、『STUDENT HANDBOOK』に概要を掲載し、さらに前・後期開始時の各学年ガイダンスの際に説明会を行うとともに、別途時間を設け奨学金説明会を開催し丁寧な説明を行っている。また随時、学生支援掲示板等でも周知している。令和2(2020)年度はコロナ禍のため、学生支援緊急給付金(文科省)と緊急特別無利子貸与奨学金(日本学生支援機構)の対応も行った。

- ・このほかの経済面での生活安定化支援としてアルバイトの紹介を、掲示板などを活用して行っている。紹介する業務については、職種、業務内容の適切性や安全性などを吟味し、学業や学生生活に支障をきたさないかどうかを十分に確かめたうえで、適正な業務のみを紹介している。
- ・学生生活の住居面での安定化支援として、自宅以外の遠隔地から入学する学生に対して安価で安心できる住居を提供するために、その斡旋を北海学園生活協同組合に依頼している。また、交換留学生には本学園の宿舎を提供している。
- ・本学には、学生が課外活動を行う体育系サークルと文化系サークルがあり、それらを統括する主体的組織としてサークル連合協議会がある。すべての体育系サークル、文化系サークル及び同好会は、この連合協議会に所属しており、執行部を中心に公認サークルへの間接補助金の配分や同好会からサークルへの昇格などに取り組んでいる。令和4(2022)年度は、前年度同様コロナ禍のため、新入生勧誘、サークルPR大会を実施できなかった。一方、全学的行事である体育祭や大学祭(北海商科祭)は、体育祭・大学祭実行委員会が主体となって取り組んでおり、いずれも企画段階から当日の運営まで、すべて実行委員会が執り行っている。ただし、令和3(2021)年度の大学祭は、コロナ禍のため、中止となった。学生支援センターは、このような活動を行うサークル連合協議会、体育祭・大学祭実行委員会や各サークルからの相談に適宜応じるなどして活動を側面的に支援し、さらに会議、行事や活動のための施設、テニスコート(北海学園大学と一部共有)等を提供しており、多くの学生がそれらの施設を利用している。本学が提供できない活動施設については、必要に応じ外部の施設を借用し、使用している。そして本学は、学生の課外活動に対して学生から徴収する大学諸費を活用して各団体やサークルの

活動費を中心に、積極的に資金的な支援をしている。令和4(2022)年は緊急事態宣言の解除を受け、5月1日現在、複数のサークルで活動の再開又は再開に向けた準備が進められている。

商学部・大学院共通

- ・学生支援センターは、心身の健康面から学生生活の安定化を図るために、毎年実施している定期健康診断に加え、学生から寄せられる各種相談等に関して以下のように対応している。医務室では平日9時～16時、土曜日は9時～12時40分まで医務室担当職員（常勤）1人が常駐し、怪我や急病の学生にきめ細かく対応しているほか、健康相談にも応じている。心的支援については、「カウンセリングルーム」においてカウンセリング担当職員（非常勤）が毎週火曜日13時～17時、カウンセリングを通して直面する問題や悩みなどの相談に応じている。さらに学生生活に伴う生活相談等の一般相談は、学生支援センター委員2人が相談日を設けて研究室で応じており、学生から寄せられるその他の相談についても、随時、学生支援窓口において担当職員が対応している。ただし、令和3(2021)年度のカウンセリングは2ケース、合計2回であった。
- ・各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）については、ハラスメント防止委員会（教員及び職員各2人ずつで構成）が主体となって適切に対応している。
- ・令和2(2020)年度よりコロナ禍のために開催中止となった大学祭については、今年度開催に向けた学生の取り組みが見られる。

大学院

- ・留学生が生活・研究面で充実した留学生活を送るためには、良質な宿舎を確保することが必要であることから、大学院生（推薦）の宿泊施設は、安定化支援として本学園が提供している。宿泊施設は、大学の近くに位置して利便性も高く、安全面にも配慮して外部からの危険を極力防いでおり、留学生交流の推進を図る上で必要不可欠である。
- ・学部生と同様に大学院生についても、経済面での生活安定化支援のための各種奨学金制度があり、学生支援センターがその選考にあたっている。このほかの生活安定化支援に関しては、支援する内容ごとに各指導教員を中心に大学院研究科委員会及び学生支援センターなどの関係各部署が連携し、対応している。
- ・大学院生の学生生活上のその他の支援に関しては、各指導教員を中心に大学院事務担当及び関係各部署が連携し、個別に対応している。
- ・各指導教員のメールアドレスは公開されており、大学院生が諸問題について自由に連絡・相談できる体制となっている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

- ・学生が昼食をとる学内の食堂スペースの狭隘さや食事メニューのバラエティー不足等に

関して、学生からも改善要望が出されている。こうした学生の福利厚生施設等の改善を今後も継続して検討していく。

- ・障がいを持つ学生が学内をスムーズに移動するためのバリアフリー化を今後も積極的に推進して、そうした学生の受け入れ体制を充実させる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

商学部・大学院共通

- ・校地、校舎等は設置基準を上回る十分な面積を有している。
- ・アクティブ・ラーニングとPBLについては、2号館の2301教室（収容定員25人）、2302教室（収容定員25人）、2303教室（収容定員25人）、2304教室（収容定員25人）のゼミナール教室（4室）において、アクティブ・ラーニングやPBLの展開が可能となった。
- ・例年、授業科目「スポーツの科学」は併設校の体育館を借用していたが、令和2（2020）年後期から増築した体育館を使用している。
- ・教室の整備・管理は教務センターが行い、それらの設備の点検、故障個所の補修、機器の希望などへの対応等を恒常的に実施している。平成28(2016)年5月より利用を開始した新校舎では、各教室への標準的なAV機器を装備している。
- ・教員の研究室は、39室の個室（1室平均26.0m²）を確保しており、専任教員全員に対し貸与している。
- ・非常勤講師には、1階に非常勤講師室（27.5m²）を備えており、授業の準備や休憩等ができるスペースを確保している。

(その他)

- ・本学の1階医務室にAED（自動体外式除細動器）を設置し、速やかな応急手当が行える環境を整えている。
- ・平成30(2018)年7月25日付けで健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことを受け、本学においても令和元(2019)年7月1日から敷地内全面禁煙を実施することとした。今後、今回の当該改正法の趣旨を踏まえ、学生、教職員および学内外関係者の受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙者への禁煙に関する支援も併せて行う。

- ・新型コロナウイルスおよびインフルエンザの予防・対策の目的から、正面玄関に手指消毒液を配置するとともに、マスクの着用を義務化している。

(安全性)

- ・耐震に関しては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、建築基準法施行令改正による新耐震基準に則した建築物となっている。
- ・建物全体は機械警備システム及び防犯カメラによる常時監視をしており、火災や防犯等に備えている。また警備員も常駐しており、安全確保に努めている。
- ・毎年1回、職員による防火訓練を実施している。本学には自衛消防隊組織が設置され、職員には、有事が発生した際の役割が与えられている。
- ・建物について、年2回ビル管理法に基づいた定期清掃に加え、日常的な清掃も実施している。また、建築基準法の規定に基づき特殊建築物及び建築設備については、調査・検査資格者による調査又は検査を受けて、安全を確認し、その結果を特定行政庁に報告している。
- ・給排水等の衛生面については、受水槽は年1回、汚水槽・雑排水層は年2回の法定定期清掃を実施している。飲料水は末端蛇口にて残留塩素濃度測定を実施し、年1回保健所に報告書を提出している。
- ・電気関係については、年1回の法定定期点検を実施し、消防設備については年2回の法定定期点検を実施し、エレベータ等の設備については専門会社と保守契約を締結して定期点検・メンテナンスを実施し、事故の未然防止に努めている。
- ・防火訓練の実施方法や時期については、毎年の各行事予定との日時調整を図りつつ、出来るだけ全学生を対象に実施するように計画する。
- ・大学院生には、講義室（4室、収容定員77人）、大学院生研究室（3室、収容定員21人）、研究科資料室を備えており、机、コンピュータ等が自由に使えるよう整備している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

商学部・大学院共通

- ・運動場は、「清田グラウンド（清田区清田355番地）」に多目的グラウンド、サッカー場、第1野球場、第2野球場、ラグビー場、テニスコート（6面）を設置しており、十分な面積を有している（北海学園大学と共有）。
- ・令和2（2020）年3月に体育館を増築し、十分な面積（947m²）を有している。
- ・体育施設は、旭町校地のテニスコート（北海学園大学と共有2面）と栄町校地のテニスコート（本学専有1面）を所有している。その他の体育施設については、必要に応じ外部の施設を借用し、使用している。
- ・建学の精神並びにこれを受けての大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、講義室（19室（収容定員1,228人）はAV・ネットワーク設備を設置）を備え、ゼミナール用の演習室（14室、収容定員357人）を備えている。さらに、コンピュータ実習室は、2201教室（収容定員25人）、2202教室（収容定員30人）、2203教室（収容定員30人）、2204

教室（収容定員30人）の4教室を備え、それぞれ収容定員と同数のコンピュータを設置している。なお、学生が自由にコンピュータを利用することができるスペースと装置を配置している。

- ・令和2（2020）年3月に、全館のコンピュータを更新し、教育環境を充実した。
- ・令和2（2020）年3月に、既存のポータルシステムを更新し、学生と教職員の連絡・コミュニケーションツールとして、利便性が向上した。
- ・令和3（2021）年4月により、前年度に導入した映像収録・配信・管理システム「media-site」と既存のLMS（CoursePower）を連携した。これにより学生は授業の予習・復習に教員が制作した映像動画教材をより活用しやすくなるなど、学習者主体の教育の強化に向けた機能改善に取り組んでいる。
- ・令和4（2022）年度から北海学園全体のICT事業を総合的に推進することを目的として、北海学園法人本部と連携された「北海商科大学ICT連絡会」が新たに設置され、双方で情報共有を図りながら、本学のICT教育推進に向けた方策を講じていくこととした。
- ・附属図書館（臨時事務員1人、業務委託契約派遣2人）は、令和4（2022）年5月1日時点において近年蔵書整理を行っているが、蔵書冊数約14万4057冊を有し大学の学生及び教職員の便宜に供している。開館時間は月曜日から金曜日まで毎日午前10時から午後6時まで、土曜日は12時30分まで、令和3（2021）年度の年間利用者は新型コロナウイルス感染症の影響があった昨年度（849）から回復し延べ1,374人であった。
- ・図書館には、一般的な自由閲覧スペース（356.7m²）のほかに、視聴覚ブースにAV機器4台、本学所蔵の図書・雑誌検索のためのコンピュータ（OPAC）4台、コピー機1台を備えている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

商学部・大学院共通

- ・障がい者用トイレ（男女）をはじめ、自動ドアの設置、地下鉄コンコースと接続する出入口には校舎との廊下接続部にエレベータを設置するほか、通路・床等も極力段差を無くすように配慮し、車イスによる移動での困難を解消するよう努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

商学部・大学院共通

- ・授業を行う学生数に関しては、従前より教室の定員に応じて履修者数を設定し、少人数教育を徹底していた。しかし令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の対策として対面授業における教室での3密（密閉・密集・密接）を回避するために、授業時間中の教室の窓や扉の開放に加え、各教室に定められた定員の半数を上限として受講者数を減員し、座席指定のもとで講義を展開した。令和3（2021）年度においても前年度同様の措置を講じた。

(学生の意見、反映)

- ・施設・設備などに対する学生の意見等は、必要に応じ学生団体の代表と学生支援センター長とが懇談する機会が設けられている。学生から寄せられた意見・要望は、学生支援センター長、学部長を通じスタッフ会議等でとりあげ、学長のもとで検討されて、可能なものから可及的速やかに実現するよう努めている。

(授業を行う学生数の適切な管理)

- ・授業を行う学生数については、各科目の特性や授業形態によって教育効果は異なるものであるが、少人数で行うことは効果的であり、教員による授業管理も適切に行いうるものであるため、各学科において時間割上の科目配置を工夫するなど、少人数のクラス編成を推進している。また、一般教育科目については、適正な履修者数による授業展開を行うために、履修希望者の多い授業の開講クラスの追加や履修者選抜などによって、少人数教育に努めている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

- ・現在の懸案は温暖化による室温上昇の対策であり、第1学期の気温上昇が顕著にあらわれる6月中旬から8月初旬にかけて環境改善のための方策を検討している。新校舎2号館に対してはこれらの対応を行ったが、旧校舎1号館に対しては、網戸やフィルムを貼るなど、室温上昇を抑制する対応に向けた効果的な対応を検討している。
- ・新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を防ぐとともに、事業者が十分な感染拡大防止策を講じるための環境整備を行うため、各関係法令において安全確保を前提としつつ柔軟な対応ができるよう、検討を行う。
- ・コロナ禍においては多様な形態での授業展開を余儀なくされていることから、学生の学修スタイルに変化が生じてきている。そうした変化に対応するため、アンケート結果で得られた学生の要望を可能な範囲で汲み取る組織体制の構築を検討する。
- ・令和2(2020)年度に行われた「ICT環境整備計画調査」に基づき、令和4年度私立学校施設整備費補助金（文部科学省・ICT活用推進事業）の事業に応募するなど、通信速度の高速化、安全性の高い認証ネットワークの導入、安定的な通信帯域の確保、構内の利便性の高いネットワークの実現等を実現するために必要な機器類の導入を行い、校舎内施設のICT環境の改善を行う。
- ・今後のLMSの在り方（更新等）については、既存のLMS（CoursePower）の使い勝手について学内でユーザーアンケートを行うとともに、教職員による将来の教育現場を見据えた機能要望などを取りまとめ、今後大学としてのICT教育の方針を定めて行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

商学部・大学院共通

- ・学生からの意見・要望の把握については、必要に応じて学生と協議の場を持つように努めている。学生から寄せられた意見・要望は、学生支援センターで十分な検討がなされ、可能なものから可及的速やかに実現するよう努め、不可能なものについては学生の理解を得るよう説明を尽くし、相互理解の促進に努めている。また、学内のイベントや学生たちの様々な活動に関する大学から学生に向けた情報については、学生支援掲示板や大学ウェブサイトを通して適宜発信されている。

大学院

- ・各指導教員のメールアドレスは公開されており、大学院生が諸問題について自由に連絡・相談できる体制となっている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

商学部・大学院共通

- ・学生支援センターは、心身の健康面から学生生活の安定化を図るために、毎年実施している定期健康診断に加え、学生から寄せられる各種相談等に関して以下のように対応している。医務室では平日9時～16時、土曜日は9時～12時40分まで医務室担当職員（常勤）1人が常駐して怪我や急病の学生にきめ細かく対応しているほか、健康相談にも応じている。心的支援については、「カウンセリングルーム」においてカウンセリング担当職員（非常勤）がカウンセリングを通して直面する問題や悩みなどの相談に応じている。さらに学生生活に伴う生活相談等の一般相談は、学生支援センター委員2人が相談日を設けて研究室で応じており、学生から寄せられるその他の相談についても、随時、学生支援窓口において担当職員が対応している。ただし、令和3（2021）年度のカウンセリングは2ケース、合計2回であった。
- ・各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント）については、ハラスメント防止委員会（教員及び職員各2人ずつで構成）

が主体となって適切に対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

商学部・大学院共通

- ・ 本学は前期・後期に1回ずつ学生へ授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートには自由記述欄があり、大学の施設・設備に関する要望が寄せられるケースもあるため、その際は関連部署と協議し対応可能な事項より改善に向けて、連携して取り組んでいる。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

商学部・大学院共通

- ・ 学生からの意見・要望の把握については、学生団体の代表などとの懇談、意見交換の場を必要に応じ設けているが、今後ともコミュニケーションをとっていくようにする。また、学生から寄せられた意見・要望は、学生支援センター長のもと、学生支援センターで速やかに実行可能性を検討し対応する。

[基準2の自己評価]

商学部

建学の精神と本学の特色・目的に基づく3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に沿った学生の受入れ、教育課程編成及び教授方法、学修及び授業の支援、単位認定、卒業・修了の認定等、学生の受入れから卒業・修了に至るまでの、教育目的達成状況の評価とフィードバックを行い、一貫性を持って教育研究活動が行われている。また、これらの教育研究活動の基盤となる教員の配置・職能開発等においても3つのポリシーを達成するに相応しい構成と内容を伴っているものと判断する。さらに、より効果的な教育研究活動と快適な学生生活を補完する教育環境の整備やキャリアガイダンス・キャリア講座をはじめとする様々な学生サービスにおいても、十分な環境が提供されている。

これらのことから、設置基準等関連する法令に適合していることはもちろんのこと、各項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては、基準2全般について十分満たしている。

なお、学部教育においては、建学の精神を踏まえた教育目標である「アジアの時代にアジアを学ぶ」に沿った、意欲の高い学生をさらに幅広く受入れ、グローバル化社会に対応した人材育成の点から、本学の特色・目的及び3つのポリシーについて文言の統一などを含め再点検するとともに、学部の教育課程を再点検し、教育の質的保証・質的向上の観点から、必要に応じて見直しを図るものとしている。

大学院

大学院においては、全般的に効果的な教育を実現していると考えます。修士課程においては、研究構想発表会、中間発表報告を博士後期課程においては、博士論文研究報告会、博士論文構想報告会、博士論文中間報告を通じて研究者相互の指導方針などの自己点検・評価を図るものと位置付けている。加えて、高次の教育研究活動を維持向上させていく上で、今後も3つのポリシーの文言の統一を図りながら、その目的に適った優秀な学生を受け入れていくことが重要であり、教育の質向上に関するPDCAサイクルの確立のために、教職員が一丸となって研修会や協議会・座談会のほか、積極的なFD活動を進めていくことが最も重要であると認識している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

商学部・大学院共通

本学では、建学の精神を踏まえ、「北海商科大学学則」（以下、「学則」）第1条で本学の教育目的、「北海商科大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第1条で本学大学院の教育目的を定めるとともに、商学部・各学科、商学研究科・専攻において、人材の養成に関する目的、教育研究上の目的を定めている。これらを踏まえて、商学部、商学研究科はディプロマ・ポリシーを策定している。

建学の精神、教育目的は、『北海商科大学案内』、『北海商科大学大学院要覧』、『STUDENT HANDBOOK』に、ディプロマ・ポリシーは『STUDENT HANDBOOK』、『商学研究科便覧』に掲載され周知されている。また、これらは大学ウェブサイトに掲載され、すべての学生がいつでも閲覧できるようにしている。

なお、学部では令和3（2021）年度も新型コロナウイルス感染防止対策として対面による在学生ガイダンスを行わず、オンラインで実施したため、教務センターからのディプロマ・ポリシー等に関する説明はLMS（CouresePower）に動画を公開して学生に周知した。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

商学部・大学院共通

単位認定基準、卒業・修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「学則」（第24条・第25条・第28条）及び「大学院学則」（第34条・第35条）に定められており、単位認定はこの基準に基づき厳正に行われている。また詳細を『STUDENT HANDBOOK』、『商学研究科便覧』、『大学院要覧』に記載し周知している。また、これらの規程は大学ウェブサイトにも掲載されている。

授業科目の成績は、A⁺・A・B⁺・B・C⁺・C・Dの7段階によって評価し、A⁺・A・B⁺・B・C⁺・Cを合格として単位を与え、Dを不合格としている（「学則」第25条、「大学院学則」第34条）。

成績評価基準及び評価方法については、学生に公開される授業科目ごとのシラバス（講義概要）に「授業のねらい」、「到達目標」や「授業内容」等とともに明記し、学生の授業や課

題に対する取り組みに役立つようにしている。とくに、レポート提出や小テスト、試験などの具体的な学修活動ごとの評価のウェイト等も明記しており、学生が明確な学修計画を立てられるようにしている。また、成績評価の公平性の確保と、学生が自らの学修成果を確認する機会を与えるために、各学期の成績通知後に学生が評価や成績について異議がある場合には、問い合わせを受け付ける「評価に関する照会」期間を設け、学生の質問に答えている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

商学部

(キャップ制など)

本学では1年2学期のセメスター制を採用している。本学では学生それぞれが各科目に費やす予習・復習時間を考慮に入れ、単位の実質化と学修の効率を損なわないようにするため、学生が各セメスターに履修登録できる単位数にキャップを設け、「履修登録の上限単位数」として『STUDENT HANDBOOK』及び「履修規程(第6条)」に明記している。また、他大学等における授業科目履修単位認定、大学以外の施設等における単位認定、入学前既修得単位認定、編入者の単位認定については、「学則」(第26条・第27条)及び「大学院学則」(第31条・第32条)においてその上限を定めている。また、こうした既修得単位及び他大学等で修得した単位に関する学部・大学院研究科における認定については、『STUDENT HANDBOOK』、『商学研究科便覧／大学院要覧』に記載し周知している。

(GPA制度)

GPA制度による成績評価については、『STUDENT HANDBOOK』においてその意味と計算方法等を明記して学生に周知するとともに、「成績通知書」に各セメスターGPA、通算GPAを表記して学生に知らせている。

GPAの活用については、2年次の学科選択制度、科目履修登録における優先順序の決定、APQ科目等の履修制限やクラス編成、学業成績優秀学生表彰(北海商科大学教育振興資金による奨学金等)の選考基準、各学期の成績確定後に実施される成績不振者修学指導面談の対象者選定等に活用しているほか、奨学金推薦者判定等にも幅広く利用している。

令和4(2022)年度から、学則や「STUDENT HANDBOOK」に記載している履修上の必要事項や運用ルール等を「北海商科大学履修規程」として別途制定し運用することとした。そのなかで、GPAを履修指導・学修支援等に向けた基礎情報として用いる従前からの用途に加え、カリキュラムマネジメント体制におけるGPA活用度合いの強化として、GPAを退学勧告の基準として利用することとした。また、このたびの履修規程の制定に際して、学期当初に履修した科目の内、必修科目を除く選択科目について学期の途中で取り消すことができる「履修登録科目の取消」制度を設けて、評価指標としてのGPAの精度を高めるよう改善を図った。

(単位認定手続き、卒業審査基準・学位授与手続き)

商学部

商学部では、履修した科目の単位認定は「試験成績と平素の成績とを総合し、学長が行う

もの」とし、ここでの試験にはレポート提出、口頭試問等も含まれる（「学則」第24条）。卒業審査についても、「学長」が「学則」に基づいて認定を行い、学位を授与しており「学則」（第28・第29条）、学位については「北海商科大学学位規則」に定められている。

大学院

大学院の単位の授与及び評価は、「大学院学則」第34条に、修了要件は第35条に定められており、「研究科委員会」において認定が行われる。学位については「北海商科大学学位規則」に定められている。また、北海商科大学大学院学位論文に係る評価基準（学位審査に関する指針、審査体制と方法、評価基準等）は詳細かつ体系的に定められ、大学ウェブサイトで公開されている。学位審査手続きとしては、審査委員会を設置し論文審査及び口述試験を行い、それに基づいて「研究科委員会」において合否案が作成され、合否が決定される。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

商学部

学生の学修の質を維持し、到達目標として示された学修成果をあげさせるためには、本学の建学の精神、教育目的に基づく教育課程・教育方針と、それを実現するための教育組織に関する検証を継続的に実施し、検証に基づいてカリキュラム整備を行っていくことが必要である。引き続き、シラバスに明示している「成績評価の方法・基準」について組織的に検証し、厳正かつ公平な単位認定及び成績評価を全学的に行っていく。

将来に向けた課題としては、単位認定基準の厳正な適用のために、成績評価の厳格化とGPA制度の質的保証を行うための一層の組織的取り組みが必要である。教育研究評価委員会の他に、新たに大学将来構想委員会などを学長・学部長を中心に組織してディプロマ・ポリシーを踏まえた学修到達目標のアセスメント・ポリシーの検討を実施し、厳格で適正な成績評価体制を全学的に確立していくことが挙げられる。

大学院

引き続き、シラバスに明示している「成績評価の方法・基準」の実効性を組織的に検証し、厳正かつ公平な単位認定及び成績評価を行っていく。また、学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行（元文科高第380号）を踏まえ、学位論文に係る評価に当たっての基準を公表する必要があるため、現行の学位規則、学位論文審査基準を集約し評価基準について検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

商学部・大学院共通

本学では、学部・2学科、研究科・専攻において、建学の精神を踏まえた人材の養成に関する目的、教育研究上の目的、教育目的を定めている。また、それらに基づいてディプロマ・ポリシーを定め、それを反映する教育課程を編成する方針としてカリキュラム・ポリシーを策定している。

商学部

カリキュラム・ポリシーは『STUDENT HANDBOOK』に掲載され学生に周知されており、大学ウェブサイトの「学生生活」の「キャンパスライフ」からもすべての学生が閲覧できるようにしている。さらに、各セメスター開始時の教務ガイダンスの際には、毎回教務センター長が口頭で直接学生に説明している。なお、令和3(2021)年度は前年度同様に新型コロナウイルス感染防止対策として、対面によるガイダンスを行わずにオンラインでガイダンスを実施したため、教務センター長からの説明事項等はLMS(CouresePower)上に公開し、学生に周知した。

大学院

大学院の目的及び使命は、大学院学則第1条において「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、自主的精神に満ちた、グローバル時代に相応しい、東アジア地域の発展に寄与する有為の人材を育成することと規定されており、カリキュラム・ポリシーは『商学研究科便覧／大学院要覧』や大学ウェブサイトに掲載するなどして広く学内外に周知している。

修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するのに必要の高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

商学研究科では、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて、各課程で行っている中間報告会を広く開示し、大学院生及び指導教員へのフィードバックを行うとともに、質の高い論文の執筆に繋がる指導体制を構築している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

商学部・大学院共通

本学では、学部・大学院研究科のディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定している。本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーにおいて提示されている能力獲得のための教育課程編成方針を明示しており、両者の一貫性が確保されている。

商学部

カリキュラムを構成する各科目のシラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づき当該科目が担う到達目標にディプロマ・ポリシーとの関連が明記され、各科目の学修内容から2つのポリシーの一貫性を具体的に確認することができる。商学部には2学科が設定され、学科それぞれにディプロマ・ポリシーに照らした具体的な教育目的が設定されている。

大学学則第20条の別表1において教育課程の編成を示しているが、本学の教育課程は「異文化交流科目」、「専門基礎科目」、「専門関連科目」、「専門科目」、「専門キャリアアップ科目」、「教職に関する科目」に分けて編成し、授業は、講義、演習、実習もしくは実技の何れかにより、あるいはこれらの併用により行っている。

大学院

商学研究科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するために、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を持って教育および研究活動を展開している。カリキュラムを構成する各科目のシラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づき当該科目が担う到達目標およびテーマにディプロマ・ポリシーとの関連が明記され、各科目の学修内容から2つのポリシーの一貫性を具体的に確認することができる。

商学研究科には修士課程と博士後期課程の課程があり、課程それぞれにディプロマ・ポリシーに照らした具体的な教育目的が設定されている。

大学院学則第24条の別表1・2において修士課程および博士後期課程の教育課程の編成を示している。修士課程の教育課程は、「北東アジアコミュニケーション関連科目」、「東アジア関連科目」、「商学関連科目」、「観光産業関連科目」、「課題研究関連科目」、「特別講義科目」から構成される。博士後期課程の教育課程は、「グローバルビジネス研究科目」、「コマース・ビジネス関連研究科目」、「観光産業振興戦略関連研究科目」、「研究関連特殊科目」、「研究指導科目」に分けて編成し、授業は講義、演習により行っている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 (教育課程の体系的編成)

商学部

教育課程編成・実施の方針に沿った科目表及び学部2学科の専門科目群の配置は、北海商科大学学則別表1に示されており、「STUDENT HANDBOOK」においても「入学から卒業までの流れ」を図示し学生に周知している。また、多くの学生に共通して利用可能な履修モデルは、両学科共通モデル、商学科モデル、観光産業学科モデルとして大学ウェブサイト等に提示されている。

学部では、1年次に「語学」と「社会と文化」に分類される「異文化交流科目」を配置してバイリンガル教育の実践と東アジア地域を中心とした異文化理解を深める科目を学習する。中国語と韓国語を選択した学生には、1年次後期（第2セメスター）に海外協定校への留学機会を提供する。なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、令和3(2021)年度においても前年度同様、中国語と韓国語を選択した学生に対し、1年次後期（第2セメスター）に海外協定校への留学機会を提供することはできなかった。

2年次では商学科と観光産業学科で学習する専門科目の基礎となる「専門基礎科目」を必修として履修する。本学では平成23(2011)年度入学生を対象とした学部入試の導入以来、2年次後期開始時に所属する学科を決定している。学部1年次～2年次前期までに商学科と観光産業学科の専門科目を学ぶための基礎を学んだ上で、各自の目的、関心、適性に基づいて主体的に所属学科を選択できるよう「学科選択制」を採用している。この制度の目的は、学生が自分自身の修学目的や将来の進路について、より深くより明確に自覚する契機を与えることにある。2年次後期開始時に所属学科を決定し、第4セメスターから両学科の専門科目を履修する。専門科目は、両学科とも基礎から応用までを体系的に学べるように「基礎科目(A群)」・「発展科目(B群)」・「応用科目(C群)」に分類し、第4・5・6セメスターにおいて順次履修を進めるよう配置している。両学科の「専門ゼミナールⅠ～Ⅲ」はD群として2年次後期から3年次後期に配置され、学生は他の講義科目等での学修とゼミナールでの学修とを結合させながら専門性を高めていく。なお、「ゼミナールⅠ～Ⅲ」のうち、4単位の修得を卒業の必須要件として課しており、また4年次前期に配置されるD群の「ゼミナールⅣ」は、卒業論文を執筆するための準備科目と位置づけている。そうしたゼミナールでは、一貫して少人数教育を重視している。併せて、この間学生は専門科目の学修に関連する専門関連科目群からそれぞれの関心と必要性に応じて任意の科目を選択して、学修の幅を広げて周辺知識を修得していく。

専門科目と外国語科目に関連して実践的能力をさらに高めたい学生にはAPQ科目が用意され、高度な専門職資格の取得を目指すことができる。外国語科目・両学科専門科目・APQ科目の履修を続ける中で、中国・韓国を中心とした北東アジア地域とのビジネス連携や産業振興等の教育が進められている。これらに加えて、本学は高等学校教諭一種免許状（商業・公民）を取得するための教職課程を設置している。

本学では、十分な予習・復習時間を確保するために、平成31/令和元年(2019)年度以降の入学生から、履修できる上限を各セメスター20単位までとし、予習・復習にあてる学修時間を

十分に確保できるよう配慮している。なお、令和3(2021)年度においても前年度同様、新型コロナウイルス感染防止対策として、対面でなければ十分な学修効果が期待できない一部の科目(語学・コンピュータ・リテラシー等の実習科目)を除き、多くの科目において対面のみで授業を行なうことなく、LMS(CoursePower)を使用した遠隔による授業を併用して行った。また、令和4(2022)年度は、対面授業を基本としたうえで、ハイフレックス型授業やブレンド型授業といったバリエーションを加えるなどして、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた授業形態で授業を実施している。

また、平成29年(2017)度には、北海学園大学人文学部と単位互換協定を締結し、人文科学分野の知識獲得に意欲的な学生に対して人文学部で学修する機会を提供している。その協定に基づく北海学園大学人文学部特別聴講学生として、平成30年(2018)度は6人の学生の派遣を行った。平成31/令和元年(2019)度は聴講を志望する学生はいなかったが、北海学園大学人文学部から単位互換協定に基づく特別科目等履修生として1人を受け入れた。令和2(2020)年度は1人の学生を派遣し、2人の学生を受け入れた。令和3年(2021)度は1人の学生の派遣を行い、北海学園大学人文学部からの受け入れはなかった。

大学院

修士課程、博士(後期)課程では、カリキュラム・ポリシーにおいてディプロマ・ポリシーで示された能力育成のための教育課程編成方針が具体的に明示されており、開設された授業科目はこれに対応し体系的に編成されている。

とくに本学大学院においては、自らの専門分野も含めた幅広い講義科目を開講し専門分野の知識の深化を図るとともに、幅広い周辺知識の修得も可能にしている。同時に、少人数教育により問題解決能力を育成し、研究指導を通じて新たな知見を得る能力も習得させている。また、学会での発表、学内での中間報告会、公開発表会等を設定することで、学生の研究を促し研究能力の育成を図っている。また、TAの経験を通じ教育能力の向上も図っている。以上の点は、『大学院要覧』に記載され、大学ウェブサイトに掲載されている。

本学大学院は、北海学園大学大学院経済学研究科との間において単位互換協定を締結し相互に大学院生を受け入れ、本研究科に開設されていない授業科目を中心に8単位まで修得することを認めている。また、平成29(2017)年度には海外の協定校(中国山東大学威海、中国煙台大学)と新たに「3+2プログラム」(協定校で3年次終了後に本学へ1年間交換留学し、協定校大学を卒業する。卒業後も継続して1年間留学し、本学研究科修士課程を修了し、修士(商学)の学位を修得するプログラム)に関する交流協定を締結した。平成29(2017)年10月に同協定に基づく第1期の留学生として、中国煙台大学より2人の留学生の受け入れを開始したのに続き、平成30(2018)年10月にも同大学から2人、平成31/令和元(2019)年10月にも第3期の留学生として、同大学から1人の留学生を受け入れた。令和2(2020)年度および令和3(2021)年度は、コロナ禍の下で受け入れは行わなかった。

商学部・大学院共通

(シラバス)

シラバスは学部及び大学院の全授業科目について作成されており、学部のシラバス作成にあたっては各教員に『講義概要（シラバス）作成要領』を配布し、一定の基準に基づいて作成している。学生は学部のシラバスを「教務システム」でいつでも閲覧して確認することができ、大学ウェブサイトの「学生生活」「キャンパスライフ」の「講義概要（シラバス）」からも閲覧することができる。大学院のシラバスは『商学研究科便覧』に掲載される他、大学ウェブサイトの「学生生活」「キャンパスライフ」の「講義概要（シラバス）」からも閲覧することができる。

商学部

シラバスには、学生が授業を通じて身につけられる能力を示す「授業のねらい」を明記しているが、「授業のねらい」の学修成果を「到達目標」という言葉を使って具体的に表現することとしている。さらに、「到達目標」をどの程度達成できればどのような評価が与えられるかを「成績評価の方法・基準」において明示している。また、単位制の趣旨を保つため、「準備学修（予習・復習）の具体的な内容及びそれに必要な時間」としてその内容を記述するとともに、「課題に対するフィードバックの方法」によりフィードバックを行うことを明記し実施している。

大学院

大学院では、論文指導・研究指導を主な内容とする授業科目は指導教員による個別指導であり、他の授業科目においても少人数教育が徹底されているため、受講者による報告、授業時の発言・議論などが求められる。そのため、授業に先立つ準備として教室外での学修が必須である。また、学生は各自研究計画を立てることのほか、中間報告会などでの報告・その準備が求められている。

3-2-④ 教養教育の実施

商学部

本学では、建学の精神に基づく教育目的を達成するために、カリキュラム編成上、教養教育科目を「異文化交流科目」という科目群にまとめ、「異文化交流を指向した豊かな教養を培うための幅広い学び」を提供している。

異文化交流科目の中で外国語会話を中心とした語学関係科目は、「異文化交流科目・語学」に分類されている。一方、東アジアを中心とした異文化コミュニケーションに関する理解領域科目、日本・東アジアの文化と歴史領域科目、哲学・倫理学・社会思想領域科目、現代社会の理解領域科目、スポーツ・健康領域科目、アカデミック・スキル科目等は、「異文化交流科目・社会と文化」に分類されている。

具体的には、語学関係科目は英語・中国語・韓国語の外国語会話と作文を軸とした科目から構成されており、東アジアを中心とした異文化コミュニケーションに関する理解領域科目

には「国際社会と異文化交流」、「東アジアの動き」等がある。日本・東アジアの文化と歴史科目は、「日本文学と日本語」、「日本近代とアジア」等の科目から構成され、哲学・倫理学・社会思想領域科目は「哲学と社会思想」、「近代社会と倫理学」等の科目から構成されている。現代社会の理解領域科目は社会科学科目によって構成されており「国際経済の動き」や「東アジア比較開発」等が対応している。スポーツ・健康領域科目には「スポーツの科学」が対応している。さらに文献資料の収集と批判的読解、レポートの書き方、プレゼンテーション、キャリアプランの立て方など、大学で学ぶための技術や個人・グループ単位での学修スタイルを習得し、キャリア形成に向けた大学での学びの必要性・重要性に関する理解を深めることを目的としたアカデミック・スキル科目は、「社会文化ゼミナール」が担っている。なお、異文化コミュニケーション能力の養成に不可欠な外国語会話のスキル向上を重視する方針から、教養教育には外国語会話科目を必修として9単位以上修得するよう配置している。

(教養教育担当組織)

本学の教養教育は、主に12人の専任教員から構成される教養教育推進委員会が担っている。教養教育担当教員は、養成を目指す人材像をベースに相互の教育方針の擦り合わせ、教育資源の共有のあり方等について、随時、より効果的な教養教育を実施できるよう議論を重ね、学修内容の最適化に向けた改善に取り組んでいる。

(教養教育担当組織の活動状況)

教養教育推進委員会では、教養科目にかかわる運営・実施上の問題を検討し、全学的に協議することで改善を図っている。具体的事例は以下のようなものである。

教養教育推進委員会は、初年次教育の充実に向け、教務センターと連携しながら令和元(2019)年度から教育内容の見直しと新たなカリキュラムの構築を進めた。推進委員会での検討結果に基づき令和2(2020)年度前期から、従前の教育内容を大幅に刷新して大学4年間の学修の基礎を支える能力の養成を目的とした「社会文化ゼミナール」を開始した。令和2(2020)年度から実施した社会文化ゼミのカリキュラムは、1) 文献資料の収集と批判的読解、2) 独自の調査結果を明晰に提示するプレゼンテーション、3) 短期・中期・長期それぞれのキャリアプランの立て方、の3要素で構成される。令和2(2020)年度はまた、新型コロナウイルスの感染対策で急速にオンライン授業が普及した時期でもあり、「社会文化ゼミナール」ではICTツールの活用方法やメディア・リテラシーの概要も教授した。

また、例年1年次後期は、中国語と韓国語を履修する学生は現地の協定校への留学を実施しているが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルスの影響で留学が中止となった。そうした事態に対し、教養教育推進委員会が善後策を検討した結果、コロナ禍で失われた教育機会を補うため、1年次後期で開講する「異文化ゼミナール」において、語学別のゼミ選択を行ったうえで、中国と韓国を研究対象とする教員3人が、両言語の教材を新たに用いて現地の動向を学生と共有しながら授業を実施した。令和4(2022)年度は新型コロナウイルスの影響に大きな変化は見られないが海外協定校の韓国・大田大学校への派遣は再開する予定であり、1年次後期開講の「異文化ゼミナール」においては、ゼミごとに履修人数に偏りが存在した

令和元(2019)年度の実態を踏まえて、履修許可に際して発生する人数の偏りを抑制するため、令和2(2020)年度に導入した語学別のゼミ選択を令和4(2022)年度も実施しないこととした。

大学院

該当しない

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

商学部

(アクティブ・ラーニング)

アクティブ・ラーニングと課題解決型学習(以下、「PBL」という)については、平成28(2016)年度に完成した2号館に新しく設置されたゼミナール教室(4室)において展開が可能となった。アクティブ・ラーニングとPBLの一環として導入された科目「特殊講義Ⅰ・Ⅱ(北海道創生プログラムA・B)」において、北海道開発の課題に関する学外の専門家を積極的に招聘し、北海道とアジアを総合的に学習し研究する取り組みが行われている。しかし、令和2(2020)年度以降については、新型コロナウイルス感染防止対策上、学外の専門家を招聘することが困難であったことから開講できない状況である。

平成29(2017)年度の入学生から語学教育の一部見直しを行ったなかで、新たに「英会話Ⅲ(6単位)」を配置してeラーニング語学支援LMSであるMoodleを活用した授業を実施し、TOEIC Testスコアの向上を目標としている。

(ICTツール等の活用)

令和2(2020)年度以降、他の多くの教養教育科目・専門科目や専門関連科目において、ZoomやGoogle Classroomを活用したリアルタイム双方向授業を実施している。それらの科目においては、いずれもICTツールを効果的に利用してグループワークや学生とのインタラクティブな質疑応答などを実施しており、学生の主体的な学修を促している。

他方、令和2(2020)年度以降の講義形態の授業においては、各教員が制作したオリジナルの映像動画教材をGoogleドライブ等を活用してオンデマンド配信する授業スタイルが大幅に増加し定着した。さらに令和3(2021)年度は、本学専用の映像動画教材管理・映像動画配信ツールとしてmediasiteを導入したことで、各教員の映像動画教材の制作、管理と配信がさらに進展し、学生が任意の時間にそれらの映像動画教材を視聴して授業の予習・復習に活用できるようになり、学修支援環境が大きく改善した。なお、これらのICTツールはいずれも学生とのコミュニケーションツールでもある本学の基盤LMS(CoursePower)を共通のプラットフォームとして機能している。また、上で述べたICTツールを活用した種々の教授法の工夫・開発やそれらを援用した授業実施には、これまで学内で開催された学内FD活動の成果が一定程度寄与しているものと思われる。

大学院

大学院では、いずれの講義においても、「授業の到達目標及びテーマ」・「授業計画」・「授業の概要」・「成績評価の方法・基準」を明示し、学生が効果的に学修を進めていくための体制を整えている。また、論文指導・研究指導を主な内容とする授業科目は指導教員による個別指導であり、他の授業科目においても少人数教育が徹底されているため、指導教員・担当教員と学生との間で双方向的授業が行われている。

商学部

(シラバスチェック)

本学ではシラバスを学部及び大学院の全授業科目について作成しており、作成にあたっては科目担当者に『講義概要（シラバス）作成要領』を配布している。科目担当者は作成要領に示された基準に基づいてシラバスを作成し、作成後、主に教務センター委員をメンバーとして構成される「シラバスチェック委員会」へ提出する。同委員会は、作成されたシラバスが基準に合致しているかチェックを行い、合致していない場合は科目担当者に適宜修正を求めることとしており、そうした過程を経て作成要領の基準に準拠したシラバスを作成している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

商学部

本学では、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定しているが、その関係を可視化し、学生の履修科目選択の際にディプロマ・ポリシーを意識させ、何をどのように学修していけばどのような能力を獲得できるのかを明示するために「カリキュラム・マップ」を作成する必要がある。また、カリキュラム・マップの整備と併せてカリキュラムの体系性を明確にするために、「ナンバリング」を導入し、すべての授業科目を対象として学部・学科の特性に基づいたナンバリング方法で科目に番号をふり、どの科目がどの分野のどこに位置づけられているのかを明示しなければならない。これらは、早急に解決すべき課題として検討する。

大学院

引き続き、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確化し、大学ウェブサイト、大学院学生募集要項、大学院要覧、商学研究科便覧等を通じて広く周知していく。また、教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて、中間報告会を広く開示し、大学院生及び指導教員へのフィードバックを行うとともに、質の高い論文の執筆に繋がる指導体制を構築して、課題研究に対する動機づけの仕方・様式を引き続き検討する。

研究科の授業は、いずれもマン・ツー・マン又はごく少数で集中的に、かつ学生のニーズに応じて親身に行われるものであるが、その反面、教員の負担が大きくなっている。また、研究科・専攻の教育課程・内容に相応しい専門性の高い有能な若手教員の採用や現任教員の昇任促進を図り、組織編成の若年化を図ることとし、適切な年齢構成が達成できるよう十分に配慮する。これらは、早急に解決されるべき課題として検討する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

商学部

各学期の学修成果の点検・評価方法としてIR上の試みでもある、学生個々の修得単位数とGPAを学修成果の量と質の代理指標とみなして、学年ごとにそれらの基礎的統計量（分布状況、平均、標準偏差、相関等）を整理し、それらの推移を比較検討している。さらにその結果を直近の学修成果として、学期開始時に実施される教務ガイダンスにおいて教務センター長が学年ごとに説明し確認している（令和2（2020）年度以降はコロナ禍につきオンラインで周知）。また、学期末の修学指導面談時には学生個々の修得単位数とGPAを使用した学年ごとのポジショニングマップを作成して、学生に対し学年内でのポジションを示しながらきめ細かく修学指導面談を実施している。

年度ごとの各種資格試験（外国語検定（TOEIC、HSK、TOPIK）、MOS（Microsoft Office Specialist）や税務会計、国内旅行業務取扱管理者等の職業資格検定試験）に関しては、合否状況を担当教員のもとで確認し、必要な対策を行っている。

平成30（2018）年度より2・3年次生を対象として、就職に向けた適性検査「GPSアカデミック」を実施して、評価結果の解説やその活用方法等について講習会を開催し、キャリア形成へのモチベーションの向上を図っている。

大学院

シラバスには科目ごとに「授業の到達目標及びテーマ」、「成績評価の方法・基準」を明記しており、各セメスターの授業の開始時に担当教員が説明している。また、学修成果は授業評価アンケートで確認している。さらに大学院生の報告会においても、学修目的や学修成果について意見を聴取している。授業評価アンケートの結果や報告会の内容は、大学院研究科委員会で適宜点検・評価している。

商学部

（その他の学修成果指標）

学修成果を確認し点検・評価するものとしては、成績評価以外に、資格・免許取得状況や就職状況、学生生活実態調査、卒業生満足度調査など多様な尺度・指標がある。

①資格・免許取得状況

本学ではAPQ科目を開講している他、北海商科大学・北海学園大学キャリア支援センターの主催により学内で多くのオンライン資格取得講座（「ビジネススペシャリスト」、「宅地建物取引士」、「サービス接遇検定2級」等）が開講されており、将来の目標にあわせ、授業科目の学修で得られる学修成果やスキルのブラッシュアップ、ステップアップが行われている。

また本学には、免許取得のための課程として「教職課程」が設けられており、学部学科の教育によって培われる専門性に加えて、教職課程科目の履修によって幅広い視野と実践力が養われるものとなっている。

さらに本学では、北海学園大学人文学部、北海学園大学大学院経済学研究科との単位互換協定により、学生の履修の幅を広げ修学機会を増やしていくことで、多様な学修成果を獲得させる取り組みを行っている。

②就職状況

就職状況については、キャリア支援センターによって調査が行われ、集計結果はキャリア支援センター会議で報告・分析されたうえで、スタッフ会議及び教授会で報告され、全学的共有が行われている。

③学生の意識調査・卒業生アンケート

本学では、在学生の意識調査として「学生生活実態調査」を実施していない。そこで、令和3（2021）年度は、文部科学省「全国学生調査（第2回試行実施）」に参加することとした。この調査に参加することにより、本学に在籍する学生の回答を一覧化した調査結果の提供を受けることができる。調査の設問には教育面以外の内容も含まれていることから、学内全体で共有すべき回答も得られることとなり、学生の学びの実態を把握することにより教育改善に活かせる可能性がある。加えて、新型コロナウイルス感染拡大による影響や課題についても把握できるものと思われる。文部科学省によると、調査結果を必要に応じて公表してFD・SD活動、自己点検・評価や学生・社会への情報公表に活用することにより、教育改善の促進が期待できるとされている。

また、学士課程を終えた卒業生に毎年「卒業生満足度調査アンケート」を実施し、本学で得られた学修内容を含む満足度調査をすることで教育改善に役立てている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、以下のような調査を行うことで学習内容・方法・学修成果の点検を行い、それを学生にフィードバックするとともに、改善に向けての取り組みを行っている。

商学部

（授業改善のための学生アンケート調査）

本学のカリキュラム・ポリシーに沿って体系化された科目群のそれぞれにおいて、教育目

標の達成度合や教育効果を判定し、授業方法の改善を行うため、前期と後期の2回にわたり、全学一斉に「授業改善のための学生アンケート調査」（以下、「学生用アンケート」という）を実施している。アンケートの目的は、各教員が担当する科目の授業内容や方法に関する学生からの評価情報（改善点・理解度・満足度等）を収集・分析し、その結果を担当教員にフィードバックして、次期授業の改善に反映させることである。アンケートの設問は23（2021年度以降24）項目あり、うち3項目は自由記述回答である。選択式回答の質問では、1）「学生の行動」関連が5問、2）「授業手法・教員の行動・授業内容」関連が10問、3）「教育効果」関連が6問である。自由記述回答は、「評価できる点」、「改善を望む点」、「その他意見・要望」で構成されている。

なお、令和3（2021）年度も、前年度同様に新型コロナウイルス感染症対策として大半の科目で遠隔方式での授業を余儀なくされたことから、対面でアンケート票を配付・回収することができなかった。そこで、令和元（2019）年度までの質問内容に新型コロナにより変化した事情を踏まえた質問を1問追加したうえで、各学期末に学生の携帯電話やパソコンからLMS（CoursePower）を利用して回答する新方式を採用し、前期が7月16日から8月5日、後期が令和4（2022）年1月17日から2月1日の期間で実施した。新方式への転換により、科目担当者は回答結果を速やかに確認できることとなった。

アンケート結果の集計・分析後、紙媒体で科目担当教員にフィードバックされる「授業アンケート集計結果表」には、質問項目ごとに評価値として平均値と標準偏差が記されており、教員はそれらの値を当該科目前年同期、当該科目が含まれる科目群、全科目の評価値と比較することで、授業改善の成果を確認することができる。そうした学生の評価結果に基づいて、教員は次年度の授業計画や進度を適宜修正し、シラバスの改善に役立てている。また、『授業改善のための学生アンケート調査の結果及び評価報告書』は、学生を対象とした従来の公開方法に加え、全体的な結果を報告書にまとめて令和2（2020）年度より大学ウェブサイトでも一般公開することとした。令和2（2020）年度は、新型コロナ対応に伴い授業形態が多様化して従前との比較が困難になった事情から公開することはできなかった。

そうした年間2回の「学生用アンケート」の結果を踏まえ、教育方法改善委員会による「授業改善アンケート（教員用）（以下、「教員用アンケート」という）」を実施している。令和3（2021）年度は、前期終了時「学生用アンケート」に対応した「教員アンケート」は、前期が10月22日から11月6日、後期が令和4（2022）年4月18日から5月2日の期間で実施した。担当教員は科目ごとの自己点検を行い、授業の改善点等を提示し、それを受けて教育方法改善委員会が全学的な課題や改善点を分析して提示する。

学生用・教員用アンケート全体の概要及び分析結果は、教育方法改善委員会による『授業改善のための学生アンケート調査の結果及び評価報告書』に取り纏められ、商学科・観光産業学科教育委員会や教養教育推進委員会における議論の素材となっている。

定期的実施される「学生用アンケート」、「教員用アンケート」に加え、LMS（CoursePower）を利用する形で授業毎に「理解度把握アンケート」を実施している。「理解度把握アンケート」では科目担当者は回答結果をすぐに確認できるため、学生から寄せられた理解状況を踏まえて補足説明や改善を図るなど、速やかに学生にフィードバックすることができる。

(新入生アンケート)

授業改善に関するアンケートだけではなく、入試・広報センターでは「新入生アンケート」を行っている。「新入生アンケート」では、志望動機や大学で身につけたい力、学生生活で期待すること、学生生活で不安に思うこと、現時点で選択したい（興味のある）学科などを把握し、初年次教育の改善や学習指導に役立てている。

(卒業生満足度調査アンケート)

授業改善に関するアンケートや新入生アンケートとともに、本学では卒業生に対し、例年卒業式当日のガイダンスにおいて「卒業生満足度調査アンケート」を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響から、令和3(2021)年度も前年度同様、オンライン(Google form)でアンケートの回答を依頼した。アンケートは、本学の卒業生が卒業までの学生生活・学習について振り返り、1)カリキュラム、2)履修登録、3)学生支援、4)教育環境、5)就職支援、6)留学などの項目について、本学の取り組みが在学中、有益であったか否かについて判断し、総合満足度を回答するようになっている。在学中とは異なる視点からの回答が得られ、「講義の受講時におけるマナー・注意事項について」の徹底など、卒業生からの指摘が多い項目の改善に着手している。

大学院

授業評価アンケートは、授業運営・授業内容・教材について具体的な項目を定め、開講されている科目ごとに前期と後期の2回、各期中頃に無記名で実施し、結果を各教員に配付して後半の講義で改善できるようにしている。講義時にアンケート票を配付・回収しているため回収率は高い。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は、コロナ禍のもと、授業評価アンケートは後期1回の実施となった。

教育内容・方法、学修指導等の改善に向けて、各課程で行っている中間報告会を広く開示し、大学院生及び指導教員へのフィードバックを行うとともに、質の高い論文の執筆に繋がる指導体制を構築している。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価し教育内容・方法の改善を行っていくためには、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの検証に関する全学的方針と指標(全学レベル・カリキュラムレベル・授業科目レベル)の整理と、それぞれのレベルでのアセスメント・ポリシーの策定が必要となるため、教育研究評価委員会における毎年の検証の際にこの点を中心に検討を行っていく必要がある。また、アセスメント・ポリシーを策定するだけでなく、アセスメント・ポリシーに基づいて検証を行っていくための検証体制の構築と方法の確立が求められる。

引き続き「学生用アンケート」・「教員用アンケート」・「新入生アンケート」・「卒業生満足度調査アンケート」等を実施するが、質問項目や実施時期などについて検討を行い、教育内容・方法と学修指導の改善に役立つものとしていく。「学生用アンケート」をより有効なもの

にするためには回収率を高め、その回答をすみやかに授業内容等の改善にフィードバックするための地道な取り組みに一層注力させる必要がある。また、卒業生の卒業後のコンピテンシ・コンピテンシー修得状況の把握を目的に、卒業後勤務している企業、団体などに対して、「就職先への企業アンケート」を実施する。具体的には、卒業生の卒業後の勤務先におけるコンピテンシ（情報リテラシー）のほか、コンピテンシー（論理的思考力・コミュニケーション力・課題解決能力・チームで働く力）に関して、企業等が職員（社員）に求める能力を軸に、本学卒業生の修得度の評価を得る。調査で得た評価結果は、教務センターを中心に学内で情報を共有し、今後の教育改善や学修指導に資する基礎的データとする。そうした調査を一層有意義なものにし、検証に資するものとしていくためには、本学独自のIRに関する取り組みが必要である。

[基準3の自己評価]

本学は、建学の精神を踏まえ、教育目的を明確に定め、これを実現するため三つのポリシーを策定し周知している。単位認定、卒業認定、修了認定については基準を明確化し、適正に適用している。ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、その方針に沿って教育課程を体系的に編成している。

また、建学の精神に基づく教育目的を達成するために、学部対象の一般教養科目として「異文化交流科目」を置き、「異文化交流を指向した豊かな教養を培うための幅広い学び」を提供している。さらに、教養教育・専門教育の特色を生かした教授法の工夫・開発を行い、学修効果をあげるよう努めている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法としては、三つのポリシーの点検、評価体制の構築、各種アンケート調査を実施し、検証と改善を行うことで、学修成果の点検・評価効果のフィードバックを実施している。

以上のことから、本学は「基準3. 教育課程」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・ 本学は、学校法人北海学園の理事会と連携して、学長が大学の意思決定および教学マネジメントにおいてリーダーシップを発揮している（令和3（2021）年6月の前学長逝去に伴い、令和4（2022）年1月より学長が交代）。学長の意思決定を支えるために、「北海商科大学学部長任命・職務規程」「北海商科大学大学院学則第44条4項」の定めにより、必要に応じて学長会議を開催して、学長を補佐する学部長・研究科長の意見を聴いている。また、教育・研究の執行に関する会議であるスタッフ会議は、教育実践部門の長である教務センター長、入試・広報センター長、学生支援センター長、キャリア支援センター長、国際交流センター長、情報システム運営委員長で構成し、それぞれに規定された役割を担い、さらに教授会及び各センターには委員会を置き機能性を高めている。

スタッフ会議は、学長が議長となって予算概算の方針に関する事項、人事基準の運用に関する事項、学科課程の調整に関する事項、学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項、事務機構及び事務職員の配置に関する事項、大学の重要行事に関する事項などを協議している。

大学院には、授業科目を担当する専任の教員をもって大学院研究科委員会を置き、研究科長が議長となって教育研究の基本に関する事項、学位授与に関する事項、学則その他の諸規程の制定又は変更に関する事項などを協議している。

- ・ 学長は具体的かつ機能的に大学運営を図るために、重要案件の意思決定の補完的手段として、適宜適切な機関へ諮問を行い、答申を受理する形で課題解決に向けた意思決定を図っている。なお、理事会での決定事項は、学長からスタッフ会議及び大学院研究科委員会を経て、教員へ伝達されるほか、職員には事務長から職員連絡会議で周知される。
- ・ 教授会およびスタッフ会議、大学院研究科委員会を除く、各機関の構成は北海商科大学各種委員会等委員名簿に示すとおりであり、組織上の位置づけについては学則・大学院学則・各種委員会規程に定めている。「北海商科大学学則第11章（組織及び運営）」では、第48条に教職員の組織を(1)学長、(2)学部長、(3)教授、准教授、講師及び助教、(4)事務職員及び管理職と規定している。北海商科大学学則第51条では、教授会は前述(3)の

教授、准教授、講師、学長が指名する職員をもって構成し、第50条では、学長の職務を補佐し、学部を統轄する学部長の責務を定めている。また大学院学則では、第43条に「研究科に、大学院研究科委員会を置く」、第2項「大学院研究科委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する」、同第44条では「研究科に研究科長を置く」2項「研究科長は、研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する」と定めている。教授会およびスタッフ会議は学長、大学院研究科委員会は研究科長が議長となり審議する。

学部長候補者は、「学部長任命・職務規程」に基づき、学長が任命する。また、各センター長は、「学則第54条第2項」に基づき、それぞれスタッフ会議において選出され、理事会の審議、承認の後、理事長から発令される。各センター以外の各種委員会は、教授会メンバーの中から学長が指名するセンター長の下で、委員会を構成し、運営する。

- ・新型コロナウイルス感染症対策を検討とする組織として、学長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を組織し、令和2(2020)年3月13日(金)に第1回会議を実施し(以後ほぼ定期的(週1回)に開催)、講義の実施体制および方法や感染予防を含めた学生対応全般についての方針を決定している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

- ・本学園では、理事会・理事長の責任においてなされる法人事務と大学の教育・研究現場の教学に関する大学事務が補完し合い、職務権限等を合理的・効率的に分掌整理することで、決議事項の事務処理が円滑に実施、遂行されている。

法人事務局では、本学園を総理する理事長の下、理事会の決議を踏まえ、経営面を含む統括的な業務を担っている。事務局長の下に、総務部、経理部、管財部、企画室、システム開発室が配置され、「事務分掌規程」によって定められた事項を各部署により分掌し、定期的に事務局連絡会議を開催するなど、有機的かつ円滑に法人運営を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学では、組織図(P62)のように事務組織の構築を図り円滑な運営を支えている。本学園(学校法人北海学園)就業規則第8条に、大学院、大学の事務職員の職分を事務部長、事務長、課長、室長、係長、事務主任、主任、書記、司書、司書補、事務嘱託、労務嘱託としている。大学は、室長、事務主任、司書、司書補を除く職員が、事務組織ごとに業務にあたっている。

就業規則第11条第1項では、「事務職員は、事務局長の監督指揮を受けて学園の事務に従事する」、同条第2項では、「学校勤務を命じられた事務職員は、所属学校長の指示によって学校事務に従事する。」と規定されている。事務職員の業務は、教務センター、学術発展センター、入試・広報センター、学生支援センター、キャリア支援センター、国際交流センター等の各部署にて実施される。

- ・本学では、事務組織として事務長・課長・係長連絡会議や事務職員会議等を適宜開催して情報共有と共通認識保持をおこなっている。大学の職員数は、専任職員13人、嘱託職員1人、特定事務員1人、臨時事務員1人である。教務センター、学術発展センター、

入試・広報センター、学生支援センター、キャリア支援センター、国際交流センター等の各部署では事務分掌に基づき、大学の目的とする教育と研究、社会連携を推進する役割を担っている。

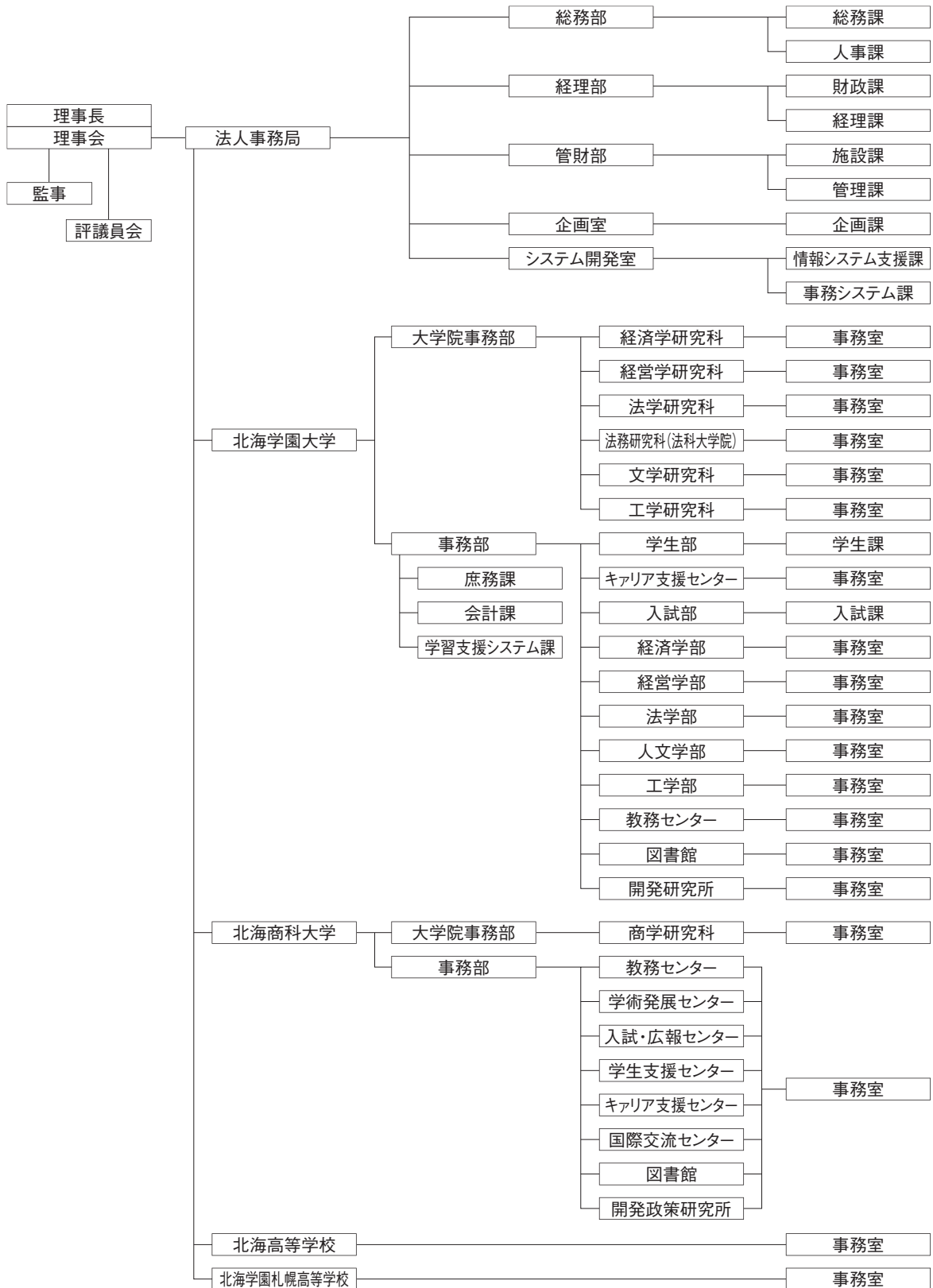
- ・ 本学は、組織の目標を理解させ、他部署との連携・協力をしながら、職務を通じて職員の育成と資質の向上を図ることが必要であると判断している。そのため、学園事務局実施の新入職員研修及び、日本私立大学協会（日本私立大学協会北海道支部）が主催する(1)総合研修（初任者・中堅実務者・中堅指導者・課長職相当者）、(2)職能別研修・協議会（事務局長月例研究会、教務、就職指導、大学経理研究、総務研究、入試研究、学生生活指導研究協議会）等に職員を参加させているほか、文部科学省や社団法人私立大学情報教育協会その他の団体が主催する研修会にも、できうる限り職員を派遣し、自己研修を支援しており、終了後は報告書を作成することを義務付けている。また、キャリア支援（就職指導）では、平成25(2013)年から日本キャリア開発協会のキャリアカウンセラー（CDA）を養成するための講座への参加支援も行い、職員のスキルアップを図っている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みは、前述の組織・機関それぞれに規程上明確であり、十分機能している。また、本学学長は本学の意思を学校法人理事会に反映させるため、常任理事会に出席している。なお、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項については前学長時に定めているが、今後改めて周知に努めていく。なお、大学の意思決定の機能性および効果をより高めていくためには、前述の組織・機関に加えて組織横断的な仕組みを取り入れることが有効であると考えられる。これに関しては本学教職員のマンパワーも考慮に入れて適宜工夫していく必要があると考えており、よりシステマティックな仕組みの構築に努力する。教育内容等の改善を図り、教育改革を推進するために設けているFD委員会活動や、事務職員の能力向上を通じて教育改革を支援するために設けているSD委員会活動もそうした取り組みの一環であり、今後はこれまでの実績をPDCAサイクルの観点から点検していくとともに、コロナウイルス感染症対策を踏まえた、本学に適合したシステムの構築に努力していく。

建学の精神を体現する同窓の輩出は、事務職員も含めた全学的取組みが求められる。このことは、同一法人下の北海学園大学も同様であり、建学の精神に掲げる「開拓者精神」と、本学の教育目標である「アジアの時代にアジアを学ぶ」を踏まえ、国際社会と地域社会に貢献する人材養成を行うため、先人が培ってきた進取の気概を現代に生かし、本学及び本学園が社会的使命達成のため、自らが率先して次代の北海学園を支える人材の養成を図る。

事務組織図



4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

商学部・大学院共通

- ・教員の配置は、建学の精神を受けた大学の使命・目的及び教育目的、さらには3つのポリシーに基づいた教育課程に適った専任教員を配置している。
- ・教員数については、学部、研究科において設置基準を上回っている。さらに、教育目的の達成に必要な教員数を確保している
- ・本学の教員組織（令和4（2022）年4月1日）は、専任教員36人（教授25人、准教授8人、講師3人）を配置している。本学（学部・大学院）の学生在籍者は840人（令和4（2022）年5月1日）である。現在本学において、大学設置基準に定める「二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数」18人に対し、当該専任教員数は約1.2倍に相当する22人を配置し、少人数教育等の充実とその質の保証と向上に努め、きめ細かい教育を実施している。また、「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」については、平成30（2018）年度に収容定員増が完成したことにより、設置基準上の専任教員数が10人から11人に増えたが、現状においても、同基準を満たす12人の教員構成となり、その他、教職課程の専任教員として2人配置している。したがって、入学定員180人、収容定員720人への増員でも、本学の専任教員一人当たりの学生数は23.3人であり、少人数単位での教育サービスの提供を図ることが可能である。
- ・教員の年齢構成は、大学院修士課程・博士後期課程の新設に伴う採用人事の際に、60歳代に偏った採用となったのは歪めないが、博士後期課程が完成年度（平成27（2015）年度）を終えたことで、新たな採用人事を取進め、定年予定の教員を考慮しつつ段階的に対応を図っており、適正に保たれている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

- ・本学は「学則」第4条において「授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努める」としており、大学全体に及ぶ教育改革の推進を目的としてFD委員会を設置している。
- ・FD委員会は、学部長、学術発展センターをはじめとする各センター長、学科（商学科・観光産業学科）専門教育委員長及び若干の事務職員から構成され、学部長が委員長を担っ

ている。

- ・日頃の教育改善活動はFD委員会が中心となり、これに教務センター下に設置されている教育方法改善委員会、教養教育推進委員会、語学教育委員会、学科専門教育委員会、教職課程委員会、情報システム運営委員会等も加わり、適宜・適切な役割分担のもとで教育内容・方法等の改善を推し進めている。具体的には、FD委員会は授業方法の改善や授業能力向上に資する情報発信、専門基礎教育科目でのピア・レビューの実施、交流会や研修報告会、座談会（研究者としての行動規範などについての内容を含む）等を随時実施している。
- ・令和3（2021）年度にFD委員会が実施した活動としては、①「オンライン授業FD情報交換会」（6月4日開催）の実施、②北海道FD・SD協議会の実施行事（オンラインセミナーや研修会等）の案内及び参加の周知、③「オンライン授業に関する教員向け・学生向けアンケート」（北海道FD・SD協議会が企画）の実施等が挙げられる。
- ・一方、各委員会の内、教育方法改善委員会は授業科目ごとに教育方法・理解度・満足度等に関する「学生用アンケート」を例年各学期末に実施しており、令和3（2021）年度においても学生用アンケートの集計結果を科目カテゴリー別に取り纏めて報告書（『授業改善のための学生アンケート調査の結果および評価報告書』前・後期各年度版）を作成し公表した。なお、アンケートの科目別集計結果は、個々の科目担当教員宛に「学生用アンケートの集計結果表」として文書でフィードバックされるので、各教員は学生からの評価情報を活かして次年度に向け新たな授業教材の開発や授業方法の改善に繋げている。
- ・さらに教育方法改善委員会は、同委員会が取り纏めた上記報告書と教員にフィードバックされた学生用アンケート集計結果の周知下で、教員個々に対し担当する科目ごとに「教員用アンケート」を各学期終了後に実施して、学生用アンケートから知り得た科目ごと情報（理解度・満足度等）などを踏まえた教員個々の対応実態等についても継続的に調査している。
- ・本学では教職課程履修者を対象に学修ポートフォリオを作成している。そうした事例を基に、今後、全学的な活用に向け情報の共有化を図っている。さらに、学修ポートフォリオや学修到達度測定の先駆的事例などに関する研修や講演会に積極的に参加し、研修結果を報告会で共有するなど、検討を進めている。
- ・情報システム運営委員会が中心となり、LMS（CoursePower）や本学専用の映像動画教材管理・配信ツールであるmediasiteに関する講習会の開催や資料提供を通じて、全教員の技能向上を図り、順次、利用拡大に努めている。また、学内外での利用事例を継続的に収集し、情報を共有している。
- ・その他の各教育委員会においても、必要に応じて会議を開催し、教育方法の改善方策の策定や実施に努めている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・FD委員会は、委員会主催の行事も含め、学内外で開催される研修会や講演会へ参加案内

等を通じてFD活動の推進に努めているが、それらへの教員の参加を促すとともに、個々の教員の授業改善のためのICT技術等のサポート体制を一層強化していく必要がある。

- ・ 本学では「学生用アンケート」や「教員用アンケート」を行っているが、個々の教員がこれらの調査結果を授業内容や教育方法の改善に繋げ得たか否かに関する確認をするための組織的な取り組みが必要である。
- ・ 授業改善のための学生用・教員用アンケートに加え、アセスメントテストや学生生活実態調査などの各種調査活動を追加的に行っていく必要がある。アセスメントテストを入学後及び数年後に実施することで、学生生活を送っていくうえでの目標と達成度を把握することができる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ・ 本学は、コロナ禍ではあるが、事務研修（SD）委員会を設け、大学職員の専門性を高め、教育改革を支援するために、今年度も遠隔による総合研修、職能別研修・協議会等へも適宜、参加支援を行ってきた。

職員は、北海学園の目的を深く理解し、その実現のために主体的・積極的に自身を把握し、自己のキャリア形成に努めている。本学は、大学職員としての知識、能力、専門性の向上及び業務の効率化を図るため、加盟する私立大学協会及び同協会北海道支部が開催する各種研修会に職員を積極的に派遣している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

従前の研修に加え、SD研修やFD・SD合同研修の活発化や、課題解決に向け研修終了後の報告会等の活発化等で、SD活動をますます発展させ、結果の残るSD事業を積極的に推進する。

職員の資質・能力向上のため、今後は職員の研修制度を明文化し、組織的な体制として構築していくように努める。また、職員は所属長とコミュニケーションを図りながら、個々の職務業務内容に応じて、研修に参加する取り組みを続け、職員の資質・能力の向上を図っていく。一方で社会状況の変化、要請から業務内容が専門化、複雑してきおり、限られた職員数の中での対応が困難な業務が少なくないことや働き方改革制度の実施にともない法令遵守の徹底や効率的な働き方が求められている。このような流れの中、中期的目標として職員の資質・能力の向上を目指すとともに、公平性、透明性、納得性を基本とした人事制度の構築、人材育成の強化等について検証を行い、学校法人とも協議しながら改善方策を検討して

いく。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

「基準項目4-4を満たしている。」

(2) 4-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

- ・ 本学では、研究紀要として『北海商科大学論集』を電子紀要として刊行している。本論集へ論文などを投稿することができるのは、本学の現・元教員、本学大学院生および本学大学院修了生となっている【『北海商科大学論集』刊行要項】。紀要刊行のための作業は、学術発展センター傘下の紀要編集委員会が行っている。論文の掲載に際しては、学内査読委員に加えて学外査読委員も加えた外部査読制によって審査の上、許可が下りた論稿のみ掲載されている。第1巻第1号（平成21(2009)年11月）から第11巻第1号（令和4(2022)年2月）まで、ほぼ毎年1冊のペースで刊行してきている。刊行された電子紀要は、「北海学園学術情報リポジトリ（HOKUGA）」上で公開されている【<http://hokuga.hgu.jp/dspace/handle/123456789/1761>】。
- ・ 学術発展センター所管の事業として、本学教員・大学院生を対象とした学内研究会である「HSC研究会」を年1～2回開催している。『北海商科大学論集』あるいは、学外の学会報告や論文投稿および学位論文作成に際しての事前チェックなどに活用している。
- ・ 本学教員が研究代表者として獲得してきた科学研究費補助金については、平成17(2005)年度から令和4(2022)年度までの実績を、「科学研究費補助金採択状況」【https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku05/daigaku05-01/03_06/】として一覧にまとめ、大学ウェブサイト上で確認できるようにしている。また各研究課題については、外部の「科学研究費助成事業データベース」(<https://kaken.nii.ac.jp/ja/>)へのリンクを作成し、研究課題の詳細を確認することが出来るようにしている。

交付を受けた科学研究費については、予算執行状況を研究者自身が把握でき、かつ発注段階で支出財源の特定、予算執行の状況を遅延なく把握できるように専門的な会計システム「科研費プロ」を導入している。研究費不正の温床となりうる業者との癒着を防止するために、一定の取引実績のある企業には誓約書の提出を求めている。【2022年度版 公的研究費ハンドブック P.22 北海商科大学における公的研究費不正防止計画 4. 研究の適切な運営・管理活動】

- ・ 交付された科学研究費での発注については基本的に担当事務が実施している。研究者からも発注が可能であるが、それは総額10万円未満の場合に限っている。また、検収につ

いては必ず事務が実施している。その際に画像データを根拠資料として会計システムへアップロードしている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26(2014)年8月26日 文部科学大臣 決定)に基づいて学内で研究倫理教育を実施している。研究倫理教育では、研究に関わる全構成員を対象として毎年、「研究倫理eラーニングコース「eL CoRE」(日本学術振興会)」を使用して実施している。【「北海商科大学における公的研究不正防止計画」『令和4(2022)年度版 公的研究費ハンドブック』(<https://www.hokkai.ac.jp/wp-content/uploads/kouteki-2-1.pdf>) p.29】、【「北海商科大学における公的研究費の不正防止に関する取組」(<https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku06/>)】。関連する諸規定として、「北海商科大学研究倫理規定」、「北海商科大学研究活動の基本精神及び行動規範」、「北海商科大学研究活動に関する利益相反マネジメントガイドライン」、「北海商科大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」、「北海商科大学研究費不正防止計画推進室規程」、「お取引業者様へ」、「北海商科大学公的研究費内部監査規程」を策定し、研究不正防止の取り組みの指針としている。(いずれも【「北海商科大学における公的研究費の不正防止に関する取組」(<https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku06/>)】にて公開)。
- ・研究不正防止のために、監査法人所属の会計士を講師として、研究に関わる全構成員を対象としたコンプライアンス教育を平成31(2018)年まで実施していたが、令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいため、実施を見合わせている。受講後には内容を理解しているかを確認する理解度テストを実施していた。また、受講の際に研究不正をしない旨の誓約書を提出させていた。コンプライアンス教育終了後には、講師の会計士との意見交換を実施していた。
- ・研究費の執行に関する内部監査については、【文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」、「北海商科大学公的研究費内部監査規程」(「北海商科大学における公的研究費不正防止計画」『令和4(2022)年度版 公的研究費ハンドブック』(<https://www.hokkai.ac.jp/wp-content/uploads/kouteki-2-1.pdf>) p.41)】、【「内部監査マニュアル」】に基づいて、内部監査を実施している。監査の対象は公的研究費の全件を対象とし、研究代表者となっている課題についてはさらに「特別監査(ヒアリング)」を実施して、目的外使用がされていないかを調査している。
- ・不正事案の発生、または疑わしい場合の対応に関する制度としては、【「北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規程」(「北海商科大学における公的研究費不正防止計画」『令和4(2022)年度版 公的研究費ハンドブック』(<https://www.hokkai.ac.jp/wp-content/uploads/kouteki-2-1.pdf>) p.42)】を定め、通報窓口を設置している。【<https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku06/>】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

- ・競争的資金については、庶務・会計が担当し、研究費獲得支援、コンプライアンス教育、研究倫理教育、これらに伴う関係規定の整備等の業務を行っている。競争的資金獲得のために公募スケジュールについて、応募方法等についての案内を配布している。それに加え、採択率を高めるために応募調書に対する事前添削や事前アドバイスなどを、外部専門機関であるロバストジャパンに依頼している。
- ・本学が教員に対して支給する学内の個人研究費は、教員の職位を問わず一律で毎年度以下の額を支給している。

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研 究 旅 費	263,000	
研 究 費	70,000	うち20,000円は手当として支給。細目としては、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、修繕費、報酬・委託・手数料、諸雑費に分かれる。
研究図書費	240,000	
合 計	573,000	

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

上述した不正防止対策等により、本学は既に不正が発生しにくい環境が整備されている。しかし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3(2021)年2月1日 文部科学大臣決定)」にて、より不正が発生しにくい環境整備のために「監事」・「会計士」との連携が求められている。本学では監事・会計士との連携を強固とするために、令和3(2021)年12月に開催された理事会（監事参加）にて不正防止計画・内部監査結果等について意見交換を実施し、より不正が発生しにくい環境整備のために監事と意見交換を実施した。なお、毎年度12月開催の理事会（監事参加）にて不正防止計画・内部監査結果等について意見交換を実施する予定である。

研究のための外部資金導入を促進するために、本学では平成28(2016)年から競争的資金計画調書添削・アドバイス等を外部専門機関（ロバストジャパン）に依頼している。これは以下のように一定の成果を上げている。今後は、計画調書添削・アドバイス使用者を増やすための案内を徹底するほか、既に外部資金を交付されている教員とこれから応募する教員との意見交換会等を開催するなどして、競争的資金獲得率の向上を図っていききたい。

【科学研究費獲得実績】

(単位：件数)

年 度	応 募	うち添削利用	獲 得	うち添削利用
2017	5	4	5	4
2018	1	0	1	0
2019	4	2	2	1
2020	8	4	1	1
2021	5	3	1	1
2022	4	2	2	1

【基準4の自己評価】

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を
 実行するため、学長を補佐する仕組みが概ね組織的に確立されている。大学の使命・目的に
 沿ってスタッフ会議、教授会を柱とした教学マネジメント体制が構築されている。スタッフ
 会議及び教授会の関係性は学則や規程により定められており、大学の意思決定の権限と責任
 の所在に関する一致した認識を全教職員が共有し、PDCAサイクルが機能している。教員の
 採用及び昇任に関しても、本学の規程に基づき適切に実施されており、教員数についても教
 育を実践するのに適切な人数で配置がなされている。学生用アンケートとその集計結果に対
 応する教員用アンケートを実施し、そのもとで教員単位での授業改善が実行されている。

事務体制については柔軟な人員配置により業務を執行しており、人材育成の強化、キャリ
 ア開発を推進し、新たな制度を導入しながら資質・能力の向上に努めている。

研究倫理に関する規程の整備についても、不正防止計画推進室で行う内部監査の指摘に対
 して真摯に改善を行っている。研究倫理に関する遵守事項は規程により明確化され、全教員
 が「研究倫理eラーニングコース (eL CoRE)」や「公的研究費コンプライアンス研修会」を受
 講するなど、不正防止のための啓蒙活動を意欲的に実施している。研究費の配分に関しては、
 外部資金獲得についての支援を行う一方、研究資金の拡充を考慮した学園研究助成費を設け
 ており、研究支援の更なる充実に取り組んでいる。さらに、科研費獲得に向けた学内説明会
 を実施するなどの各種支援体制の整備に努めている。

以上のことから、「基準4. 教員・職員」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

- ・ 本学の設置者である本学園は設置校（2 大学、2 高等学校）の管理運営にあたり、「学校法人北海学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）及び「寄附行為施行細則」とそれに基づいて定められた関連の規程を整備し、高い公共性を求められる高等教育機関の経営において、組織倫理に基づく、運営を行っている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- ・ 寄附行為では、その目的に「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い私立学校を設置する。」としており、法人及び設置校の管理運営は、この目的に沿って行われている。本学園は明治18(1885)年設立の北海英語学校を母体とし、昭和27(1952)年には北海道で初めての私立大学として北海学園大学が創設された。昭和52(1977)年に、北見市の要請の下、本学園の2つ目の大学として設立された北海学園北見大学が本学の前身である。その後、平成18(2006)年に札幌市へ移転するとともに、校名を北海商科大学に変更した。札幌移転後も、基本理念として、創設以来の建学の精神である地域に根ざした「開拓者精神の涵養」を継承し、北海道発展に資する人材の養成を担ってきた。また、高度な専門教育研究を図るため、平成23(2011)年度には大学院商学研究科ビジネス専攻修士課程、平成25(2013)年度には同博士後期課程を開設し、建学以来の精神を受け継いできた。
- ・ 本学卒業生中の就職者数は平成28(2016)年度153人、平成29(2017)年度128人、平成30(2018)年度146人と推移したが、本社所在地別では北海道内が平成28(2016)年度66.0%、平成29(2017)年度61.0%、平成30(2018)年度65.7%と、約三分の二を占めている。日本貿易振興機構（JETRO）北海道貿易情報センターと北海道経済部によるアンケート調査「平成29(2017)年度 道内企業の海外事業展開（貿易・海外進出等）実態調査」によれば、国・地域別の海外展開拠点総数が平成28(2016)年度384（中国104、韓国15）拠点から平成29(2017)年度417（中国108、韓国16）拠点に増加し、今後も海外進出が検討されている状況から勘案し、就職先企業と本学卒業生の進路は相互にマッチングしていることが十分推測される。

また、近年の就職先を業種別に分析すると、卸売・小売業、運輸業（郵便を含む）の商業流通関連やサービス業（宿泊・飲食を含む）などの観光産業関連といった第三次産

業に幅広く活躍しており、北海道の経済及び社会を牽引する人材の養成に積極的に取り組んできた姿が窺える。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

- ・ 本学では、電力使用量が上昇する夏季・秋季、及び冬期間の2回、節電対策に関する理事長通知を受け、全学的協力体制を組み大学全体では、照明器具の減灯及びLED化の推進、室温設定の抑制を行っている。夏季休業期間中の4日間（8/13～16）、冬季休業期間中の11日間（12/28～1/7）を全学閉館とし省エネ対策の一助としている。
- ・ キャンパス周辺の安全及び環境への配慮のため、芝生・樹木・植栽の管理・除雪等、定期的な維持管理業務を外注業者に委託し、環境保全に努めている。
- ・ 人権への配慮は、「ハラスメント防止委員会に関する規程」の下に、ハラスメント防止委員会を置き、ハラスメント問題解決のための指針に沿って、これらの防止及び解決に努めている。また「北海商科大学危機管理に関する規程」の下に、危機管理体制及び対処方法等に関して安全確保に努めるとともに、法人本部との連携を図りながら、安全に職務が全うできる大学環境の保全を図っている。
- ・ 健康保全のために「北海商科大学衛生委員会規程」の下に衛生委員会を置き、労働安全衛生法の趣旨に基づき職場における教職員の安全と健康を担保している。
- ・ 安全管理については法令の定めにより、防火管理者、防災管理者を配するとともに、消防計画作成届出書、自衛消防組織届出書をそれぞれ作成し、所管の消防署に届けているほか、避難訓練も実施している。また、「北海商科大学及び北海学園大学大学院法務研究科校舎消防計画」を策定し、施設使用許可書に添付するなど非常時に備えている。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性の維持には、課題の探求と改善方策の策定はもとより、より厳しさを増す教育環境を誠実に受け止め、理事会と本学は危機意識を共有し、様々な社会的要請に応えられるよう、特色ある教育研究活動を展開する。近年、特に教育機関を取り巻く社会情勢が急激に変化する中で、商学部のみ単科大学で少人数教育を特色とする本学が、今後も主体的、機動的、組織的に教育活動を行い、建学の精神に則った教育理念と高い教育水準を維持しながら、広く社会の付託に応えていくためには、本学園及び本学は、常にその管理運営体制を見直し改善に努力する。さらに、学校法人としての公共性に鑑み、関係する法令を遵守し、社会的責任を果たすべく努力する。

5-2. 理事会の機能（理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」「基準項目5-2を満たしていない。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」「基準項目5-3を満たしていない。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」「基準項目5-4を満たしていない。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」「基準項目5-5を満たしていない。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

[基準5の自己評価]

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・ 本学は、学則第53条において「北海商科大学教育研究評価委員会：以下、大学教育研究評価委員会」の設置を定め、本学の教育研究活動等の総合的な状況を自ら行う点検および評価を、その公表した結果の外部評価を含めて行っている。（大学教育研究評価委員会規程第1条）
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学教育研究評価委員会」を位置付けている。（同第2条）
- ・ 「大学教育研究評価委員会」が審議・決定する事項は、(1)本学の教育研究の総合的評価に関すること、(2)本学の自己点検・自己評価の組織体制に関すること、(3)本学の自己点検・自己評価の項目に関すること、(4)本学が取り纏めた自己点検・自己評価の報告書・付属資料に関すること、(5)上記報告書に記載された改善・向上方策に関すること、(6)政令で定める期間ごとに受ける認証評価機関による評価に関すること、(7)認証評価機関が改善を必要とした事項の取り扱いに関すること、(9)その他自己点検・自己評価に関する重要事項としている。
- ・ 「大学教育研究評価委員会」が内部質保証のために行う自己点検・評価活動は、1) 毎年度、本学及び大学院に教育研究活動の自己点検・評価を実施するよう指示して学部、大学院の関係部門に、基準に沿って自己点検・評価を実施し、提出された報告内容と教員の教育研究活動とを大学の「自己点検・評価」報告書として作成すること、2) 作成された「自己点検・評価」報告書を検証し、必要に応じて各部門（センター等）に対して改善を求め、各部門（センター等）に「大学教育研究評価委員会」から求められた改善内容に基づき、改善のための施策を計画し、実行後に点検・評価を行い委員会に報告させること、3) 自己点検・評価の客観性・公平性を高めるために、定期的に学生の代表者および、必要に応じて外部からの意見聴取を行うことである。
- ・ なお、内部質保証を恒常的に進め、教育目的を達成するために、基幹教学マネジメント組織（6つのセンター）に加えて、教育方法改善委員会、教養教育推進委員会など各種委員会を下部組織として配置し、連携した活動を実施している。これらと「FD委員会」、「SD委員会」、「大学教育研究評価委員会」とが組織的連携を図ることによって、効果的な内部質保証を高める活動を行っている。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

今後は、自主的・自律的な自己点検・評価のPDCAを一層強化していくために、近年試みた各センター長と各副センター長さらには係長以上の職員へと広げた自己点検評価報告書作成のための「ワーキンググループ」の設置を恒常化していく。また、その中で試みた各センター相互間によるクロス・チェックシステムをPDCA効果の検証とあわせて継続的に改良していくことにより、小規模大学ならではの自己点検・評価における課題抽出と、改善方策についてレベル・アップを進めていく。さらに内部質保証のために学内組織及び責任体制については、既に素案を作成済みであるが、学校法人および本学の中長期計画との照合や、内部質保証の確保と密接に関係している教学マネジメントとの関係性などをさらに慎重に検討の上、早急に大学ウェブサイトなどを通じて全学および社会への周知を図っていく予定である（なお、内部質保証の全学的な教学マネジメントをさらに高めていくための組織が必要であれば適宜検討していく）。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- ・ 本学では平成23(2011)年度より、毎年度、「自己点検・評価」を取りまとめ刊行し、全教職員に配布し、改めて教職員個々の立場から自己点検・評価を再確認するよう仕向けている。また、自己点検・評価報告書は大学図書館において閲覧可能であるとともに、大学ウェブサイト上において公開し、広く社会に公表している。
- ・ 日本高等評価機構の大学機関別認証評価基準（基準1 使命・目的等、基準2 学生、基準3 教育課程、基準4 教員・職員、基準5 経営・管理と財務、基準6 内部質保証、基準A 社会貢献と連携）に準拠した自己点検・評価は本年度から本格的に着手している。
- ・ エビデンスについては、各センターの通常業務を通じて得たデータ並びに資料収集を毎年度の自己点検・評価報告書の作成に対応して再確認し、整理している。
- ・ 「大学教育研究評価委員会」は、作成された「自己点検・評価」報告書を検証し、必要に応じて各部門（センター等）に対して改善を求め、各部門（センター等）に「大学教育研究評価委員会」から求められた改善内容に基づき、改善のための施策を計画し、実行後に点検・評価を行い委員会に報告している。（大学教育研究評価委員会議事録）
- ・ FD委員会においては「授業アンケート」や「ピア・レビュー」といったこれまで実施してきた授業改善への取り組みを継続的に進めているほか、新型コロナ禍に伴う遠隔授業の工夫などを学内勉強会や北海道大学FD・SD協議会など外部組織から提供される

プログラムの受講・参加する（オンライン受講を含む）など、適宜、FD・SDの改善に関する取り組みに参加し、ノウハウを共有する努力を行っている。（FD委員会議事録）

6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・ 内部質保証を高めるために必要な現状把握等のための調査・データの収集および分析は、単一学部で学生数も少ない小規模大学であり、関係情報の共有も比較的容易であることから、形式的に組織の数を増やし、マンパワーを分散させるという観点からも得策ではないため、本学ではとくにIR (Institutional Research) のための組織を設置していない。現在実施している「修得単位とGPA」との統計量による分析や、ポジショニングの整理など、IR活動に必要な情報やデータの収集・分析は基本的に「教務センター」を中心とする関連部署において実施するとともに、「大学教育研究評価委員会」は改善活動を立案・実行・検証するための支援をしていく意志決定の役割を果たしている（大学教育研究評価委員会議事録）。なお、本学は学校法人北海学園に所属する2大学の内の1つを構成しているという事情から、経営に関する情報等の収集・分析においては学校法人の理事会および常務理事会における定期的な検討、さらには学校法人本部事務局と常時必要に応じた検討を行っており、それらの検討の中でIR機能の向上が図られている。
- ・ IR機能の向上を図るため、「大学教育研究評価委員会」では、自己点検・評価におけるPDCAの観点から意見交換を行い、関係センターや部署にフィードバックを図ることに努めている。（大学教育研究評価委員会議事録）

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も内部質保証の水準を向上させていくため、自主的・自律的な自己点検・評価を自己点検評価報告書の作成とあわせて継続的に実施していくとともに、「大学教育研究評価委員会」による「自己点検・評価」報告書の検証水準の向上、各部門（センター等）に対する積極的な改善提案の行使を推進するとともに、それらの各部門（センター等）からのフィードバック力を向上するため、本学内における内部質保証水準を向上させることの重要性の浸透についてさらに取り組んでいく。IRに関するデータ収集量および分析範囲は、現段階では総合的かつ包括的なものとはなっていないが、本学のマンパワー等に配慮し、無理のない範囲で段階的継続的に進めていく。また、FD・SD活動の一層の活発化を推移するとともに、必要に応じて内部質保証を高めるための新たな取り組みや組織化（例えば「学長企画室」や「IR情報室」の設置）についても取り組んでいく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

- ・ 本学では所属する学校法人北海学園の下、「事業計画」（学校法人事業計画書）および「中期計画」（学校法人北海学園ウェブサイト）を策定しており、その下で本学の3ポリシー（ディプロマ・ポリシー：学位授与方針、カリキュラム・ポリシー：教育方針、アドミッション・ポリシー：入学者受け入れ方針）の堅持と、本学の教育目標（「アジアの時代にアジアを学ぶ」）に基づく教育を継続し、発展を図ることを明記している。教育研究活動の一般状況は、主に「スタッフ会議」を通じて随時報告され、全教職員に通知している（スタッフ会議議事録）。また、重要事項については「学長会議」、「教授会」において随時報告している。（学長会議議事録、教授会議事録）また、本学の「事業計画書」は、学長会議を通じて学校法人北海学園事務局に報告され、必要な検討および対策が執られた後、新たな「事業計画書案」として理事会に上申され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され、適切に公表されている。
- ・ 毎年度、「自己点検・評価」報告書を学内でとりまとめ、印刷の上、教職員全員に配布し内部質保証の改善に役立てている。また、令和3（2021）年4月には「大学教育研究評価委員会規程」を改正し、「教育研究評価委員会」を中心とした教学の内部質保証に関する大学の責任体制を明確にした。また、「教育研究評価委員会」において各センターならびに、FD委員会およびSD委員会からの報告と課題を確認するとともに、PDCAサイクルを図るための相互クロス・チェックを実施し、その取組みを「スタッフ会議」や「教授会」にフィードバックしている。（大学教育研究評価委員会議事録および配布資料リスト）

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

「事業計画」および「中期計画」と内部質保証との連動性については、「大学教育研究評価委員会」を通じて今後、一層積極的に検討していく。また、本学と同一法人下の北海学園大学との三つのポリシーの連携による内部質保証のさらなる向上について、学校法人理事会（常任理事会）ともさらに協議を深めていく。また、三つのポリシーは、学修成果の達成に向けて教職員および在学生在がより明確に認識して取り組めること、また入学を希望する高校生が本学での学修を通じてどのような成果を目標としているかがより理解できることを意識して、継続的に内容の改善およびその表現の仕方を見直していく。

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、各センター相互間によるクロス・チェックシステムを積極的に取り入れた評価の一層の向上を図りながら、PDCAサイクルにおいての問題や障害を発見し、改善に向けた方策を、必要に応じて組織体制の改変を含めながら検討していく。また、今後はスタッフ会議においても「学校法人運営のガバナンス」に関する各種研修を実施するなど、PDCAサイクルが機能する体制が構築されるように、改善向上に努める。

[基準 6 の自己評価]

本学は、学則第53条において「大学教育研究評価委員会」の設置を定め、本学の教育研究活動の評価を適切行っており、平成23(2011)年度より、毎年度、「自己点検・評価」を取りまとめ、刊行の上、全教職員に配布し、教職員個々の立場から自己点検・評価を再確認するよう促している。また、自己点検・評価報告書は大学図書館において閲覧可能であるとともに、大学ウェブサイト上において公開し、広く社会に公表している。

内部質保証のための恒常的な組織体制としては、内部質保証について統括する機能を担う「大学教育研究評価委員会」を中心に、「FD委員会」、「SD委員会」とが連携する体制を整備し、既存の教学マネジメント組織（6つの各センター、教育方法改善委員会、教養教育推進委員会など各種委員会）とも連携をとりながら推進している。

FD委員会においては「授業アンケート」や「ピア・レビュー」といったこれまで実施してきた授業改善への取り組みを継続的にすすめているほか、新型コロナ禍に伴う遠隔授業の工夫などを学内勉強会や北海道大学FDSD協議会など外部組織から提供されるプログラムの受講・参加など、適宜、FDSDの改善に関する取り組みに参加し、ノウハウを共有する努力を行っている。

本学では学校法人北海学園の下、「事業計画」および「中長期計画」を策定しており、その中で教育研究については、「本学の三つのポリシーを堅持する」こと、「最近の教育改革の成果も参考としつつ、教育の質を充実する」こととしている。本学は一学部（二学科）、一研究科（修士課程および博士課程）のシンプルな組織であり、組織における大学全体のポリシーは整合的である。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

北海商科大学は北海道札幌市という地方都市に位置する比較的小規模な大学である。しかしながら、前身である北海学園北見大学の時期から多くの留学生を迎え入れ、海外の大学との協定校提携を結ぶなど、積極的な国際交流事業を進めてきた。こうしたこれまでの経験を活かしながら、本学の持つ知的・人的な資産を活用して、継続的に国際交流および地域交流に努力してきたのが本学の特徴である。そこで、本学独自の評価基準として、近年における「国際交流及び地域貢献」を設定し、地方都市の小規模大学として、国際社会、わが国及び北海道という地域に対し、持続的に一定の役割を果たし続けていることを評価する。

基準 A. アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動

A-1. アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動

A-1-① アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動の有効性

A-1-② アジア圏地域と地元地域とを結びつけた教育活動の有効性

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「開拓者精神の涵養」という建学の精神及び「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育目的に沿い、本学では中国、韓国を主としたアジア圏地域との学術・教育活動を積極的に行っている。また、そうしたアジア圏地域との学術・教育活動は、一方通行で終わらせるのではなく、地元地域の学術・教育等にフィードバック及び連動して双方向の交流となることが学術・教育効果を高める上で重要であるとの認識から積極的な地元地域での活動も同時に実施している。以下、それらに関する諸活動の事実を学術活動と教育活動に区分して説明する。

A-1-① アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動の有効性

中国との学術活動としては、本学内に設置されている北海学園北東アジア研究交流センターを通じて、これまで中国社会科学院と研究会、シンポジウム、セミナーなどの学術交流を継続的に実施してきた（中国社会科学院と北海学園とは、平成18(2006)年9月に学術交流協定を締結（平成28(2016)年5月31日更新）し、「中国社会科学院北海道研究交流中心」を北海学園北東アジア研究交流センター内に設置している）。近年の学術交流としては次の通りである。

平成29(2017)年12月21日に、「北海学園HINASセミナー」（テーマ：中国の構造改革と『一帯一路』— 日中経済協力のあり方）を本学で開催した。中国側から張宇燕（中国社会科学院世界経済与政治研究所所長）、東艶（世界経済・政治研究所 国際貿易研究室主任研究員）、徐秀軍（世界経済・政治研究所国際政治経済学研究室 副主任）他が参加した。

平成30(2018)年9月26日に中国雲南省昆明市の雲南民族大学で「中国社会科学院世界経済

与政治研究所との学術研究セミナー」(テーマ：高度成長から高質〔高度技術〕発展に転換―日中経済発展の補完性について―)を実施した。中国側から張宇燕(中国社会科学院世界经济与政治研究所所長)、桃枝仲(世界経済与政治研究所副所長)、陳利君(雲南省中国社会科学院副院長)、王德迅(中国社会科学院世界经济与政治研究所研究員)、冯維江(世界経済与政治研究所研究員)、陳慶德(雲南大学教授)ほか、日本側から本学の西川博史教授、伊藤昭男教授、阿部秀明教授、蘇林教授、石原亨一教授、佐藤千歳准教授が参加し、発表を行った。

平成31/令和元(2019)年11月2～3日、北海学園北東アジア研究交流センター(HINAS)・中国社会科学院世界经济・政治研究所は本学にて「高度経済成長から質の高い経済成長への転換―日中経済発展の補完性について」をテーマとする国際シンポジウムを開催した。中国側は趙芮(中国社会科学院世界经济・政治研究所副所長)、張斌(グローバルマクロ経済研究所主任)ら6人、日本側は本学から伊藤昭男教授、阿部秀明教授ら教員・研究員9人が参加した。

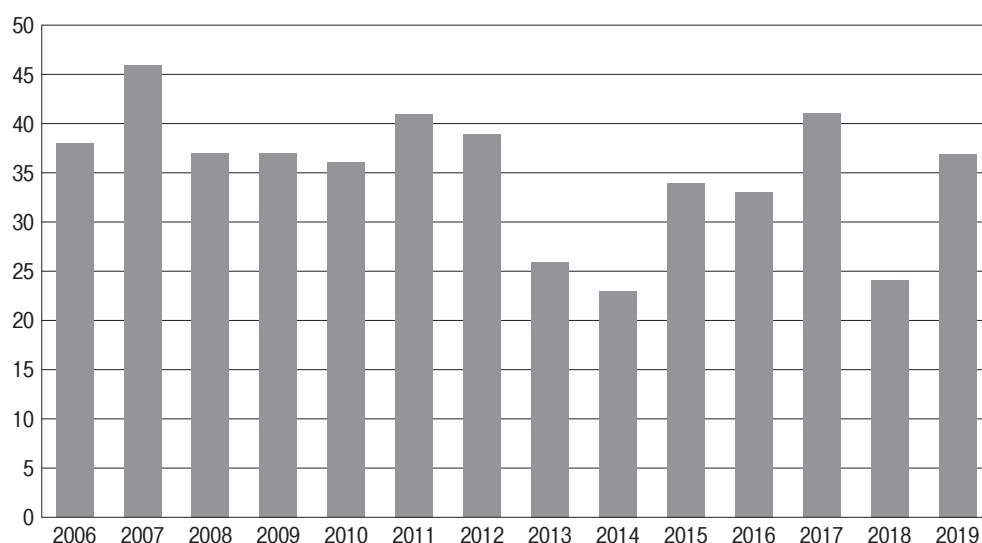
韓国との学術活動としては、交換留学協定校である大田大学校の地域協力研究院と北海学園北東アジア研究交流センターとが平成17(2005)年1月より年1回を目安に相互の地元都市(札幌市と大田広域市)で「HINAS国際セミナー(日韓国際学術会議)」を開催することを申し合わせ、実施してきた。これまで上記セミナーは札幌市(北海商科大学)において5回、大田広域市(大田大学校)において4回開催されており、両大学の研究者間交流がなされている。

中国、韓国以外のアジア圏地域との学術活動としては、本学開発政策研究所事業を通じて台湾及びタイの大学との学術交流を実施している。台湾に関しては平成25(2013)年12月に中国文化大学(台北市)を研究交流のため訪問して以来、静宜大学(台中市)、高雄餐旅大学(高雄市)の各大学を同研究所研究員が北海道と台湾との観光研究交流及び講演の実施のため度々訪れており、学術交流基盤の構築に努めている。また、平成27(2015)年10月にはこれら3大学から研究者5人が同研究所・北海道地域観光学会・北海学園東アジア観光研究プロジェクト研究会の主催で開催した「地域における観光と医療に関する北海道・台湾コンファレンスin 北見」に出席し、学術発表ばかりでなく北見市をはじめとする地域の関係者と交流した。また、同研究所の台湾学術交流事業は「平成26(2014)–27(2015)年度北海学園学術研究助成研究」とも連動して実施された。また、タイとの学術交流については平成25(2013)年9月に同研究所研究員が学術交流事業の一環としてタマサート大学(バンコク)の研究者を訪問し、地元北海道とタイとの観光交流に関する学術活動の進め方について協議を行っている。

A-1-② アジア圏地域と地元地域とを結びつけた教育活動の有効性

アジア圏地域と地元地域とを結びつけた教育活動の中心となる制度は、本学と中国及び韓国との海外協定校とで実施している海外語学留学プログラムである。本学と中国・山東大学威海及び中国・煙台大学、韓国・大田大学校の学生は本制度によって互いの国の言葉・文化・社会を学んでおり、そうした教育活動を通じて当該国地域と地元(北海道、札幌市など)との地域間相互理解につなげている。また、一定の基準を超えた語学力を有する学生を各海外

短期（6 か月）派遣留学生数



協定校に6か月間ないし1年間留学生として派遣する制度の活用も図られている。この制度を利用して6か月間派遣された留学生数を年度別（平成18年(2006)～平成31/令和元(2019)）に図示する。

グラフから読み取れるように日韓関係など国際情勢の変化にも関わらず毎年20～40人の学生が間断なく派遣されている。

また、山東大学威海と煙台大学の中国人学生を対象とした短期研修は、平成21(2009)年より毎年7月に約1ヶ月間、札幌と北見校地において行われ、日本語の講義以外にも日本の家庭料理・華道・着付けなど、日本文化を体験する機会を設けている。また、本学の大学院商学研究科修士課程及び博士後期課程へは海外協定校である山東大学威海及び煙台大学から多数の学生が入学して学術活動を行っている。

韓国については、平成23(2011)年7月に本学と韓国全南大学校とで韓国語授業を通した教育実習に関する交流協定を調印し、直近の平成29(2017)年1月末には全南大学校の国語教育学科大学院生（4人）と引率教員（1人）を受け入れており、本学の韓国語履修学生と交流している。また平成30(2018)年5月には国語教育学科大学院生（博士課程）（2人）を韓国語教育の教育実習生として受け入れ、本学にて教育実習を実施した。平成31年(2019)年7月には国語教育学科からの教育奉仕生（5人）と引率教員（1人）を受け入れている。

また、協定校であるカナダ・レスブリッジ大学とは、特に短期海外研修を中心に、昭和61(1986)年より隔年で学生の派遣と受入れを行っており、地元北海道と姉妹州であるカナダ・アルバータ州との友好親善にも寄与している。また、地元地域とも積極的に交流を行っており、札幌においては、日本人家庭にホームステイをしながら、約3週間にわたって日本語・日本文化に関する授業を受け、さらに地域のイベントにも参加するなど地域社会との交流を深めている。

レスブリッジ大学への学生派遣は北海学園大学との共同事業であり、隔年で行われている。

本学5人・北海学園大学10人を定員としているが、下の表に示すように本学学生の積極的な参加が目立っている。

レスブリッジ大学派遣事業参加学生数（本学のみ）

2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年	2018年
5	6	4	10	8	6	7

加えて、学生の独自の取り組みとして、令和元(2019)年8月18日～19日まで韓国で開催された「第4回日韓討論会」に本学から中国語・韓国語を履修している6人の学生が参加した。

令和元(2019)年、国際交流基金日中交流センターにより実施されている大学生交流事業・「心連心」事業に本学の学生11人が選抜された。この事業では平成31年/令和元(2019)年3月12日～18日の期間中に3年生グループ(6人)が中国青海省西寧へ、9月17日～23日の期間中に2年生グループ(5人)が延辺へ派遣され、現地の大学生や市民との交流を行った。

また、令和元(2019)年には内閣府が主催する日中青年親善交流事業(訪問国)活動に参加し、10月29日から11月9日の期間中に中国の4都市を訪問、多岐にわたる期間や地域の視察、交流を行った。令和元(2019)年6月には、日本中国文化交流協会が派遣する「日中文化交流大学生訪中団」に本学学生2人が派遣され、6月11日～7日の期間中、北京・蘭州・敦煌を訪問し、現地の大学生と交流している。

本学では海外協定校である中国・山東大学威海、中国・煙台大学、韓国・大田大学校、及び中国社会科学院、黒竜江大学などから間断なく交換教授を招聘している。招聘された交換教授は1セメスター期間中、主に語学の授業を担当し、本学の学生に語学のみならず、本国の社会・経済にわたる幅広い知識を涵養する機会を提供している。また、招聘された交換教授は、後述する市民向けの公開講座でも講義を行い、学生のみならず一般市民に向けても北海学園北東アジア研究交流センターとも連携して開催している市民講座を通して、各国の事情や情勢を伝達する役割を担っている。平成18年度から令和元(2019)年度にわたる受け入れ実績を以下に表で示す。

年 度	前期・後期	山東大学 威海	煙台大学	大田大学校	黒竜江大学	社会科学学院
2006	前期			1		1
	後期					
2007	前期	1		1		
	後期		1			
2008	前期	1		1		
	後期		1			

年 度	前期・後期	山東大学 威海	煙台大学	大田大学校	黒竜江大学	社会科学学院
2009	前期	1		1		
	後期		1			
2010	前期	1	1			
	後期	1				
2011	前期		1	1		
	後期				1	
2012	前期	1	1			
	後期	1				
2013	前期	1	1			
	後期					
2014	前期	1	1			
	後期					
2015	前期		1	1		
	後期	1				
2016	前期		1	1		
	後期	1	1	1		
2017	前期		1			
	後期	1				
2018	前期		1	1		
	後期	1				
2019	前期			1		
	後期					
合 計		13	13	10	1	1

本学では前述の海外協定校である中国・山東大学威海、中国・煙台大学、韓国・大田大学校、及び中国社会科学学院、黒竜江大学などから留学生を受け入れている。受け入れ上限人数は山東大学威海・煙台大学が各6人、大田大学校が7人の合計19人である。本学に派遣された留学生は別途設けられた日本語の授業を履修し、日本語実力の伸張を図るとともに、本学の正規課程の講義を履修し、専攻分野における専門知識を習得している。講義に参加する過程で当該国の言語を学んでいる学生との交流も生まれ、本学学生の国際感覚の向上という、大きな成果を生んでいることは言を待たない。

また、留学生は授業のみならず本学の交流事業や町内会の行事（盆踊り）などにも積極的

に参加し、学内・地域社会の国際交流の一翼を担っている。平成18(2006)年度から令和元(2019)年度までの留学生の受け入れ実績を以下に表で示す。

年 度	山東大学威海	煙台大学	大田大学校	合 計
2006	4	4	4	12
2007	4	4	7	15
2008	6	6	7	19
2009	6	5	5	16
2010	6	5	4	15
2011	6	6	7	19
2012	6	6	4	16
2013	6	3	6	15
2014	6	2	6	14
2015	6	7	7	20
2016	3	6	4	13
2017	6	0	3	9
2018	7	6	4	17
2019	2	4	5	11
合 計	74	64	73	211

表に示された期間中には、日中・日韓関係の緊迫化という困難な時期が含まれているものの、国際情勢の影響を受けず、毎年一定数の留学生が本学に派遣され、国際交流がつつがなく推進されている状況が読み取れる。

本学では、平成19(2007)年度から学則第46条に定めている市民向けの公開講座を各年度の半期ごとにそれぞれ5～6回の頻度で北海学園北東アジア研究交流センターとも連携して開催している。本学における公開講座は、学生だけでなく地元の一般市民が参加しやすいように一貫して無料で行っている。公開講座のテーマは、本学の教育目的である「アジアの時代にアジアを学ぶ」に即したものとしている。講師は、本学教員はもとより、学外の研究者や各機関・企業の実務者、さらには中国社会科学院をはじめとする提携研究機関や中国・韓国の交流協定大学からの交換教授などの外国人研究者に依頼している。講演内容は、研究やビジネスでの実践を通して、日本やアジアの動向をわかりやすく解説してもらうものを主な内容としている。それにより、地元の一般市民にもアジア地域への理解を深めてもらい、同時に本学の研究・教育への取り組みについても周知してもらうことを狙いとしている。さらに、平成29(2017)年度からは、北海道の発展に寄与する人材育成のために設立され、北海道知事が学長を務める道民カレッジの（教養コース）としても開講している。これは、かつてない

ほど生涯学習の社会的ニーズが高まり、学習の場を求める市民が増加していることを背景として、道民カレッジと本学の公開講座の趣旨とが合致したためである。

本学では、札幌圏の大学の国際交流の一翼を積極的に担っている。昭和64年/平成元(1989)年に設立された札幌圏大学国際交流フォーラムは、構成する札幌圏の大学・短期大学の国際交流や多文化共生に関する情報交換と研究促進を行なっているが、本学では平成18(2006)年から加盟して平成22(2010)年から現在まで幹事校を勤めている。

また、交換留学生在が地元札幌市民と交流する機会として、「日本のお正月体験」「留学生のための着物体験」など同フォーラム主催の行事に協力・参加することによって、本学のみならず札幌圏の大学に留学中の留学生に日本文化を知らせるべく努めている。加えて、札幌市の札幌国際プラザが主催する市民対象の交流行事や人材育成事業にも本学の留学生や在学生の参加を誘導し、市民との交流を通して、留学生には地元の生活や文化を、地元市民にとっては、韓国・中国の文化に対する理解が得られるよう努力している。具体的には、毎年7月と12月に札幌国際プラザで行なわれる「留学生とアフタヌーントーク」には、本学の中国と韓国の留学生がトークショーに参加し、市民との交流を行っている。また、札幌市などが主催する「学生国際合宿セミナー」に本学からは平成20(2008)年度から、毎回日本人学生や交換留学生在が参加している。平成26(2014)年の「学生国際合宿セミナー2014」に本学からは留学生を含む4人の学生が参加し、札幌市内の大学生や留学生、札幌の姉妹都市の若者たちが寝食を共にしながら、札幌市の「市民と創ろう活力ある国際文化都市」について語り合い、市民の前で発表した。このほかにも平成27(2015)年度には地域FM放送局である「FMアップル」に交換留学生在4人が本学での学びや札幌での生活などを紹介する放送に参加するなど、幅広く活動している。また、北海道の外国政府公館及び名誉領事館等が参加する展示PR展・文化紹介パフォーマンス行事である「International Week」にも学生が参加し、平成27(2015)年度には韓国領事館の文化PRとしてパフォーマンスを披露するなどの活動を行い、在外公館と地域との交流にも積極的に参画するなどしている。平成31(2019)年4月に在札幌韓国領事館主催で行われた「一緒に考えよう外国人観光客へのおもてなしコンテスト」でも本学学生が優秀賞を獲得した。その他、留学生と本学の学生が北海道大学韓国人留学生会の主催する日韓文化交流行事である「コリアンナイト」に、平成25(2013)年度から毎年参加しているほか、韓国の大学から本学に派遣された韓国人留学生在が行事運営にも協力し、地元地域の国際交流に貢献している。また、平成24(2012)年度には札幌市南区砥山所在の八剣山周辺農家で留学生11人が八剣山地区で行われるさくらんぼ祭りのイベントにボランティアとして参加した他、地域の清掃活動「ラブアース・クリーンアップイン石狩浜」には、日本人学生とともに留学生在が参加するなど、地域の行事に積極的に参加し、地域社会との関係を深めている。

本学における派遣・交換留学生在の語学教育成果の一つである各種コンテストには、中国語・韓国語教育活動において毎年参加している。最近の成果について大会ごとに略述する。まず、中国語教育活動については次の大会で本学の学生が受賞している。

●「漢語橋」世界大学生中国語コンテスト

○平成29(2017)年：第16回大会・北海道予選大会で本学学生3人が1位・2位・3位に入賞

した。

- 平成30(2018)年：第17回大会・北海道予選大会で本学学生2人が2位、3位に入賞した。
- 平成31/令和元(2019)年：第18回大会・北日本ブロックで1位、2位、3位に入賞した。
- 令和2(2020)年：第19回大会・北日本ブロック（オンライン開催）で1位に入賞し、次いで全日本予選大会で3位を獲得した。
- 令和3(2021)年：第2回全日本大学生中国語スピーチコンテスト・第20回大会・北日本ブロック（オンライン開催）で3位に入賞した。
- 令和4(2022)年：第3回全日本大学生中国語スピーチコンテスト及び第21回「漢語橋」世界大学生中国語コンテスト東北・北海道ブロック（オンライン開催）で2等賞に入賞した。

●北海道日中友好協会主催「全日本中国語スピーチコンテスト北海道大会」

- 平成29(2017)年：第35回大会・北海道大会で本学学生が「暗誦の部」2位・「弁論の部」3位に入賞した。
- 平成30(2018)年：第36回大会・北海道大会で本学学生が「弁論の部」3位と特別賞、「朗読の部」2位に入賞した。
- 平成31/令和元(2019)年：第37回大会・北海道大会で本学学生が「弁論の部」1位（最優秀賞）、「朗読の部」3位、「暗唱の部」3位を受賞した。
- 令和2(2020)年：第38回大会・北海道大会で本学学生が「弁論の部」2位に入賞した。
- 令和3(2021)年：第3回全日本大学生中国語スピーチコンテスト北海道大会の暗唱の部で準優勝・特別賞、朗読の部で特別賞を受賞。

また、韓国語教育活動においては次の大会で本学の学生が受賞している。

●駐札幌韓国総領事館主催コンテスト

- 平成30(2018)年：「一緒に考えよう外国人観光客へのおもてなしコンテスト」に本学学生2人が出場、優秀賞を受賞した。
- 令和2(2020)年：「ハングル三行詩コンテスト」で本学学生1人が優秀賞、7人が特別賞を受賞した。
- 令和3(2021)年：「私が好きな韓国語フレーズ大会」で本学学生3人が金賞・銅賞・エールに入賞した。

●駐日韓国文化院主催「韓日交流作文コンテスト」

- 平成29(2017)年：「韓日交流エッセイ・フォトコンテスト」の「エッセイ一般部門」と「韓国旅行記部門」で本学学生が1人ずつ入賞した。
- 平成30(2018)年：「韓日交流作文コンテスト2018」の「韓国語エッセイ一般部門」で本学学生2人が入賞した。
- 平成31/令和元(2019)年：「韓日交流作文コンテスト2019」の「日本語エッセイ一般部門」で本学学生1人が入賞、「韓国語エッセイ一般部門」で本学学生1人が入賞した。

- 令和 2 (2020) 年：「韓日交流作文コンテスト2020」の「韓国語エッセイ一般部門」で本学学生 2 人が入選、「韓国語韓国旅行記部門」で本学学生 1 人が入賞した。
- 令和 3 (2021) 年：「韓日交流作文コンテスト2021」の「韓国語エッセイ一般部門」で本学学生 2 人が入選、「韓国語韓国旅行記部門」で 2 人、「日本語川柳・俳句部門」で 1 人、「韓国語川柳・俳句部門」で 1 人が入賞した。北海道内の大学では最多の入賞者を記録した。

●札幌韓国教育院主催「北海道韓国語弁論大会」

- 平成29(2017)年：「第19回北海道韓国語弁論大会」で本学学生 1 人が銀賞を受賞した。
- 平成30(2018)年：「第20回北海道韓国語弁論大会」で本学学生 2 人が奨励賞を受賞した。
- 平成31/令和元(2019)年：「第21回北海道韓国語弁論大会」で本学学生 2 人が銅賞、2 人が奨励賞を受賞した。
- 令和 2 (2020) 年：「第22回北海道韓国語弁論大会（オンライン開催）」で本学学生 3 人が銀賞（共同）・銅賞を受賞した。
- 令和 3 (2021) 年：「第23回北海道韓国語弁論大会」で本学学生 2 人が奨励賞を受賞した。

●在韓国日本大使館広報文化院他主催「日韓フォトコンテスト」

- 令和 3 (2021) 年：「第 8 回日韓フォトコンテスト」で本学学生が 2 位に入賞した。

一方、中国・韓国からの交換留学生については、日本語で行われる日本ビジネス実務学会主催の「学生プレゼンテーションコンテスト」に毎回参加し、成果を上げている。特に平成26(2014)年度の「第11回学生プレゼンテーションコンテスト」においては、韓国大田大学の留学生が最優秀賞を受賞した。

本学は栗山町と地域総合交流協定を平成19(2007)年 2 月19日に締結し、これまでも多くの中国と関係を有する教員及び学生による交流活動を実施している。特に、平成24(2012)年度には社会文化ゼミナール受講学生と中国からの短期留学生が、共に栗山町の高齢者介護付賃貸住宅を見学するなどフィールドワークを行い、地域への理解を深めた。また、「栗山町観光推進連携会議」委員（アドバイザー）の委嘱など、当該町のまちおこしに関する支援についても要請に応じて対応している。

施設利用を通じた教育活動としては、本学は平成18(2006)年から一般財団法人・中華学堂（札幌）が主催する中国語の授業や各種行事に教室を貸与し、「孔子学院総部／国家漢弁」が主催し、中国政府が認定するHSK試験（年 4 回実施）においては、試験会場として本学の施設を貸与するなど、地域の中国語教育に協力している。さらに、韓国教育財団が主管する韓国語能力試験（年 3 回実施）、ハングル能力検定試験（年 2 回）実施においては、試験会場として本学の施設を貸与するなど、地域の韓国語教育に協力している。

また、本学からの中国協定校（山東大学威海、煙台大学）への派遣に関する教育成果として、派遣から帰国した学生の内、数人はさらに向学のため「中国政府奨学金留学生募集」を活用して再度の留学を果たしている。その留学実績は平成21(2009)年の 2 人を最初に令和 3 (2021) 年までに合計20人を数えている。その人数と留学先を以下の表に示す。

国費留学生名簿

年度	人数	留学先	備考
2009	2	黒竜江大学・山東大学	
2010	3	南開大学・遼寧大学・北京第二外国大学	うち1人は修士課程
2011	3	黒竜江大学・厦門大学	
2012	3	黒竜江大学・北京師範大学・上海師範大学	
2013	1	北京伝媒大学	
2015	1	煙台大学	
2016	2	煙台大学	
2017	2	煙台大学・厦門大学	うち1人は修士課程
2018	1	北京人民大学	修士課程
2020	1	北京第二外国語大学	オンライン
2021	1	煙台大学	オンライン

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・学術活動については、平成11(1999)年に発足した北海学園北東アジア研究センターを中心に中国社会科学院との学術・交流活動が続けてきており、その継続・発展に引き続き注力する。また、近年のアジア情勢の変化にも適応した学術活動を中国及び韓国を主としながらもアジア諸国を視野に柔軟に対応していく。また、本学開発政策研究所及び北東アジアビジネス研究所との学術連携のあり方については本学の研究人員及び学術成果の発現可能性などを考慮に入れながら効果的効率的な組織体制と学術活動内容を検討していく。さらに、海外協定校からを主としたアジア諸国からの大学院入学者については大学院の教育活動とそれらの研究所での学術活動との連動性を追求していく。
- ・本学は「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育の目的に沿って、交換留学を通じて中国・韓国での教育・交流活動に力を入れてきた。その結果、1年次において入学定員(180人)の5分の1を超える学生が第2セメスター（1年次後期）で留学し、中国・韓国で言語を学び、現地の社会・文化・風習に接するなどの成果を上げている。一方、本学が受け入れた中国・韓国の留学生は教室における学習だけではなく、日本文化に積極的に触れ、地元地域社会との交流を通して、アジアと地元地域との交流の一助になっている。近年、わが国と中国・韓国の関係が緊張を増す場面も時折見られるが、本学においては留学生の派遣・受け入れともに大きな影響を受けていない。将来においても本学は従前の姿勢を堅持し、中国・韓国との交流の維持・拡大に努力する。

ただし、近年、東アジアの情勢変化に伴い、こうした国際交流にも変化が求められている。中国・韓国の経済発展に伴い、北東アジアは多極化の様相を呈しており、日本から中国・韓国に留学する学生の意識、中国・韓国から日本に留学する学生の意識は共に大きな変化を示している。前者については、語学学習や文化体験を主目的としていた従前の留学生とは異なり、当該国の文化コンテンツに惹かれ、それが留学の動機となって

いる現象が散見される。特に近年、韓国の大衆文化に対する関心の高まりのみによって、本学の学生が韓国語を安易に選択する傾向が顕著にみられるが、当該国の理解が表層的な大衆文化のみにとどまる危険性や、外国語として当該言語を選択することによる長所・短所を十分に周知徹底させる必要がある。留学先の学びを自らの専攻に結び付け、将来のキャリアに結びつける展望を提示する努力が求められていると言えよう。

さらに、アジア圏でも英語が広く公用語として使用されており、「アジアの時代にアジアを学ぶ」という本学の教育目標を達成しようとするならば、英語教育の充実やアジアの英語圏との交流拡大は必須であるといえる。本学では、令和3(2021)年7月に学生に対し「夏季海外語学(英会話)短期研修プログラム実施に関する事前アンケート調査」を行っており、その結果、研修内容を踏まえて「研修に行きたい」と回答した回答者が70%に達するなど、高い関心と需要があることが明らかになっている。コロナ禍により実施の可能性や時期には不確定要素が多いものの、英語教育の充実とアジアの英語圏との交流への努力は継続すべきものと考ええる。

また、後者については、現地で日本語を学び、日本の社会・文化・風習に触れるという従前の留学目的は健在であるが、留学を自らのキャリアに積極的に結びつけようとする姿勢が顕著である。中国・韓国からの留学生は幼少時から日本の文物に触れ、すでに日本の文化に慣れ親しんでいる。こうした留学生に対しては、単に日本に対する表層的な理解にとどまらず、より深度ある学びを可能にするための積極的な取り組みが必要であると言えよう。こうした変化を踏まえ、受け入れ・派遣を問わず学生に対する留学の動機や留学におけるニーズ把握に努め、より多様な留学体験ができるような努力や事前の教育を不断に追及していく。とりわけ、本学は道内唯一の観光産業学科を有する大学として受け入れた留学生(中国・韓国人)が北海道の観光産業という学問分野により関心を持てるように地域社会と連携した実践的な取り組みを強化していく。特に本学から派遣される学生に対しては中国・韓国の表層的な理解にとどまらず、歴史・社会・文化に対する理解を深められるような取り組みを中国・韓国の協定校と協議していく。加えて、令和2(2020)年に発生したコロナ禍に伴い海外渡航が困難となり、国際交流事業そのものが中断を余儀なくされている。今後はポスト・コロナを見据え、十分な安全が確保された状況下での国際交流事業再開の可能性を慎重に模索する取り組みを行っていく。

[基準Aの自己評価]

「基準項目Aを満たしている。」

「アジアの時代にアジアを学ぶ」という教育目標(大学の使命・目的)を掲げた本学は、アジア圏地域と地元地域とを結びつけた学術活動と教育活動を着実に推進してきており、本学独自の特色を十分発揮している。今後はこれまで培ってきた実績を礎に、学術活動と教育活動との連動性の強化を追及・推進していく。

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第83条	○	「北海商科大学学則」（以下学則）の第1条に教育の理念や使命・目的を明記し遵守している。	1-1
第85条	○	大学学則第5条に学部・学科を置くことを定めている。	1-2
第87条	○	大学学則第6条に定めている。	3-1
第88条	○	大学学則第6条で修業年限を定め、大学学則第12条及び編入学規程で入学資格及び入学年次等を定める。	3-1
第89条	—	修業年限の特例を行っていない。	3-1
第90条	○	第1項について、大学学則第9条に入学資格を定め、毎年度発行する「入学者選抜要項」に大学入学資格を明記し、運用している。第2項については、実施していない。	2-1
第92条	○	教職員の配置は大学学則第48条に定め、配置している。学長の職務は大学学則第49条、学部長の職務は大学学則第50条及び「学部長任命・職務規程」に定め、職務を遂行している。教授以下に関する資格等は、「教員資格基準内規」に定め、採用・昇格等を行っている。	3-2 4-1 4-2
第93条	○	大学学則第51条に教授会の設置を定め運用している。	4-1
第104条	○	大学学則第29条及び大学院学則第36条に学位の授与を定めるとともに、「大学学位規程」に基づき授与している。	3-1
第105条	—	特別な課程を設置していない。	3-1
第108条	—	短期大学ではないため該当しない。	2-1
第109条	○	大学学則第2条で教育研究活動等につて自己点検・評価を行い、第3条に政令で定める期間（7年以内ごと）ごとに認証評価を受審し適合の認定を受けている。	6-2
第113条	○	教員の基本情報及び研究活動情報等を示した「教員照会」を大学HPに掲載している。 https://www.hokkai.ac.jp/course/teachers/	3-2
第114条	○	大学学則第48条に事務職員の配置を定めている。また、学校法人北海学園就業規則に明記されている。	4-1 4-3
第122条	○	大学学則第12条及び編入学規程第2条により具体的要件を定め運用している。	2-1
第132条	○	大学学則第12条及び編入学規程第2条により具体的要件を定め運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第4条	○	第1項に関する事項は大学学則に記載している（第2項、第3項は該当しない）。	3-1 3-2
第24条	○	指導要録に相当する学籍情報、成績、健康診断の記録等は学内システムで厳格に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	大学学則第44条に懲戒に関する規定を定め、「学生の懲戒に関する規程」に基づき運用している。	4-1

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第28条	○	備えるべき表簿は、担当部署ごとに備えている。また、担当部署書類の種別に応じて、文書保存規程等で保存すべき年限を定めている。	3-2
第143条	○	大学学則第52条に代議員会等として「教育・研究の執行に関する会議（スタッフ会議）」を置き、「スタッフ会議規程」に基づき運用している（第2項は定めていない）。	4-1
第146条	—	特別科目等履修生及び一般科目等履修生に対する修業年限の通算を行っていない。	3-1
第147条	—	学則第28条で、「4年以上在学し、次の各号に定める単位を含め合計124単位以上修得した者については、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する」と定めているため、該当しない。	3-1
第148条	—	学則第6条で、「修業年限は4年」と明示しているため、該当しない。	3-1
第149条	—	在学期間が4年未満の者を卒業認定する制度（早期卒業）はないため、該当しない。	3-1
第150条	○	学則第9条で入学資格を定め、「入学者選抜要項」に明記している。	2-1
第151条	—	学校教育法第90条第2項による入学者の受入れ（飛び級入学）を実施していないため、該当しない。	2-1
第152条	—	学校教育法第90条第2項による入学者の受入れ（飛び級入学）を実施していないため、該当しない。	2-1
第153条	—	学校教育法第90条第2項による入学者の受入れ（飛び級入学）を実施していないため、該当しない。	2-1
第154条	—	学校教育法第90条第2項による入学者の受入れ（飛び級入学）を実施していないため、該当しない。	2-1
第161条	○	大学学則第12条及び編入学規程第2条に要件を定め運用している。	2-1
第162条	○	大学においては、大学学則第12条及び編入学規程第2条に要件を定め、大学院においては、大学院学則第17条の規定に基づき運用している。	2-1
第163条	○	大学学則第7条で学年の始期及び終期を定めている。学年途中においても、学期の区分に従う入学及び卒業は認めていない。	3-2
第163条の2	○	大学学則第40条により「単位修得証明書」を交付している。	3-1
第164条	—	特別な課程は設けていない。	3-1
第165条の2	○	教育上の目的を踏まえた方針について、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を大学及び大学院ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	大学学則第2条に「自己評価等」を定め、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて実施している。	6-2
第172条の2	○	大学の教育研究活動等の情報は、担当する部署により大学HPにより公表している（本条第3項、第4項の情報も同じ）。 https://www.hokkai.ac.jp/daigaku/daigaku05/daigaku05-01/	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	大学学則第29条に学位を定め、「学位規則」に基づき授与している。	3-1
第178条	○	大学学則第12条及び編入学規程第2条により具体的要件を定め運用している。	2-1

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第186条	○	大学学則第12条及び編入学規程第2条により具体的要件を定め運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法、大学設置基準その他の法令を遵守し、教育の質保証の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第2条	○	大学学則第1条第3項に、学科ごとの人材の育成に関する目的や教育研究上の目的を定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者の選抜に関しては、「入学試験規程」により規定され、公平かつ妥当な方法により、適切な体制のもと実施されている。	2-1
第2条の3	○	教員と事務職員に連携については、学則第11章に本学の組織及び運営を定め、各種会議、委員会等に関連部署職員が参画するなどして、適切かつ効果的に運用されている。	2-2
第3条	○	学部の設置については大学学則第5条に定め、教員組織、教員数、施設等は、関係法令を十分に満たしている。	1-2
第4条	○	本学の学部学科は、学則第5条に規定している。	1-2
第5条	—	学科に代える課程を設置していない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員数を満たしている。また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を適切に編成している。 教員の年齢構成についても、適宜、教員公募・採用を行い、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図っている。	3-2 4-2
第10条	○	主要な授業科目については、原則として教授、准教授が担当しているが、主要授業科目以外の授業科目についても、原則として教授、准教授、講師が担当している。専任教員数のうち教授・准教授は94.4%を占めている。	3-2 4-2
第10条の2	○	実務経験のある教員による授業科目一覧を大学HPに公表しており、シラバスについても責任を担っている。 https://www.hokkai.ac.jp/syllabus/	3-2
第11条	○	授業を担当しない研究活動に専念している教員が1人いる。	3-2 4-2
第12条	○	専任教員は、「就業規則」に所属学校長の監督指揮を受けて教育及び公務に従事することを定めている。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員は、基準数31人（教授17人）に対し、36人（教授27人）を配置している。	3-2 4-2
第13条の2	○	（学長の資格）理事会にて選出され、運用している。	4-1
第14条	○	（教授の資格）教員選考基準内規に教授の資格を定め、人事委員会において審査している。	3-2 4-2

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第15条	○	(准教授の資格) 教員選考基準内規に准教授の資格を定め、人事委員会において審査している。	3-2 4-2
第16条	○	(講師の資格) 教員選考基準内規に講師の資格を定め、人事委員会において審査している。	3-2 4-2
第16条の2	○	(助教の資格) 教員選考基準内規に助教の資格を定め、人事委員会において審査している。	3-2 4-2
第17条	—	(助手の資格) 採用していない。	3-2 4-2
第18条	○	本学学則第5条に収容定員を定め、入学者を適切に受け入れている。	2-1
第19条	○	大学学則第20条で教育課程の編成を示し、異文化交流科目、専門基礎科目、専門関連科目、専門科目、専門キャリアアップ科目に分け体系的に教育課程を編成している。	3-2
第19条の2	—	連携開設科目は開講していない。	3-2
第20条	○	教育課程は大学学則第20条の別表1に、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し、編成している。	3-2
第21条	○	単位数について、大学学則第22条に明記し、遵守している。	3-1
第22条	○	大学学則第21条に1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを定めている。	3-2
第23条	○	各授業科目の授業は、前学期、後学期とも15週の授業時間を確保し学年暦・行事予定表に反映させている。	3-2
第24条	○	一つの授業科目について同時に多数の学生に授業を行う場合、教室の収容人数等を考慮し、適当な人数にクラスを分け、教育効果が上がるよう配慮している。	2-5
第25条	○	授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第25条の2	○	成績の評価については学則25条に定めるとともに、授業科目毎にシラバスに明示、大学HP等を通じて周知し、適切に行っている。 https://www.hokkai.ac.jp/syllabus/	3-1
第25条の3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修について、学FD委員会を設置し、FD活動を行っている。また、学生へ授業評価アンケートを行うなどの方法で実施している。	3-2 3-3 4-2
第26条	—	昼夜開講制を行っていない。	3-2
第27条	○	大学学則24条で単位修得の認定等を定めている。	3-1
第27条の2	○	履修科目の登録の上限について、STUDENTHANDBOOK（V履修登録について）に明記し、学生の一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めている。	3-2
第27条の3	—	連携開設科目に係る単位の認定を行っていない。	3-1
第28条	○	大学学則第26条に定め、運用している。	3-1
第29条	○	大学学則第26条に定め、運用している。	3-1
第30条	○	大学学則第27条に定め、運用している。	3-1
第30条の2	—	当該計画的な履修を認めていない。	3-2
第31条	○	大学学則第35条、36条に定め、「特別及び一般科目等履修生規程」により運用している。	3-1 3-2
第32条	○	大学学則第28条に卒業の要件等、26条4項で上限60単位を定めている。	3-1

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第33条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していない。	3-1
第34条	○	校地について、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。また、地下鉄駅が直結しているなど利便性が高く、交流その他に必要な設備が備えられている。	2-5
第35条	○	運動場は、併設校の北海学園大学と共有して使用しているため、要件を満たしている。	2-5
第36条	○	校舎等について、当該第36条に掲げる専用の施設を、すべて備えている。	2-5
第37条	○	校地面積8,665m ² を保有している。	2-5
第37条の2	○	校舎面積11,967m ² を保有している	2-5
第38条	○	本学の図書館は、本省令基準を満たす内容を整備している。	2-5
第39条	—	本学は、当該第39条に掲げる附属施設を設置していないため、該当しない。	2-5
第39条の2	—	本学は、薬学に関する学部又は学科を置いていない。	2-5
第40条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な機械・器具等を十分に備えている。	2-5
第40条の2	—	二以上の校地としていないため、該当しない。	2-5
第40条の3	○	教育研究について、毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第40条の4	○	寄附行為の第2条で定めた目的を達成するために、同第4条で大学の名称を定め、学則第5条に学部、学科の名称を定めている。	1-1
第41条	○	事務組織について、学校法人北海学園により適当な部署等と専任職員を置き、事務を遂行している。	4-1 4-3
第42条	○	厚生補導は学生支援センターが所管し、所属する学生支援センター委員、医務室担当職員（常勤）及びカウンセリング担当職員（非常勤）が連携して対応している。	2-4 4-1
第42条の2	○	当該教育課程としてキャリア形成に関する授業科目を置くとともに、キャリア支援センターに所属する教職員が連携している。	2-3
第42条の3	○	「事務研修（SD）委員会規程」並びに「FD委員会規程」に基づき、加盟する私立大学協会及び同協会北海道支部が開催する各種研修会に職員を積極的に派遣している。	4-3
第42条の3の2	—	当該基本組織を置いていない。（横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織は設けていない）	3-2
第43条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-2
第44条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-1
第45条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-1
第46条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-2 4-2
第47条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第48条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第49条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第49条の2	—	工学に関する課程を設置していない。	3-2
第49条の3	—	工学に関する課程を設置していない。	4-2

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第49条の4	—	工学に関する課程を設置していない。	4-2
第57条	—	外国に組織を設けていない。	1-2
第58条	—	学校教育法第103条に定める大学ではない。	2-5
第60条	—	段階的整備については該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	大学学則第28条に卒業認定要件を定めて行っている。	3-1
第10条	○	大学学則第29条に適切な学位の名称を定めて授与している。	3-1
第10条の2	—	当該共同教育課程を設けていないので該当しない。	3-1
第13条	○	「大学学則」及び「学位規則」で定め、学則改正をした場合、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第24条	○	「学校法人北海学園ガバナンス・コード」等に定め遵守している。	5-1
第26条の2	○	私立学校法が定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第33条の2	○	寄附行為第30条第2項に定め実施し、またHPで公表している。 https://www.hokkai-t-u.ac.jp/pdf/articles.pdf	5-1
第35条	○	寄附行為第5条に定め、運用している。	5-2 5-3
第35条の2	○	役員に私立学校法、寄附行為を説明し、「就任承諾書」を交わしている。	5-2 5-3
第36条	○	寄附行為第6条に定め、運用している。	5-2
第37条	○	寄付行為第8条に理事長の職務を、第11条に専務理事、常務理事について第13条に監事の職務を定め、運用している。	5-2 5-3
第38条	○	寄付行為第11条に理事の選任、第12条に監事の選任を定め、運用している。	5-2
第39条	○	寄附行為第12条に監事の兼職禁止を定め、運用している。	5-2
第40条	○	寄附行為第15条に役員の補充を定め、運用している。	5-2
第41条	○	寄附行為第17条に評議員会組織を定め、運用している。	5-3
第42条	○	寄附行為第20条に評議員会への諮問事項を定め、運用している。	5-3
第43条	○	寄付行為第20条に定め運用している。	5-3
第44条	○	寄付行為第21条に評議員の選任を定め、運用している。	5-3
第44条の2	○	寄附行為第32条の3の規定により、本条項を遵守する。	5-2 5-3

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第44条の3	○	私立学校法の規定により遵守している。	5-2 5-3
第44条の4	○	私立学校法の規定により遵守している。	5-2 5-3
第44条の5		寄付行為第28条の2に定め、運用している。	5-2 5-3
第45条	○	寄付行為第35条の2に定め、運用している。	5-1
第45条の2	○	寄附行為第28条の2に定め、運用している。	1-2 5-4 6-3
第46条	○	寄附行為第29条の3に定め、運用している。	5-3
第47条	○	寄附行為第30条の2に定め、運用している。	5-1
第48条	○	寄附行為第32条に定め、運用している。	5-2 5-3
第49条	○	寄附行為第28条に定め、運用している。	5-1
第63条の2	○	寄附行為第30条の2に情報の公表を定め、HPを通じて公表している。 https://www.hokkai-t-u.ac.jp/disclosure/	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第99条	○	大学院学則第1条に目的を定め、「大学院要覧」においても説明している。	1-1
第100条	○	大学院学則第9条に「商学研究科」を定め、置いている。	1-2
第102条	○	大学院学則第15条に修士課程及び博士後期課程の入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第155条	○	大学院学則第15条に修士課程と博士後期課程の入学資格を定め、「大学院学生募集要項」で受験資格を詳しく説明している。	2-1
第156条	○	大学院学則第15条に修士課程と博士後期課程の入学資格を定め、「大学院学生募集要項」で受験資格を詳しく説明している。	2-1
第157条	—	学校教育法第102条第2項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第158条	—	学校教育法第102条第2項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第159条	—	学校教育法第102条第2項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第160条	—	学校教育法第102条第2項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法、大学設置基準その他の法令を遵守し、教育の質保証の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院則第1条に目的及び使命を定め、東アジア地域の発展に寄与する人材を育成することに努めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者の選抜は研究科委員会での審議を経て決定している。また、組織として大学院の教務委員会が事務局となり、適切な体制で行っている。	2-1
第1条の4	○	大学学則第48条による職員組織により大学院においても、教員・事務職員等の役割分担により職務を行っている。	2-2
第2条	○	大学院学則第6条に修士課程と博士後期課程を定めている。	1-2
第2条の2	○	夜間課程を設置していない。	1-2
第3条	○	大学院学則第7条に修士課程の目的、第10条第1項に修業年限を定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第8条に博士後期課程の目的、第10条第2項に修業年限を定めている。	1-2
第5条	○	大学院に商学研究科を置き、その収容定員を16人とし基本となる組織として適当な規模内容を有している	1-2
第6条	○	商学研究科に1つの専攻を置いている。	1-2
第7条	○	本学の1つの学部と1つの研究科は、建学の精神を共有し、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	当該研究科を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の組織を置いてない	1-2 3-2 4-2
第8条	○	学部との兼務により必要な教員数を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	教員資格の審査に関する規程と資格基準を設け、データ編様式1「教員組織」欄に示す通り、基準を満たす必要な教員を置いている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第9条に専攻を単位として研究科ごとに収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則別表に課程ごとに授業科目と単位数を定め、大学院学則第35～36条に修了要件として、学位論文の審査及び最終試験の合格を定めている。	3-2
第12条	○	大学院学則第25条に定め、行っている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第3条に定めている。	2-2 3-2
第14条	○	大学院へ企業等に在職のまま入学を希望する社会人に対して、入学後も社会人が学び易いように開講している。	3-2
第14条の2	○	授業の方法及び内容、1年間の授業計画と評価基準をシラバスに明示し、研究科要覧・HPを通じて周知している。「研究科要覧」に学位論文審査基準を明示し、周知を図っている。	3-1

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第14条の3	○	学部のFD委員会と合同で研修会開催し、実施している。	3-3 4-2
第15条	○	授業科目の単位、授業の方法及び単位の授与、他の大学院での履修等、入学前の既修得単位等の認定、科目等履修生等について、大学院学則第24条、第28条、第31条、第32条、第48条、第49条に定めている。授業を行う学生数については、大学院学則第9条に定める入学定員、収容定員に応じて個別指導を行っている。なお、長期にわたる教育課程の履修については認めていない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第10条、第35条、第36条の2に定めている。	3-1
第17条	○	大学院学則第10条、第35条、第36条の2に定めている。	3-1
第19条	○	学部と共用している。	2-5
第20条	○	必要な機器、器具を備えている。	2-5
第21条	○	図書等の資料を系統的に備えている。	2-5
第22条	○	学部と共用している。	2-5
第22条の2	○	二校以上の校地として使用していないため、該当しない。	2-5
第22条の3	○	毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科、専攻の名称は、建学の精神を表した教育研究上の目的にふさわしい名称としている。	1-1
第23条	—	独立大学院ではない。	1-1 1-2
第24条	—	独立大学院ではない。	2-5
第25条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第26条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第27条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第28条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第29条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第30条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第30条の2	—	当該研究科以外の基本組織を設置していない。	3-2
第31条	—	共同教育課程を設置していない。	3-2
第32条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第33条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第34条	—	共同教育課程を設置していない。	2-5
第34条の2	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第34条の3	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第42条	○	事務組織は学部と共有している。	4-1 4-3
第42条の2	○	各センターにおいて教職員協働で情報共有に努め、連携を図り体制を整えている。	2-3

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第42条の3	○	北海道FD・SD協議会で行われている大学院生向け研修（大学教員準備講座）に関する情報の提供を行うことに努める。	2-4
第43条	○	北海道FD・SD協議会で行われている教職員向け研修に参加する機会を設けることとともに、FD・SD委員会規程に基づく他必要な取組を行うものとするに努める。	4-3
第45条	—	外国に組織を設けていない。	1-2
第46条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3
第2条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2
第3条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第4条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第5条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第6条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第6条の2	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第7条	—	専門職大学院を設置していない。	2-5
第8条	—	専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2
第9条	—	専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2
第10条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第11条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第13条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第14条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第15条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第16条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第17条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第18条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	専門職大学院を設置していない。	2-1
第20条	—	専門職大学院を設置していない。	2-1
第21条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第22条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第23条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第24条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第25条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第26条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第28条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第29条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第30条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第31条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第32条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第33条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第34条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第42条	—	専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院則第36条に定め、行っている。	3-1
第4条	○	大学院則第36条及び関係規程に定め、行っている。	3-1
第5条	○	大学院則第36条に定め、行っている。	3-1
第12条	○	「学位規程」第11条を踏まえ、文部科学大臣に報告している。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	大学通信教育を設置していない。	6-2 6-3
第2条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2
第3条	—	大学通信教育を設置していない。	2-2 3-2
第4条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第5条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第6条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第7条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第9条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2 4-2
第10条	—	大学通信教育を設置していない。	2-5
第11条	—	大学通信教育を設置していない。	2-5
第12条	—	大学通信教育を設置していない。	2-2 3-2
第13条	—	大学通信教育を設置していない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VI. 教育と研究活動一覧

専任教員一覧

令和4年5月1日現在

氏名	学科	役職	各種委員等	大学院担当
相 浦 宣 徳	商	教授	(学)／大学院教務委員	修士課程／博士後期課程
阿 部 秀 明	商	教授	商学研究科長	修士課程／博士後期課程
池ノ上 真 一	観光産業	教授	(教)／大学院教務委員	修士課程／博士後期課程
李 炯 直	商	教授	(キ)／(学)	
李 鳳	商	准教授	(術)／(国)	
伊 藤 昭 男	観光産業	教授	学長	修士課程／博士後期課程
伊 藤 寛 幸	観光産業	教授	キャリア支援センター長	修士課程
大 柳 幸 彦	観光産業	教授	(教)／(キ)	
大 友 秀 人	商	教授	(教)	
郭 倩	観光産業	講師		
坂 口 可 奈	商	講師	(学)	
澤 内 大 輔	商	准教授	(術)	修士課程
佐 藤 千 歳	商	教授	(教)	修士課程
佐 藤 博 樹	観光産業	教授	教務センター長／大学院教務委員	修士課程／博士後期課程
島 津 望	観光産業	教授	(学)	修士課程／博士後期課程
蘇 林	商	教授	(術)／(国)	修士課程
高宮城 朝 則	商	教授	(術)	
竹 野 学	観光産業	教授	学術発展センター長	
玉 井 航 太	商	准教授	(キ)	
田 村 亨	商	教授	(術)	修士課程／博士後期課程
堤 悦 子	商	教授	(キ)	
堂 徳 将 人	観光産業	教授	商学部長	
中 西 良 之	商	教授	(教)	
ニールセン ブライアン	商	教授	(教)／(国)	
橋 元 理 恵	商	教授	(術)	修士課程／博士後期課程
原 子 智 樹	商	教授	(教)／(学)	
深 澤 史 樹	商	准教授	(教)／(学)	
保 坂 智	観光産業	准教授	(学)	
細 野 昌 和	観光産業	教授	(キ)	
舩 田 佳 弘	観光産業	准教授	(術)	修士課程
松 原 英 二	商	准教授	(キ)	
水 野 俊 平	商	教授	国際交流センター長／大学院教務委員	修士課程
見 附 陽 介	商	准教授	(キ)	
村 松 祐 二	商	教授	学生支援センター長	
山 田 勅 之	観光産業	教授		修士課程／博士後期課程
劉 玟 玟	商	講師	(国)	

※五十音順。入試・広報センター委員及び各センターに所属する小委員会等の表記は除きます。

※(教) 教務センター委員 (術) 学術発展センター委員 (学) 学生支援センター委員

(キ) キャリア支援センター委員 (国) 国際交流センター委員

相浦 宣徳／AIURA Nobunori

商学科 教授

専門分野

地域物流、ロジスティクスシステム、政策シミュレーション

研究テーマ

地域物流、モーダルシフト、長距離輸送、効率的で環境に優しい持続可能なロジスティクスシステムの構築
(キーワード：地域物流、鉄道貨物輸送、長距離輸送、フェリー輸送)

担当科目

コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱ、物流システム論Ⅰ・Ⅱ、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、流通戦略論
特殊講義、交通・物流システム特殊研究Ⅱ

教育・研究への取り組み

「フィールドの臨場感をいかに授業で伝えられるか」をモットーとし、物流システムのあり方について、研究成果に基づいた教育を展開しています。

略歴

2000年：北海道大学大学院工学研究科博士後期課程修了・博士（工学）取得

2011年：北海商科大学商学部教授（現在に至る）

学位

博士（工学）（北海道大学）

所属学会

(社)日本経営工学会、日本物流学会、(社)土木学会

主な著書・論文

北海道農産品輸送のパレット化推進に関する研究～パレットをつなぐ「縦」の連携・共通の道具とする「横」の連携～，日本物流学会誌 第28号，2020

北海道物流の課題と農業分野への影響～物流分野から農業分野への問題提起～，フロンティア農業経済研究 第22巻1号，2019

新たな海陸複合一貫輸送システムによる長距離小ロット輸送の輸送時間と労働投入量の改善策，日本物流学会誌 第26号，2018

【受賞論文】日本物流学会 日本物流学会賞 長距離貨物輸送の物流労働生産性指標の提案と生産性向上に向けた考察，日本物流学会誌 第25号，2017

【受賞論文】青函共用走行問題が北海道経済へ及ぼす影響～道外移出を対象として～，創設15周年 鉄道貨物振興奨励賞 受賞論文集，2014

阿部 秀明／ABE Hideaki

商学科 教授

専門分野

環境・資源経済学、応用地域経済学、公共政策

研究テーマ

持続的発展に向けた強靱な経済・産業構造の構築と地域発展戦略の研究
(キーワード：持続的発展、レジリエンス、東アジア、地域戦略)

担当科目

コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱ、環境経済論、公共経済論、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、地域開発システム論特殊講義、研究関連特殊研究Ⅰ

教育・研究への取り組み

近年の潮流として「地域経済の強靱化（レジリエンス）」を志向することは、地域の持続的発展に貢献する点で極めて重要である。したがって、現在の研究課題も地域のおかれた空間・時間の特殊性や地域発展の循環的局面を考慮しながら、地域の持続的発展を構想し、強靱かつ地域の競争力を高める戦略について取り組んでいる。こうした研究過程で得られた知見を教材開発・講義展開等の教育面に活かすように努めたい。

略歴

1985年：北海道大学大学院環境科学研究科博士後期課程修了
1985年：北海学園北見大学商学部（現北海商科大学）講師
1987年：北海学園北見大学商学部（現北海商科大学）助教授
1998年：北海学園北見大学商学部（現北海商科大学）教授
2006年：北海商科大学に名称変更
2011年：北海商科大学 商学部長（2017年まで）
2017年：北海商科大学大学院 商学研究科 研究科長（現在に至る）
2021年：学校法人北海学園理事（現在に至る）

学位

学術博士（北海道大学）

所属学会

日本農業経済学会、総合観光学会、国際農業経済学会、北海道農業経済学会、日本物流学会

主な著書・論文

「北海道農産品輸送のパレット化推進に関する研究—パレットをつなぐ「縦」の連携・共通の道具とする「横」の連携—」（共著），日本物流学会誌，第28号，2020年
「北海道物流の課題と農業分野への影響～物流分野から農業分野への問題提起～」(共著)，フロンティア農業経済研究，第22巻，第1号，2019年
「食糧基地北海道を支える物流の役割」，フロンティア農業経済研究，第22巻，第1号，2019年
『地域経済強靱化に向けた課題と戦略』（著者），共同文化社，2018年1月
「全国経済活動における北海道・道外間鉄道貨物輸送の貢献度と北海道新幹線による貨物輸送の経済効果」（共著），日本物流学会誌，第25号，2017年

池ノ上 真一／IKENOUE Shinichi

観光産業学科 教授

専門分野

都市・地域計画論、観光まちづくり論、地域マネジメント論

研究テーマ

港町地域における地域マネジメントに関する研究、花街文化を生かした観光まちづくりに関する研究、シェアリング・ヘリテージを目指した文化遺産マネジメントに関する研究
(キーワード: 港町、海の道、地域マネジメント、都市計画、文化遺産、観光、花街)

担当科目

コンピュータ・リテラシーⅡ、環境科学論、観光地理論Ⅰ・Ⅱ、旅行企画論、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、観光環境論特殊講義、研究関連特殊研究Ⅲ

教育・研究への取り組み

グローバル化、人口減少時代において、いかなる地域マネジメントが必要であるかを探求する。その基軸となる縄文や町並み、花街などの文化遺産を捉え、いにしえから人類のグローバルな交流を生み出してきた海の道と港町に着眼し、多様性社会を創造する観光や地域間交流の活用方策について、PPP（公民連携）やソーシャルビジネスといった手段の検討に取り組んでいる。
そのため、多様な研究者や地域の主体との共同研究や地域との実践といった協働を軸として活動していきたい。

略歴

2004年: 特定非営利活動法人たきどうん 職員兼研究員
2006年: 公益財団法人日本ナショナルトラスト 事業課職員兼主任研究員
2007年: 九州大学大学院芸術工学府芸術工学専攻(博士後期課程) 単位取得退学
2010年: 北海道大学 観光学高等研究センター 特任助教・特任准教授
2013年: 北海道大学〔博士(観光学)〕取得
2014年: 北海道教育大学 国際地域学科 講師・准教授
2019年: 札幌国際大学 観光学部 教授
2022年: 北海商科大学商学部 教授(現在に至る)

学位

博士(観光学)(北海道大学)
修士(芸術工学)(九州芸術工科大学)

所属学会

日本建築学会、日本都市計画学会、日本観光研究学会

主な著書・論文

「我が国のまちづくりの現状とグローバル教育」, 『日本の科学者』2019年9月号, 日本科学者会議編集, 2019年9月
「国際地域学の地平―「国際」と「地域」をつなぐ視座―」(共著), 『国際地域研究』第1巻, 大学教育出版, 2019年3月
「事例2・1 函館: 北の開港都市のシェアリングヘリテージ」, 「事例2・2 小樽: シェアリングヘリテージによる都市再生の模索」, 『初めて学ぶ都市計画第二版』(共著), 市ヶ谷出版社, 2018年3月
「デスティネーション・マネジメントは必要か〜地域課題解決に果たす観光の役割」, 『CATS叢書 観光地域マネジメント寄附講座10周年記念 観光創造学へのチャレンジ』(共著), 北海道大学観光学高等研究センター, 2017年3月
「竹富島における生活の持続のためのソーシャル・イノベーションに関する研究」, 北海道大学学位論文 博士(観光学), 2013年3月

李 炯直 / Heyungjik LEE

商学科 教授

専門分野

労働経済・教育経済・現代韓国社会

研究テーマ

韓国社会における少子高齢化や高学歴化などの社会構造の変化をはじめ、性別・地域・学歴などの属性によって発生する韓国社会の両極化に注目し、関連データを通じて分析・検討を行う。

(キーワード：韓国社会、高等教育、人的資本、人的流動性)

担当科目

日本文化と東アジアA、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、現代韓国経済論、応用経済A・B、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

グローバル化の現在における世界諸国の経済・社会・文化をより深く理解するため、英語で書かれている新聞記事や学術論文等を主な資料として積極的に教育や研究に活用しながら、グループワークや個人プレゼンテーション、ディベートなどを通じて幅広い視点からその動向分析ができる努力に取り組んでいる。

略歴

1998年：韓国航空大学工学部卒業

2004年：University of Saskatchewan, Canada 経済学部卒業

2006年：University of Saskatchewan, Canada 大学院経済学研究科 修士課程修了

2010年：北海道大学大学院経済学研究科博士後期課程修了

2010年：北海道大学専門研究員

2011年：北海商科大学准教授

2017年：University of Lethbridge, Canada Exchange professor

2019年：北海商科大学教授（現在に至る）

学位

学士（航空機械工学）（韓国航空大学）

学士（経済学）（University of Saskatchewan）

修士（経済学）（University of Saskatchewan）

博士（経済学）（北海道大学）

所属学会

日本カナダ学会、現代韓国朝鮮学会、日本比較文化学会

主な著書・論文

李 炯直 (2022)「第3章 カナダの産業における国際競争力の現状」李炯直ほか『カナダの産業とイノベーション政策及び自由貿易協定の影響調査』国際貿易投資研究所、pp. 24-35。

李 炯直 (2018)「グローバル時代における日本人の海外留学動向とカナダ高等教育の受け入れ策」『カナダ研究年報』第38号、pp. 53-60。

李 炯直 (2018)「韓国における大学構造改革—その社会的背景と今後の課題—」『比較文化研究』第132号、pp. 127-138。

Heyungjik LEE “Recent Trends in Post-secondary Japanese Students Studying Abroad: Welcome News for Canada” Inside Higher Education The World View, February 2018.

Heyungjik LEE “The new trend of Canadian nursing education and baccalaureate-diploma wage differentials in Quebec” Economics Bulletin, Vol.29 No.3 pp.2276-2293, 2009.

Heyungjik LEE “The regional education-based wage differentials: the case of Canadian registered nurses” Economic Journal of Hokkaido University, Vol.38 pp.13-36, 2009.

Heyungjik LEE “The value of nursing education in Canada: the choice of diploma or baccalaureate degree” Economics Bulletin, Vol.9 No.23 pp.1-14, 2008.

李 鳳／LEE Bong

商学科 准教授

専門分野

韓国語学、日本語学、日韓対照研究

研究テーマ

ヘッジ (hedge) 表現の日韓対照研究

(キーワード: ヘッジ、ポライトネス、語用論)

担当科目

韓国語会話・作文Ⅰ・Ⅱ、PAL (専門職韓国語)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

現在行っている日本語と韓国語の語用論研究を継続し、理論研究・実証研究を通じて日本人と韓国人のポライトネスの類似点と相違の解明に努める。また、ポライトネスの知見を活かしながら、理論的・実証的根拠に則った大学韓国語教育のあり方を検討し、それを教育面で実践する。

略歴

2005年: 北海道大学大学院国際広報メディア研究科修士課程修了

2005年: 藤女子大学、北星学園大学、北海道大学、北海商科大学など非常勤講師 (～2015年)

2013年: 北海道大学大学院国際広報メディア研究科博士課程修了

2013年: 日本司法通訳士

2014年: 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院助教 (～2015年)

2016年: 北海商科大学商学部講師

2018年: 北海商科大学商学部准教授 (現在に至る)

2020年: 北海学園札幌高等学校 カリキュラムアドバイザー

学位

博士 (国際広報メディア) (北海道大学)

所属学会

朝鮮学会、日本韓国語教育学会、韓国日本文化学会、多文化関係学会、朝鮮語教育学会など

主な著書・論文

「日本語と韓国語の敬称接尾辞の対照研究 ―『さん』を中心に―」(単著)、『比較文化研究』、146号、2022年

「日本語の待遇表現『～(さ)せていただく』に関する考察―発話行為理論の観点から―」(単著)『北海商科大学論集』、第9巻、1号、2020年

「Korean Language Learning Strategies of Japanese Hokkai School of Commerce Students」(共著)『韓国語学』、韓国語学会、第85巻、2019年

『日本語学研究の最前線』(共著)、チェックサラン、2012年

『言語表現を通して見た韓日言語文化』(共著)、J&C、2009年

伊藤 昭男／ITO Akio

観光産業学科 教授

専門分野

地域観光論、資源・環境政策論、都市・地域経済学

研究テーマ

観光振興と地域経済とのインタラクションに関する研究
(キーワード：観光、地方変革、中国・台湾、東アジア、資源創造)

担当科目

経済システム理論Ⅰ・Ⅱ、比較企業形態論、現代中国経済論、地域観光論、東アジア地域振興論特殊講義、研究関連特殊研究Ⅳ

教育・研究への取り組み

これまでの研究を基礎に人口減少社会における「暮らし」についても研究し、教育にも反映させたい。

略歴

1992年：北海道大学大学院環境科学研究科博士課程修了

学位

博士（環境科学）（北海道大学）

所属学会

北海道地域観光学会（初代会長）、AIEST（International Association of Scientific Experts in Tourism）、応用地域学会

主な著書・論文

著書

単著：『観光ビジネス・エコノミクス概論』批評社、2017年。

単著：『現代中国の資源戦略』HINAS、2012年。

単著：「中国の都市化戦略について—比較的視点を含めて—」、西川・谷・凌（編著）『北東アジア地域協調体制の課題』第7章（153-157頁）所収、現代史料出版、2009年。

編著：『地域の自立的発展と空間構造』現代史料出版、2008年。

論文

単著：「エネルギー転換を通じた質的社会経済転換」『東アジア評論』（長崎県立大学東アジア研究所）Vol.11, 107-117頁、2019年3月。

単著：「財源の観点からみた日本のDMOにおける本質的課題」『北海道地域観光学会誌』第6巻第2号、1-10頁、2019年。

伊藤 寛幸／ITO Hiroyuki

観光産業学科 教授

専門分野

アグリツーリズム、ヘリテージツーリズム、コンテンツツーリズム

研究テーマ

観光価値の経済評価

(キーワード：観光価値、経済評価)

担当科目

経済と社会の仕組みⅡ、コンピュータ・リテラシーⅡ、観光事業論Ⅰ、観光産業論Ⅰ・Ⅱ、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、観光産業論特殊講義

教育・研究への取り組み

遷移する観光の経済的価値の変化を把握するとともに、観光価値の経済評価の試みを通じて、観光産業学の学問的深奥を探究していく。

略歴

2003年：北海道大学大学院 農学研究科生物資源生産学専攻 博士後期課程修了

2018年：北海商科大学商学部准教授

学位

博士（農学）（北海道大学）

所属学会

北海道地域観光学会、北海道農業経済学会

主な著書・論文

著書

執筆分担：「動物とのふれあいによる癒しの創出 ―ふれあいファームにおけるアニマルウェルフェアの実践―」
矢部光保（編著）『草地農業の多面的機能とアニマルウェルフェア』第7章（172-190頁）所収、筑波書房、2014年。

執筆分担：「表明選好法による農業・農村政策の便益評価と便益移転」、出村克彦・山本康貴・吉田謙太郎（編著）
『農業環境の経済評価：多面的機能・環境勘定・エコロジー』第Ⅱ部 第3章（43-91頁）所収、北海道大学出版会、2008年。

論文

伊藤寛幸「観光資源としてのふれあいファームの地域特性分析」、北海道地域観光学会誌、第5巻第1号、2018年。

伊藤寛幸「観光事業に資する観光客動向の把握について」、北海道地域観光学会誌、第5巻第1号、2018年。

共著：「CVMによる海岸環境保全便益の経済評価」『農業農村工学会誌』第81巻7号、38-39頁、2013年7月。

共著：「農業農村整備による畑地景観形成の経済評価 ―北海道十勝地域における畑総事業を事例として―」『農経論叢』第63集、85-95頁、2008年6月。

大柳 幸彦／OYANAGI Yukihiko

観光産業学科 教授

専門分野

情報科学、観光学、複雑系工学

研究テーマ

観光地、特にリゾート地域における観光危機管理に関する研究

(キーワード：観光情報、観光危機管理、リゾート地域)

担当科目

現代社会と情報ネットワークA・B、観光学Ⅱ、観光情報学Ⅰ・Ⅱ、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

観光情報学の一分野として、自然災害時における観光危機管理の研究を行っているが、パンデミックも観光危機要因の一つであり、コロナ禍収束を見据えた観光産業の復興が喫緊の課題である。

略歴

2009年：北海道大学大学院情報科学研究科複合情報学専攻博士後期課程修了

学位

博士（情報科学）（北海道大学）

所属学会

観光情報学会、北海道地域観光学会、International Society for Tourism Research、廃棄物資源循環学会

主な著書・論文

『Intelligence analysis of hurricane measures in the tourist city of Honolulu』Journal of Global Tourism Research, 2019年

『Detecting Collapsed Houses from Image Data for Estimating Amount of Disaster Debris』2016 International Conference on Civil, Architecture and Environmental Engineering, Taipei, 2016年

『Analyses of a Waste Management Company Activities in the Great East Japan Earthquake』The 3rd 3R International Scientific Conference on Material Cycles and Waste Management, Hanoi, 2016年

大友 秀人／OHTOMO Hideto

商学科 教授

専門分野

カウンセリング心理学、教育心理学

研究テーマ

構成的グループエンカウンター研究 サイコエジュケーション、教師のサポート
(キーワード：授業、カウンセリング、シェアリング)

担当科目

社会文化ゼミナール、職業指導Ⅱ、教育心理学、特別活動論、生徒・進路指導論、臨床教育学、教師論、教育課程論、教育方法論

教育・研究への取り組み

学生の主体的・自主的な学ぶ意欲を促すような対話のある授業をシェアリング（分かち合い）しながら単に知識の量を増やすことより、思考方法を獲得することを模索する。研究の柱として、構成的グループエンカウンターやサイコエジュケーションなど、グループアプローチを主しながら学校現場に役立つものを学生と深めていく。

略歴

1981年：北海道大学工学部卒業
1993年：筑波大学大学院教育研究科修了
2001年：青森明の星短期大学助教授
2004年：青森明の星短期大学教授
2009年：北海商科大学教授（現在に至る）

学位

博士（心理学）（東京成徳大学）

所属学会

日本教育カウンセリング学会、日本カウンセリング学会

主な著書・論文

タブレットでふれあうエンカウンター、図書文化、2021
不登校の予防と対応、図書文化、2020
エンカウンターに学ぶグループ学習10のスキル、図書文化、2019
特別活動として高校の学年で行ったSGEの実践研究～新学習指導要領完全実施に向けて～、「学校教育相談研究」22号、2018
アクティブラーニングと新学習指導要領を見据えた教育カウンセリングの課題、「学校教育相談研究」21号、2017

郭 倩／GUO Qian

観光産業学科 講師

専門分野

観光学、観光発展史

研究テーマ

観光発展史におけるマス・ツーリズムの展開、東アジア地域の観光開発
(キーワード：観光発展史、観光政策、観光交通、アジア観光、エアライン・ビジネス)

担当科目

特殊講義Ⅰ（現代ビジネスA）、特殊講義Ⅱ（現代ビジネスB）、特殊講義Ⅲ（観光発展史A）、特殊講義Ⅲ（東アジア観光A）、特殊講義Ⅳ（観光発展史B）、特殊講義Ⅳ（東アジア観光B）、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

現在は中国のマス・ツーリズムの変容と農村観光を研究テーマとしている。またこれからは、中国の観光産業の動向や世界の新しい観光潮流をできるだけ多く、かつ学際的に研究し、アジア地域のこれからの観光発展課題と、中国と日本がそれにどのように対応していくかについて研究していきたい。また、講義においては、学生との交流を重視し、外国の観光資源と外国人観光客の動向を紹介し、それらに対する理解を深めることによって、グローバルな感覚を持った人材の育成に取り組みたい。

略歴

2014年：北海商科大学大学院 商学研究科 修士課程 修了
2017年：北海学園北東アジア研究交流センター 職員、研究員
2020年：北海商科大学大学院 商学研究科 博士後期課程 修了
2022年：北海商科大学商学部 講師

学位

博士（商学）（北海商科大学）

所属学会

日本観光研究学会、北海道都市地域学会、北海道地域観光学会

主な著書・論文

『観光発展史におけるマス・ツーリズムの意義と展望』（単著）現代史料出版、2021年
「『観光年テーマ』から見る中国の観光政策の変遷」『日本観光研究学会第33回全国大会』2018年
「LCCの観光活動における役割について―次世代のLCCの認識を中心として―」北海道都市地域学会『都市学研究51』2014年

坂口 可奈／SAKAGUCHI Kana

商学科 講師

専門分野

政治学、シンガポール地域研究、東南アジア政治

研究テーマ

シンガポールの国家建設、観光政策、移民政策
(キーワード：国家建設、ネーション・ブランディング)

担当科目

国際社会と安全保障A・B、国際関係論（政治学を含む）、特殊講義Ⅰ（ASEANの政治と経済A）、特殊講義Ⅱ（ASEANの政治と経済B）、特殊講義Ⅱ（シンガポールの政治経済）、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

国際関係やASEAN地域研究を通して、「～を学ぶ、～から学ぶ、～を通して学ぶ」姿勢を身につけられるような講義を心がけています。（講義を）聞いて理解し、（講義をもとに）自分で問いを立てて自分の頭で考え、（自分の考えを）書いて人に伝えること、を1セットとしてすべての講義を行っています。

略歴

2014年：早稲田大学大学院 政治学研究科修了、博士（政治学）取得
2015年：早稲田大学政治経済学部助手
2018年：北海商科大学商学部講師

学位

博士（政治学）（早稲田大学）

所属学会

国際文化学会、日本国際観光学会

主な著書・論文

（共著）『神奈川から考える世界史一歩いて、見て、感じる歴史』、えにし書房、2021年
（共著）『遠隔でつくる人文社会学知』、雷音学術出版、2020年
（単著）『シンガポールの奇跡―発展の秘訣と新たな課題―』、早稲田大学出版部、2017年

澤内 大輔／SAWAUCHI Daisuke

商学科 准教授

専門分野

農業経済学

研究テーマ

サプライチェーンリスク管理を応用した食料安全保障の評価手法開発
(キーワード：農産物貿易、食料安全保障、リスク管理)

担当科目

国際経済の動きA・B、経済と社会の仕組みⅠ・Ⅱ、比較経済論B、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、東アジア経済論特殊講義

教育・研究への取り組み

学生の皆さんにはゼミや講義を通じて、社会に出ても役立つ「学ぶ方法や姿勢」を身に着けてほしいと考えています。私自身も幅広い研究テーマにチャレンジし、その経験を教育にフィードバックしていきたいと考えています。

略歴

2008年：北海道大学大学院農学研究科博士後期課程修了・博士（農学）取得

2009年：農林水産省農林水産政策研究所・研究員

2015年：北海道大学大学院農学研究院・講師

2022年：北海商科大学商学部・准教授（現在に至る）

学位

博士（農学）（北海道大学）

所属学会

日本農業経済学会、北海道農業経済学会、地域農林経済学会、北海道地域観光学会、システム農学会

主な著書・論文

澤内 大輔・國井 大輔（2014）「家庭における木質バイオマス利用の影響評価手法の開発：岩手県西和賀町の薪利用を事例とした実証分析」『バイオエネルギーの活用とその評価』：39-79.

澤内 大輔・棧敷 孝浩（2011）「排出量取引制度下における省エネルギー機器投資の経済性評価：バラ切花農家によるヒートポンプ導入のリアル・オプション分析」『日本農業経済学会論文集』：196-202.

澤内 大輔・倉岡 恭子・棧敷 孝浩・渡久地 朝央・山本 康貴（2009）「農業体験型修学旅行に対する高校生の評価」『農林業問題研究』45(1)：133-136.

澤内 大輔・増田 清敬・山本 康貴・出村 克彦（2007）「自由貿易協定締結が環境に及ぼす影響予測：日本・ニュージーランド間自由貿易協定締結を事例とした余剰窒素分析」『日本農業経済学会論文集』：367-370.

佐藤 千歳／SATO Chitose

商学科 教授

専門分野

現代中国社会学研究、現代中国宗教研究、東アジアメディア研究

研究テーマ

現代中国の政教関係、中間集団論、中国のキリスト教会
(キーワード：中国、宗教、キリスト教、政教関係)

担当科目

IT&メディアA・B、現代中国論A・B、東アジア政治思想A・B、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、特別講義

教育・研究への取り組み

授業では、日本の隣人であり、グローバルな影響力を強める中華人民共和国について、最近の研究動向を参照しながら、安定的な日中関係を築く妨げとなっている課題を各自で探り、地域の将来像について自分なりの展望を持つことを目指します。また授業ではICTを活用し、学生が主体的に情報発信を行うトレーニングの場ともなるよう、内容を設計しています。

略歴

2000年：東京大学教養学部地域文化研究学科卒業
2000年：北海道新聞入社
2005年：中国「人民日報」、訪問記者
2010年：北海道新聞北京支局長
2013年：北海商科大学商学部准教授（現在に至る）
2017年：北海道大学大学院文学研究科修士課程修了

学位

修士（文学）（北海道大学）
学士（教養）（東京大学）
学士（文学）（早稲田大学）

所属学会

日中社会学会、日本社会学会、宗教と社会学会、北海道社会学会、日本現代中国学会

主な著書・論文

『中国・台湾・香港の現代宗教』明石書店、2020年
『アジアの公共宗教』北海道大学出版会、2020年
「宗教の利用から監督への後退」『21世紀東アジア社会学』第10号、2019年
「基督教信仰と残障児童教育（プロテスタント信仰と障がい児教育）」『中国法律与宗教觀察』11巻2号、2018年
「中国浙江省におけるキリスト教会取締りと信仰維権」『日中社会学研究』25号、2017年
「教会破壊に乗り出した習近平政権」『文藝春秋』、2014年7月号
『インターネットと中国共産党』講談社、2009年

佐藤 博樹／SATO Hiroki

観光産業学科 教授

専門分野

地域開発環境論、環境経済論、地域経済論

研究テーマ

持続可能な発展に向けた地域開発・環境政策・観光事業に関する研究
(キーワード：資源循環型社会、低炭素社会、観光事業)

担当科目

経済システム理論Ⅰ・Ⅱ、コンピュータ・リテラシーⅠ・Ⅱ、観光事業論Ⅱ、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、
地域開発環境論特殊講義、観光振興政策特殊研究Ⅱ

教育・研究への取り組み

教育面では、商学部生に求められる理論的実践的知識を伝え、マネジメントスキルとしてのビジネスデータ分析力とプレゼン力を向上させる指導を通して、いわゆる社会人基礎力の養成を図るよう努めたい。研究面では、地域環境共生事業に関して、事業の経済性や住民の環境に対する認識と行動、地域観光振興との関係性等について理論的実証的に明らかにするテーマに取り組みたい。

略歴

北海道大学大学院地球環境科学研究科博士後期課程修了

学位

博士（地球環境科学）（北海道大学）

所属学会

日本地域学会、環境経済・政策学会、北海道都市地域学会

主な著書・論文

単著

『地域環境共生事業の経済評価』（HINAS、2012年）

共著

『地域経済の進化と多様性』（泉文堂、2013年）

『北東アジア地域協調体制の課題』（現代史料出版、2009年）

論文

「森林環境資源と人的資源を活かした持続可能な地域観光事業のマーケティング戦略—森林セラピー基地「信州信濃町 癒しの森（R）事業」のケースを中心に—」『森林機能を活用した快適空間の創造に関する研究』、平成26～29年度科学研究費補助金研究成果報告書、143-182頁、2018年

「地域農業の自給力強化と地域ブランド農産物輸出の役割—地域ブランド野菜「十勝川西ながいも」のケースを中心に—」『国内農業の自給力強化策と東アジア食糧需給戦略に関する計量経済学的研究』、平成23～26年度科学研究費補助金研究成果報告書、119-161頁、2015年

島津 望／SHIMAZU Nozomu

観光産業学科 教授

専門分野

事業システム論

研究テーマ

地域産業と社会的ネットワーク

(キーワード：社会的ネットワーク、地域産業、ローカル経済)

担当科目

特殊講義Ⅰ (SDGs論)、特殊講義Ⅰ (マーケティング特論A)、特殊講義Ⅱ (マーケティング特論B)、特殊講義Ⅱ (社会保障論)、特殊講義Ⅲ (農山村再生論A)、特殊講義Ⅳ (農山村再生論B)、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、経営管理論特殊講義、マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ

教育・研究への取り組み

大学で身につけるべきことは、何事に対しても無条件に受け容れることなく、自分自身で思考し、根拠に基づいて判断し、自身の考えを表明できる能力を身につけることである。そうした観点に基づいて、深く思考する能力を育てる方針で教育をおこなっている。

略歴

神戸大学大学院 経営学研究科 博士後期課程修了

上智大学 総合人間科学部 教授 (2012年3月まで)

北海商科大学 商学部 教授 (2012年4月より)

学位

博士 (経営学) (神戸大学)

所属学会

日本商業学会

主な著書・論文

「福祉サービスの組織と経営 (第5版)」 (共著)、中央法規、2017年

「観光地のアメニティ」 (共著)、白桃書房、2012年

「介護イノベーション」 (共著)、第一法規、2011年

「地域医療・介護のネットワーク構想」 (共著)、千倉書房、2007年

「医療の質と患者満足」、千倉書房、2005年

蘇 林／SU Lin

商学科 教授

専門分野

中国語、中国文化、植民地教育、中日文化の比較

研究テーマ

中国企業の企業文化構築の課題―「中華思想」から見る中日「和」文化の差異、「観光立国」戦略への考察
(キーワード: 企業文化、経営人心、和文化)

担当科目

中国語Ⅰ・Ⅱ、中国語会話・作文Ⅰ・Ⅱ、PAL(専門職中国語)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、海外中国語、社会と経済(中国)、アジア語学特殊講義(中国語)、中国文化論特殊講義

教育・研究への取り組み

日本人履修者を対象にした中国語発音の難点、法則の習得上の教授法を研究し、異文化間コミュニケーション応用言語的特徴などの実証研究を通じて日本人の中国語習得プロセスの解明に努め、理論的・実証的根拠に基づき、大学における中国語教育のあり方を検討しながら実践することである。

略歴

1983年: 北京第二外国語学院分院日本語学科卒

1987年: 中国内蒙古自治区政府第4期国費留学生(岡山理科大学)

2009年: 北海学園商科大学商学部 教授

学位

なし

所属学会

日本現代中国学会、日本国際教育学会、東アジア教育文化学会

主な著書・論文

単・共著

「中国語教育実践における漢字の構造と思考様式との関係についての一考察」(『北海商科大学論集』第11巻第1号 2022年)

「『コロナ禍』の中国における国内観光の現状と課題に関する考察―2020年上半期の『祝祭日連休』の国内観光実態を通して―」(北海道地域観光学会誌第7巻第2号 2020年)

『北東アジア地域協調体制の課題』(現代史料出版 2009年8月)

『東アジアの国民国家形成とジェンダー』(青木書店 2007年7月)

『現代中国のジェンダー』(明石書店 2005年12月)

『批判植民地教育史認識』(社会評論社 2000年)

高宮城 朝則／TAKAMIYAGI Tomonori

商学科 教授

専門分野

マーケティング論、流通論

研究テーマ

地域流通の歴史分析

(キーワード: 流通、マーケティング・チャネル、地域、北海道)

担当科目

マーケティングⅠ・Ⅱ、流通論、広告論、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

大学で学ぶ意義はいろいろありますが、学生の皆さんに身につけてもらいたいと願うのは、本を読むことと文章を書くことです。私はマーケティング、流通論、広告論などを担当していますが、授業やゼミナールではこれらがスキルとして身につけられるように、課題やレポートを出しています。

略歴

1987年: 神戸大学大学院経営学研究科博士(後期)課程単位取得満期退学

1987年: 小樽商科大学商学部講師

1997年: 小樽商科大学商学部教授

2018年: 小樽商科大学商学部特任教授

2020年: 北海商科大学商学部教授(現在に至る)

学位

商学修士(神戸大学)

所属学会

日本商業学会、日本マーケティング学会

主な著書・論文

「マーケティング研究における国際コミュニケーション問題」商学論究 52巻4号、2005年

『卸売企業の経営と戦略』編著、同文館出版、1997年

竹野 学／TAKENO Manabu

観光産業学科 教授

専門分野

日本経済史

研究テーマ

1. 日本人の植民地への人口移動
 2. 植民地樺太（サハリン）の経済史
 3. 植民学の形成・展開について
 4. 植民地喪失後の日本および北海道の経済史
- （キーワード：植民地、人口移動、移民、樺太、植民学、引揚げ）

担当科目

社会文化ゼミナール、経済と社会の仕組みⅠ・Ⅱ、北海道経済論、日本経済論A・B、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

これまでの私の研究では日本の領土が拡大・縮小した際の人や企業の移動、およびそれに伴う経済活動について調べてきた。いわゆる人口移動（および引揚げ）や企業進出という分野であり、主に北海道や樺太（サハリン）を対象として研究を行ってきた。

講義では、こうした研究の背景となる日本経済・北海経済について、産業史・企業史などの観点から教授している。

略歴

2003年：北海道大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学

2003年：北海道大学大学院経済学研究科助手（-2005年）

2005年：札幌医科大学医学部非常勤講師（-2010年）

2011年：北海商科大学商学部准教授

2015年：北海商科大学商学部教授（現在に至る）

学位

博士（経済学）（北海道大学）

所属学会

政治経済学・経済史学会、社会経済史学会、日本農業史学会、日本植民地研究会、北海道史研究協議会、サハリン・樺太史研究会

主な著書・論文

「日本における近代サハリン・樺太史研究の動向その1——政治・外交・軍事・経済」（北海道大学大学院文学研究科北方研究教育センター『北方人文研究』第13号、2020年3月）

「樺太からの日本人引揚げ（1945～49年）——人口統計にみる」（今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究——国際関係と地域の視点から』日本経済評論社、2016年、所収）

「サハリン住民と日本・ソ連の軍政」、「真岡郵便局事件」（坂本悠一編『地域のなかの軍隊7 帝国支配の最前線』吉川弘文館、2015年、所収）

「植民地と工業化」（中西聡編『日本経済の歴史』名古屋大学出版会、2013年、所収）

「保障占領下北樺太における日本人の活動（1920～1925）」（『経済学研究（北海道大学）』第62巻第3号、2013年2月）

「1940年代における樺太農業移民政策の転換——樺太からみる近代日本の植民地農業移民」（日本農業史学会『農業史研究』第43号、2009年3月）

「樺太」（日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年、所収）

玉井 航太／TAMAI Kota

商学科 准教授

専門分野

心理学（社会心理学・コミュニティ心理学・環境心理学）

研究テーマ

地域コミュニティにおける社会・物理的環境の影響

在日外国人コミュニティにおける社会関係資本

大学における教育環境

（キーワード：コミュニティ・社会的環境・物理的環境）

担当科目

文化心理学A・B、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、社会調査方法論A・B、地域コミュニティ論、情報社会と統計

教育・研究への取り組み

心理学の観点から人のつながりとしてのコミュニティについて研究しています。特に、地域コミュニティにおける安全や外国人受容について焦点を当てており、教育においても研究で扱っている事柄を学生と一緒に考えていきたいと思っています。

略歴

2008年：明星大学人文学部非常勤講師（-2013年）

2012年：国際基督教大学教育研究所研究員

2012年：国際基督教大学大学院教育学研究科博士後期課程修了

学位

博士（教育学）（国際基督教大学）

所属学会

日本心理学会、日本社会心理学会、日本コミュニティ心理学会、Society for Community Research and Action 他

主な著書・論文

エビデンスに基づく教育のための縦断データの解析方法 国際基督教大学学報, I-A 教育研究, 59, 5-16, 2017（共著）

エンパワーメント評価の原則と実践：教育、福祉、医療、企業、コミュニティ介入プログラムの改善と活性化にむけて（共訳）、風間書房、2014, D.フェッターマン（編著）、A.ワンダーズマン（編著）、笹尾 敏明（監訳）

日本の大学生における異文化受容態度に対する犯罪被害リスク認知と異文化接触の関連性の検討 北海商科大学論集, 3(1), 27-45, 2014（単著）

ライフコース研究の技法 ―多様でダイナミックな人生を捉えるために（共訳）、赤石書店、2013, グレン・H・エルダー、Jr.（編著）、ジャネット・Z・ジール（編著）、本田 時雄（監訳）、岡林 秀樹（監訳）

ICUの平和教育と教育環境としてのコミュニティ感覚の関連性の検討 国際基督教大学学報 I-A教育研究(53), 105-120, 2013（共著）

田村 亨／TAMURA Tohru

商学科 教授

専門分野

東アジアの地域計画、商業空間整備、ロジスティクス

研究テーマ

北海道国際輸送プラットフォームによる東アジアへの商流展開

北極海航路を活用した東アジア－欧州間のロジスティクス

空港コンセプションがもたらす東アジアの航空ネットワーク再編

立地適正化計画による商業空間の拠点整備

(キーワード：東アジア、商流、ロジスティクス、北極海航路、空港民営化)

担当科目

東アジア比較開発A・B、地域交通体系論、流通戦略論Ⅰ・Ⅱ、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、特別講義、研究関連特殊研究Ⅱ

教育・研究への取り組み

教育；流通、地域開発に関わる「理論・実証と政策」をバランスよく学んで欲しいと考えます。授業においては、学生と教員との間のコミュニケーションを大切に、共に育む（共育の）場を作って行きたいと考えています。研究；国内外の地域づくりを対象に、「科学とは何か」という論理的思考を心がけています。このことにより専門分野以外の研究者との議論が活発化し、多くの「新しい気づき」ができると考えています。

略歴

1983年：北海道大学大学院 工学研究科 博士後期課程修了

1983年：東京工業大学 工学部 助手

1986年：北海道大学 工学部 助手

1989年：筑波大学 社会工学系 講師

1991年：室蘭工業大学 工学部 助教授

(1991年6月－8月 文部省短期在外研究員 アジア工科大学・客員研究員)

(1997年度 JICAチーフ・アドバイザー フィリピン大学・客員教授)

2002年：室蘭工業大学 工学部 教授

2012年：北海道大学大学院 工学研究院 教授

2017年：北海商科大学 商学部 教授（現在に至る）

学位

工学博士（北海道大学）

所属学会

世界交通学会（WCTRS）、東アジア交通学会（EASTS）、日本交通学会、土木学会、日本都市計画学会

主な著書・論文

著書

『みなとが紡ぐ未来』，ウェイツ，2020年

『Northern Sea Route shipping, current status and feasibility』Routledge, pp43-63, 2018.

『土木計画学ハンドブック』，コロナ社，2017年

論文

『有識者会議の活性化を目的とした「場」のリデザインの実践報告』、土木学会実践論文集研究発表会発表論文集、No.2, 2020年

『地方空港のインバウンド需要を増加させる航空ネットワークの戦略』、土木学会北海道支部平成30年度年次技術研究発表会，2019年

『地方航空ネットワークにおける公共計画の必要性』、土木学会土木計画学研究，No.57，2018年

堤 悦子／TSUTSUMI Etsuko

商学科 教授

専門分野

アントレプレナーシップ論（企業家の態様・企業家の機能論）、国際ビジネスコミュニケーション論（国の競争優位）、人的資源管理論（人材の流動性）、経営学（中小企業の医療機器開発、個人経営の酪農）

研究テーマ

北海道の競争力（北海道酪農と地域社会、日本における北海道の競争優位）

制約産業における中小企業のマネジメント（中小企業の医療機器開発、ファミリービジネス、創業者・二代目創業者）

（キーワード：競争優位、北海道の企業、ファミリービジネス、制約産業、酪農経営）

担当科目

特殊講義Ⅰ（経営学の基礎）、人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ、アントレプレナーシップ論、国際ビジネスコミュニケーション、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

教育については学生の自律性と思考力を涵養している。研究は、自由主義取引経済を動かしている根本原理を再考察し、組織論（経営学・日本的経営）の限界、原理の運用を実効あらしめるためのコーポレートガバナンスコードなどについて考察している。

略歴

一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学、大阪大学大学院国際公共政策研究科博士号取得、追手門学院大学国際経済学部、青山学院大学国際政治経済学部非常勤講師などを経て

2006年：北海商科大学商学部准教授

2012年：北海商科大学商学部教授

学位

博士（国際公共政策）（大阪大学）

修士（国際学）（大阪外国語大学）

学士（英語学）（神戸市外国語大学）

法学士（神戸大学）

所属学会

日本労務学会、経済地理学会、経営史学会、国際ビジネス研究学会、異文化経営学会、日本ベンチャー学会

主な著書・論文

（共著）『第二次世界大戦の遺産 アメリカ合衆国』大学教育出版社，2015年

（論文）『九州経済学会年報52集』『新規学卒者の一括採用の再考察』九州経済学会，2014年

（共著）『北東日本の地域経済』，経済地理学会北東支部，2012年

（共著）『北海道の企業3』，北海道大学出版会，2012年

（共著）“GLOBAL MANUFACTURING PROBLEMS” ‘A Comparative Study of Japanese and American Medical Device Industries’，Journal of Machine Engineering: Vol.11, No.3, Wroclaw Bard of Scientific Technological Societies Federation NOT. 2011年

堂徳 将人／DOUTOKU Masato

観光産業学科 教授

専門分野

教育経営学（学校経営、教育課程経営、教育制度）、教科教育学（公民・地歴・社会）

研究テーマ

学校経営の改善（教育目標の具現化・学校評価・地域教育経営を軸として）について、新しい時代の公民教育の推進について、社会に開かれた教育課程の推進について、新教育課程への移行期に向けた教育課程経営の在り方について

（キーワード：カリキュラム・マネジメント、クロスカリキュラム、コミュニティ・スクール、小中高一貫と高大連携、高大接続の一体的改革、社会に開かれた教育課程、シティズンシップ、主権者教育、市民性・社会性教育、公民科「公共」）

担当科目

異文化ゼミナール、公民科教育法Ⅰ・Ⅱ、教育原理、教育経営論、教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、教職実践演習（高）

教育・研究への取り組み

教育では、本学の建学の精神と教育目標の具現化を目指して、学生の個別最適化した協働的な学びの推進を図る。研究では、今日教育改革の理念としての「社会に開かれた教育課程」を実現する教育経営の創造（縦横のインテグレーションの方策）をクロスカリキュラムを軸に探求していく。社会貢献では、主権者教育アドバイザー（総務省）として北海道の高大連携による18歳市民力の育成を目指し、教育関係団体との協働をもとに地域教育経営の改善に寄与する。

略歴

1978年：道立高校社会科教諭

1994年：北海道立教育研究所教育経営研究部教育方法研究室長

1997年：北海道教育委員会（高校教育課等）

2003年：北海道立高等学校教頭・校長を経て

2008年：現職（北海商科大学教授）

学位

経済学士（北海学園大学）（地歴・公民科専修免許）

所属学会

日本教育経営学会、日本カリキュラム学会、日本公民教育学会、日本教育学会、北海道高等学校教育経営研究会事務局長、北海道高等学校政治経済研究会顧問

主な著書・論文

著書

『社会に開かれた教育課程を実現する高校』2019年（学事出版）

『高校生を主権者に育てる～シティズンシップ教育を核とした主権者教育』2015年（学事出版）

『高校教育の未来～90年代からの軌跡と2030年の展望～』2012年（学事出版）

『公民教育の新展開』2011年（学事出版）

論文

『移行期における教育課程経営上の課題と課題解決の方策』（北海商科大学論集第2巻）

『教育目標の具現化に関する研究』（北海道立教育研究所研究紀要125号）

『クロスカリキュラムの推進に関する一考察』（北海道教育138号）

中西 良之／NAKANISHI Yoshiyuki

商学科 教授

専門分野

税務会計、財務会計、租税法

研究テーマ

1. 法人税法と企業会計との関連性
 2. 内国租税法と外国租税法との調整（国際的二重課税の排除）
 3. 国際課税と国際会計基準のフレームワークに関する分析
 4. 日本の中小企業会計と外国の中小企業会計との比較
 5. 非営利法人の会計と税務
- （キーワード：法人税法、国際税務、中小企業会計、国際会計基準）

担当科目

アカウンティングⅠ・Ⅱ、財務諸表論、原価計算論、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、税務会計論Ⅰ（消費税法）、税務会計論Ⅱ（所得税法）、税務会計論Ⅲ（法人税法）

教育・研究への取り組み

時代とともに変化する財務会計と税務会計の関連性に着目して、研究を進めている。国際会計、国際税務を主な研究領域としていたが、最近では中小企業会計、非営利法人の会計・税務にも対象を広げている。

略歴

北海道大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得満期退学
国税庁、財務省、税理士法人、税務大学校講師、
金沢星稜大学経済学部准教授などを経て現職

学位

経営学士（明治大学）、政治学修士（日本大学）

所属学会

税務会計研究学会、日本税法学会理事、日本会計研究学会、日本企業経営学会理事、国際公会計学会理事、中小企業会計学会理事

主な著書・論文

著書

『税法学・税務会計論の要点〔改訂版〕』（共著）五紘舎 2022年

『現代の簿記論』（共著）税務経理協会 2021年

論文

「非営利法人の会計と税務に関する研究」（共著）『税務会計研究学会研究報告書』 2020年

「中小企業に対する大学会計教育の現状と課題」（単著）『経営会計研究』第22巻第1号 2019年

「日本と台湾の中小企業会計の現状と課題」（単著）『南台科技大学 国際学術研究大会論文集』 2018年

「中小企業会計におけるIFRS for SMEsの位置付け—日本と韓国の中小企業会計の比較検討—」（単著）『東Asia 企業経営研究』第10号 2017年

「IFRS導入と税務会計との関連性」（単著）『企業経営研究』第20号 2017年

「外国事業体の法人該当性に関する一考察」（単著）『金沢星稜大学論集』第49号 2016年

ニールセン ブライアン／Brian NIELSEN

商学科 教授

専門分野

言語学習、教育工学、Second language learning, educational technology, Computer Assisted Language Learning (CALL)

研究テーマ

有料の英語学習ウェブ・アプリケーションの基本的特徴の評価と定義を客観的に分析するための事例研究を複合的な調査方法により行っています。

Investigating how the effectiveness of educational websites can be measured and effectively evaluated.

(キーワード: Blended learning, online learning, learning website, evaluation)

担当科目

英会話Ⅲ、英会話・作文Ⅰ・Ⅱ、国際社会と異文化交流A・B、PAL (TOEIC英語)Ⅰ・Ⅱ

教育・研究への取り組み

現在、入学前のオンライン英語コースを作成し、試行しています。このオンラインコースは新入生を対象としたもので、90分×3ユニットで構成されており、英語の文法、リスニング、リーディングの能力を向上させるための練習を行います。

Currently developing and trialing an online preparatory English course. This online course is designed for incoming students, and consists of 3 x 90 minute units to practice and improve English grammar, listening, and reading abilities.

略歴

ウロンゴン大学大学院教育学研究科TESOL修士課程修了

Master's degree in TESOL, University of Wollongong

学位

教育学TESOL修士 (ウロンゴン大学大学院)

小学校教育学士 (クイーンズランドテクノロジー大学)

MEd TESOL, University of Wollongong, NSW, Australia

Bachelor of Teaching - Primary Education, Queensland University of Technology

所属学会

全国語学教育学会 (JALT)、日本ムードル協会

主な著書・論文

「Competency-Based Education Features in Moodle」(単著)『Moodle Moot Japan 2019 Proceedings』Vol. 7, 2019

「Fostering Learner Autonomy in Foreign Language Learning: Justifications, Definitions, Misconceptions, and Interrelated Components for Its Realization」(単著)『北海商科大学学術研究会』第8巻 第1号 2019年

「Students' Perceptions and Learning Outcomes of Online Writing Using Discussion Boards」(単著)『The JALT CALL Journal』Vol. 9, 2013

「Sentence Writing: Is it an Effective Technique for Memorizing Words?」(単著)「高専教育」(独立行政法人国立高等専門学校機構)第26号 2003年

橋元 理恵／HASHIMOTO Rie

商学科 教授

専門分野

管理会計

研究テーマ

企業の成長と衰退のプロセスに関する研究、地域ブランドの研究、観光マーケティングの研究、北海道のスイーツの研究

(キーワード：企業の成長・衰退、観光と地域ブランド、北海道スイーツ)

担当科目

管理会計論Ⅰ・Ⅱ、経営分析論Ⅰ・Ⅱ、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、経営分析論特殊講義、管理会計論特殊講義、マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ

教育・研究への取り組み

教育においては、実際に起こっている現象から課題や問題を見だし、的確な分析を通して、解決策を導き出すという実践的な「実学」を身につけることを目標としています。そのため、授業では受け身ではなく、自らの意見を構築し発言する積極的な授業参加ができる授業を目指しています。

研究では、現在「北海道スイーツ」の研究をはじめ、地域資源を活用した北海道の地域活性化についての研究に取り組んでいます。

略歴

神戸大学大学院経営学研究科博士後期課程（会計システム専攻）修了。

2010年：北海商科大学教授（現在に至る）

学位

博士（経営学）（神戸大学）

所属学会

日本商業学会、日本管理会計学会、日本会計研究学会、日本ダイレクトマーケティング学会、日本観光研究学会など

主な著書・論文

「お土産としての北海道スイーツの地域外需要に関する研究」『第35回日本観光研究学会 全国大会 学術論文集』、2020年。

「観光地アメニティから見た外客パーソントリップとマーケティング・コミュニケーション」（共著）吉田秀雄記念財団助成研究報告書、2019年。

「北海道スイーツ企業の売上高推移と上位企業の戦略の方向性」北海商科大学論集第8巻1号、2019年2月。

『観光地のアメニティ』（共著）、白桃書房、2012年。

『管理会計研究のフロンティア』（共著）、中央経済社、2010年。

『先端流通企業の成長プロセス』、白桃書房、2007年。

原子 智樹／HARAKO Tomoki

商学科 教授

専門分野

英語語形成論

研究テーマ

英語新古典複合語の分類上の諸問題

(キーワード：語形成、新古典複合語、語根・接辞、英語学術用語)

担当科目

英会話・作文Ⅰ、言語の科学A・B、異文化と言語A・B、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、PAL (TOEIC 英語)Ⅲ

教育・研究への取り組み

- ・新古典的な合成語を含む、英語の語形成の枠組みを別の角度から連続的に捉え直す試みを継続する。
- ・各成果を連作著書『文化科学の～』シリーズにより発表・出版する準備をする。
- ・同時にこれを生かした講義向け自著テキストを改訂・発展させ、英語の語彙構造の面から英語学習へのアプローチを改良する準備をする。

略歴

北海道大学大学院文学研究科修士課程修了

現在、北海商科大学 教授

学位

文学修士 (北海道大学)

所属学会

日本言語学会、日本英文学会

主な著書・論文

- 『文化科学の素顔』(共著) 共同文化社 2020年
- 『文化科学の次元』(共著) 共同文化社 2016年
- 『文化科学の世界』(共著) 共同文化社 2014年
- 『文化科学の時代』(共著) 共同文化社 2013年
- 『文化科学の方法』(共著) 共同文化社 2012年
- 『文化科学の現在』(共著) 共同文化社 2011年
- 『人文・社会科学の視座』(共著) 共同文化社 2010年

深澤 史樹／FUKAZAWA Fumiki

商学科 准教授

専門分野

地域経済学、食料経済学、資源経済学

研究テーマ

地域資源(食や観光等)を活用した地域経済の再生に関する比較研究

(キーワード：食と観光、地域資源、地域分析)

担当科目

経済システム理論Ⅰ・Ⅱ、経済理論A・B、観光政策論Ⅰ・Ⅱ、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

学生の皆さんへは「調べて、書く、他者に伝えるためのプレゼンテーションができるようになる」ことを目標に、そのために必要な方法論や実践を促し、ゼミにおいては、少人数で実践的訓練を行っております。当研究室では、地域経済の再生のためのカギとなる、地域における「食」や「観光」などの地域資源を発見・再確認し、理論と実証の両面から研究しております。

略歴

1995年：北海道大学大学院環境科学研究科博士後期課程単位修得退学

学位

学術修士 (北海道大学)

所属学会

日本フードシステム学会、日本農業経済学会、北海道地域観光学会(理事)

主な著書・論文

- 「北海道・ニセコ町におけるまちづくりに関する分析・再評価」(共著)、『生活経済学研究』第48巻、99-114頁、2018年9月。
- 「循環型社会の構築への取り組みと課題—北海道におけるバイオマス資源の利用実態を事例に一」(単著)、『酪農学園大学紀要人文・社会科学編』第41巻第2号、37-51頁、2017年3月。
- 『らくらく生物統計学(改訂版)』(共著) ムイスリ出版、2015年4月。
- 『食品流通イノベーション(退任記念論文集)』(共著) 酪農学園大学エクステンションセンター刊、2013年3月。
- 「綿羊肉需要に関する日中比較分析—綿羊肉需要拡大の方向性を焦点に一」(共著)、『酪農学園大学紀要人文・社会科学編』第31巻第2号、85-129頁、2007年4月。

保坂 智／HOSAKA Satoshi

観光産業学科 准教授

専門分野

日本語、日本文学

研究テーマ

『源氏物語』を中心とした物語文学の本文解釈

担当科目

日本文学と日本語A・B、日本文化と東アジアB、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、特殊講義Ⅰ（文学からみた北海道・東北）、特殊講義Ⅱ（日本古典文学の風景）

教育・研究への取り組み

物語における和歌と散文の関わりを『源氏物語』を中心に研究しています。授業では日本の文学や文化全般を扱うので広く関心を持つよう心がけ、自分にとっても刺激となるものにしていくつもりです。

略歴

2007年：北海道大学大学院文学研究科博士課程修了

2007年：藤女子中学・高等学校 勤務（～2016年）

2016年：北海商科大学 講師

2020年：北海商科大学 准教授

学位

博士（文学）（北海道大学）

所属学会

中古文学会、北海道大学国語国文学会

主な著書・論文

「『ひとつ涙』考：『源氏物語』を中心に」、『国語国文研究』第156号、2021年

「ソウル大学蔵『源氏物語』須磨巻の翻刻と考察（下）：校訂による本文変化」（共著）、『北海商科大学論集』第10巻1号、2021年

「『浜松中納言物語』末尾「涙に浮き沈み」考：源泉としての『源氏物語』」、『国語国文研究』第152号、2019年

「ソウル大学蔵『源氏物語』須磨巻の翻刻と考察（上）：漢字使用率と本文の系統」（共著）、『北海商科大学論集』第8巻1号、2019年

「『大和物語』162段考：在中将章段における「しのぶ」の連鎖」、『大和物語研究』第3号、2007年

細野 昌和／HOSONO Masakazu

観光産業学科 教授

専門分野

観光行動学、地域観光学、情報科学、社会心理学

研究テーマ

着地における観光・防災・地域情報提供のあり方
(キーワード：観光行動、公衆Wi-Fiインフラ、クラウド)

担当科目

コンピュータ・リテラシーⅠ、社会心理学、観光学Ⅰ、観光調査論、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

教育においては学生の自主性を重視します。また、観光研究においては、観光行動の主体である人々の心理の視点からアクセスしています。

略歴

1998年：北海学園北見大学商学部助教授
2000年：東北大学大学院情報科学研究科修了
2001年：カナダ・アルバータ州立レスブリッジ大学客員教授
2007年：北海商科大学商学部准教授
2012年：北海商科大学商学部教授（現在に至る）

学位

博士（情報科学）（東北大学）

所属学会

観光まちづくり学会（会長）、日本社会心理学会、現代行動科学学会、日本心理学会

主な著書・論文

『インバウンド観光を見据えた盛岡市観光におけるWi-Fi環境の変化と課題に関する研究』、観光まちづくり学会誌, Vol.16, Autumn, 2019
『インバウンド観光の行動とモバイル環境の課題—盛岡市内散策観光を例に一』、現代行動科学学会誌, 第31号, 1-10, 2015
『旅行形態とモバイルICTを利用した着地情報提供のあり方に関する研究—公衆Wi-Fiとスマートフォンの連携活用に向けて—』、観光まちづくり学会誌, Vol.11, March, 2014
『観光と地域振興』（共著）、海文堂、2013
『散策観光におけるWi-Fiを活用した情報提供のあり方—北上川親水観光を想定して—』、観光まちづくり学会誌, Vol.10, March, 2013

舩田 佳弘／MASUDA Yoshihiro

観光産業学科 准教授

専門分野

中国経済、移行経済論、比較体制論、進化経済学

研究テーマ

経済発展における政府の機能

移行経済に対する経路依存的・進化的アプローチ

(キーワード：一带一路戦略、新構造経済学)

担当科目

日本近代とアジアA・B、東アジアの動きA・B、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール、アジア比較文化論、東アジアビジネス論特殊講義

教育・研究への取り組み

教育面としては、コロナの状況はまだ予断を許さないものであり、可能な範囲で対面講義を実施するようにはしますが、遠隔とせざるを得ない場合もあるかもしれません。対面講義でも同じですが、遠隔では特に一方的な受講になりがちです。そこで受講生からの質問を重視したいと思います。こちらが回答に窮するような質問が出ることを期待しています。

研究面では、引き続き中国経済を主として進めます。特に近年は「一带一路」構想について経済学から検討を加えています。「一带一路」は経済政策であると同時に政治的・外交的意図も有するため、集合行為論や政治経済学的アプローチも必要になると考えています。

略歴

2010年：北海道大学経済学研究科現代経済・経営専攻博士課程修了

2010年～2012年：外務省専門調査員（在重慶日本国総領事館）

2015年：日本文理大学准教授

2019年：北海商科大学商学部准教授（現在に至る）

学位

博士（経済学）（北海道大学）

所属学会

進化経済学会、経済社会学会

主な著書・論文

『北東アジアの地政治』、北海道大学出版会、2021年 共著（第6章）

『「見えない壁」に阻まれて―根室と与那国でボーダーを考える』、国境地域研究センター・北海道大学出版会、2015年

「新構造経済学―何が〈新しい〉のか―」『日本文理大学紀要』（研究ノート）第45巻第2号・第46巻第1号 合併号 創立50周年記念号

松原 英二／MATSUBARA Eiji

商学科 准教授

専門分野

証券論

研究テーマ

証券化

(キーワード：電子マネー・資産担保証券「ABS」)

担当科目

特殊講義Ⅰ（暮らしと金融）、特殊講義Ⅰ（FP）、金融システム論Ⅰ・Ⅱ、国際金融論、コマー研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

現在では従来の学問的な枠組みを越え、金融分野と証券分野の融合が著しい速度で進展している。そのことをふまえ、研究においてもそして授業でも、現実的かつ実践的アプローチを目指す考えである。

略歴

1992年：早稲田大学大学院商学研究科博士課程 単位取得満期退学

学位

商学修士（早稲田大学）

所属学会

日本経営診断学会、証券経済学会

主な著書・論文

「電子社会におけるクレジットカードの役割」北海商科大学論集 第1巻第1号 北海商科大学学術研究会 2009.11.30

水野 俊平／MIZUNO Syunpei

商学科 教授

専門分野

韓国語（朝鮮語）学

研究テーマ

百済語・百済漢字音、上代日本語借字表記法 韓国の地名、梵字のハングル音写
（キーワード：百済語、漢字音、上代日本語）

担当科目

韓国語Ⅰ・Ⅱ、海外韓国語、社会と経済（韓国）、特殊講義Ⅰ（韓国言語）、特殊講義Ⅱ（韓国歴史）、アジア語学特殊講義（韓国語）、韓国文化論特殊講義

教育・研究への取り組み

語学の科目を1年受講すれば、中級以上に進めるように基礎を固めることを目標にしています。特殊講義では語学・史学の疑問点を解き明かす学びの場にするように心掛けています。

略歴

天理大学外国語学部朝鮮学科卒業、全南大学大学院国語国文学科博士課程修了

学位

文学博士（全南大学校）

所属学会

朝鮮学会、国語学会（韓国）、計量国語学会、地名学会、ハングル学会（韓国）

主な著書・論文

（著書）『韓国の若者を知りたい』（岩波書店）
『韓国の歴史・増補改訂版』（河出書房新社）
『百済と百済漢字音、百済語』（図書出版亦楽）
『韓国人の日本偽史』（小学館）
『庶民たちの朝鮮王朝』（角川書店）

見附 陽介／MITSUKE Yousuke

商学科 准教授

専門分野

社会思想史、社会哲学、社会倫理学

研究テーマ

身体と社会的環境の関する哲学的・倫理学的研究
（キーワード：（ポスト）モダニズム研究、社会身体論、唯物論）

担当科目

哲学と社会思想A・B、市民社会と自由A・B、社会文化ゼミナール、異文化ゼミナール

教育・研究への取り組み

思想的・理論的な概念や考え方の習得によって学生自らが自身の社会的立ち位置を分析し、今後進むべき道を定めることができるようになることを教育の主眼としている。研究では、合理性概念が従来の社会に与えた影響を分析し、それが規範として今後どのように展開し得るか検討を行っている。

略歴

2010年：北海道大学大学院文学研究科博士後期課程修了

2010年：北海道大学大学院文学研究科専門研究員

2017年：北海商科大学商学部 講師

2021年：北海商科大学商学部 准教授

学位

博士（文学）（北海道大学）

所属学会

社会思想史学会、日本倫理学会、日本哲学会、日本社会学会、日本建築学会

主な著書・論文

著書

（単著）『象徴機能と物象化——人間と社会の時代診断に向けて』、北海道大学出版会、2011年

論文

（単著）「アレグザンダーの建築思想に探るポストモダニズムの可能性」、『哲学』（日本哲学会編）第71号、2020年

（単著）「機械と権力をめぐる社会思想的考察—蒸気機関からAIまで—」、『北海商科大学論集』第9巻第1号、2020年

（単著）「倫理学はいかに福祉の課題に関わるか—生活モデルと都市との関わりから探る—」、『地域ケアリング』、Vol.20 No.14、2018年

（単著）「カント倫理学の社会化における自由と身体——センのロールズ批判を手掛かりに」、『倫理学年報』（日本倫理学会編）第六十六集、2017年

（単著）「社会的排除と身体制度——「障害の社会的構成」に関するもう一つの視点について」、『障害学研究』（障害学会編）11号、2016年

村松 祐二／MURAMATSU Yuji

商学科 教授

専門分野

企業経営と経営戦略

研究テーマ

自動車産業の経営研究

(キーワード：次世代自動車、自動運転、競争戦略)

担当科目

経済と社会の仕組みⅠ、企業経営論Ⅰ・Ⅱ、中小企業経営論、企業経営戦略論、コマース研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

経営に関する学問も、例外にもれず時代との関係が大事です。コロナ禍とその後に続く企業経営の変化に注目しています。

略歴

日本大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得満期退学、北海学園北見大学商学部教授などを経て現在に至る。

学位

商学修士（日本大学）

所属学会

日本経営学会、公益事業学会、日本中小企業学会、産業学会

主な著書・論文

「自動運転をめぐる現状」『交通権』35号、2019年

『文化科学の次元』（共著）共同文化社、2016年

「フォルクスワーゲンにおける大規模リコール問題」『商学集志』86巻2号、2016年

『文化科学の世界』（共著）共同文化社、2014年

『文化科学の時代』（共著）共同文化社、2013年

山田 勅之／YAMADA Noriyuki

観光産業学科 教授

専門分野

観光文化論、歴史学

研究テーマ

中国少数民族地域の観光動態

(キーワード：観光文化、中国、マイノリティ、伝統の創造)

担当科目

観光振興論Ⅰ・Ⅱ、観光文化論、旅行業実務、ツーリズム研究、観光研究ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、観光振興論特殊講義、地域観光振興特殊研究Ⅰ

教育・研究への取り組み

中国少数民族地域の観光動態について研究しております。また国内では、地域資源を観光振興に用いた結果、どのような問題が生じるか、考察しています。いずれも観光社会学的視角を用いて分析しています。授業では、これらの成果を展開させながら、教員と学生間の双方向性を図っていくことを心掛けています。

略歴

2009年：神戸大学大学院総合人間科学研究科 博士後期課程修了

2014年：大阪成蹊短期大学観光学科 准教授

2017年：大阪成蹊短期大学観光学科 教授

2019年：北海商科大学商学部 教授（現在に至る）

学位

博士（学術）（神戸大学）

所属学会

観光学術学会、観光総合学会、アジア政経学会、内陸アジア史学会、日本チベット学会

主な著書・論文

著書

『入門観光学』（共著）ミネルヴァ書房、2018年

『雲南ナシ族政権の歴史——中華とチベットの狭間で』（単著）慶友社、2011年

論文

「中国内モンゴル自治区における観光文化創生の実情」『総合観光研究』13、13-28、2015年

「チベット自治区における観光の発展と政策——チベットを「中華の辺境」としてどのように見せるのか」『アジア経済』51(2)、2-19、2010年

「世界文化遺産・麗江旧市街をどのように語り、ディスプレイするか——明代ナシ族木氏土司に対する認識と観光スポットとしての木府」『アジア研究』56(3)、12-29、2010年

劉 玓／LIU Gan

商学科 講師

専門分野

中国語、中国文化、中国経済

研究テーマ

中国における電力工業の発展史、少数民族地域の発展など
(キーワード：中国、工業、電力、少数民族地域)

担当科目

中国語Ⅰ・Ⅱ、中国語会話・作文Ⅰ・Ⅱ、PAL（専門職中国語）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

教育・研究への取り組み

教育と研究を両立しながら、これまでの職歴、経験、資格（旅行業務取扱管理者等）等を活かし、中国語教育を通して、履修者に中国の歴史、文化及び経済発展の現状をより把握や理解させるように努めます。

略歴

2004年：北京第二外国語学院日本語学科卒業
2008年：横浜商科大学商学部貿易観光学科卒業（交換留学）
2010年：横浜国立大学大学院国際社会科学府経営学専攻修了
2020年：北海商科大学大学院商学研究科ビジネス専攻博士号取得
2010年：中国国有企業（電力）職員、国家公務員、研究員として（～2021年）

学位

学士（商学）（横浜商科大学）
修士（経営学）（横浜国立大学）
博士（商学）（北海商科大学）

所属学会

北東アジア学会

主な著書・論文

（単著）「計画経済時期（1949-1985年）における中国電力工業の発展」『北海商科論集』、第08巻、第1号、2019年
（単著）「从日本文化旅游资源开发对我市旅游产业发展的若干思考」『鄂尔多斯政协』、第4期、2020年
（単著）「中国の『改革開放』政策と電力工業における初期改革—『集資辦電』を中心に—」『北東アジア地域研究』、第27号、2021年

教育研究評価委員会

学長	伊藤 昭男
学部長	堂徳 将人
商学研究科長	阿部 秀明
教務センター長	佐藤 博樹
学術発展センター長	竹野 学
入試・広報センター長	山田 勅之
学生支援センター長	村松 祐二
キャリア支援センター長	伊藤 寛幸
国際交流センター長	水野 俊平
大学事務長・大学院事務長	柴田 敬司
教務課長	栗原 隆文

令和4(2022)年度 自己点検・評価

令和4(2022)年10月発行

発行者 北海商科大学

〒062-8607 札幌市豊平区豊平6条6丁目10番

TEL : 011-841-1161

URL : <https://www.hokkai.ac.jp>
